

平成 29 年度 大学機関別認証評価
自 己 点 検 評 価 書
[日本高等教育評価機構]

平成 29 (2017) 年 6 月
高崎商科大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	4
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	7
基準 1 使命・目的等	7
基準 2 学修と教授	18
基準 3 経営・管理と財務	64
基準 4 自己点検・評価	82
IV. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価	88
基準 A 地域連携	88
基準 B 海外活動	95
V. エビデンス集一覧	98
エビデンス集（データ編）一覧	98
エビデンス集（資料編）一覧	99

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 高崎商科大学の建学の精神・大学の基本理念

本学の母体となる学校法人高崎商科大学は、明治39(1906)年、創立者・佐藤タ子によって設立され、平成29(2017)年の今年、111周年を迎えた。

高崎商科大学の建学の精神は、本学園創立以来の「自主・自立」である。本学はこの建学の精神に立脚し、「実学重視」「人間尊重」「未来創造」を教育理念に、平成13(2001)年に既設の高崎商科短期大学の一部を改組転換し開学、さらに広く深い教養を培い人格の陶冶に努めながら専門的な教育を行い、経済社会・産業界の興隆ならびに文化の発展に貢献しうる有為な人材を育成することを目指している。

地元産業界をはじめ広く社会において活躍することのできる人材を養成するためには、人間尊重の理念のもとに実学すなわち実務的専門教育を行わなければならないと考える。社会の発展に貢献することのできる人材の育成は、専門的教育にのみ傾斜することのない全人的な教育を行うことを目指している。

2. 本学の使命・目的

建学の精神である「自主・自立」に基づいて、「実学重視」「人間尊重」「未来創造」の3つの教育理念を定めた。「実学重視」は、グローバル化・情報化・高度化の進む社会の多様なニーズに対応し、商学に関する専門的教育によって高度な知識や実務的能力を養成し、21世紀「知識基盤社会」を担える経済・産業界のリーダーを育成することを表している。「人間尊重」は、自由闊達な学風のもとに豊かな教養と総合的な判断力を養い、社会人として必要な人間力を身に付けた人材を育成することを狙いとしている。

「未来創造」は、高度な専門教育と人間性の陶冶を結びつけて、一人ひとりが自己の能力を伸ばし未来を創造的に切り開く力を練成することを意味している。専門教育と人間教育が相まってこそ、学ぶ者に高度な専門性を発揮しつつ未来を創造的に切り開くという真の力が備わる教育を目的としている。

このような教育理念を掲げる本学商学部商学科（平成22(2010)年4月から流通情報学部流通情報学科より名称変更）においては、社会の高度情報化・グローバル化の急速な進展を踏まえた現代の商学—流通・マーケティング、経営、会計、観光まちづくり等の領域に重点をおいた研究を推進している。また、その成果を産業社会・地域の発展・活性化のために還元することの重要性が増してきている。そうした研究の進展は商学の新しい学的発展・体系化に大いに裨益し、学部教育に生かされている。

ところで近年、国内外にわたる情報ネットワークの発達の中で、流通システム化・流通革新がめざましい勢いで進行してきた。こうした社会の構造変化に対応する人材育成と研究を行う本学の使命に対する社会の要請と期待が高まってきた中、平成18(2006)年4月より、大学院(修士課程)流通システム研究科流通システム専攻がスタートした。

その後、学部名称が「商学部」に変更されたことを受けて、大学院の「流通システム研究科流通システム専攻」も、平成23(2011)年度より「商学研究科商学専攻」に変更になった。平成25(2013)年度になり商学部の教育・研究との整合性を高めるために、研究科のカリキュラム改革を行い、名実ともに6年間の一貫教育が可能な体制となった。

以上のような本学開学以来の教育、研究、地域貢献活動の経験と実績を踏まえつつ、「商学科」を再編する新たな学科の開設が構想・計画され、今年4月から、新学科―「経営学科」・「会計学科」の2学科がスタートすることとなり、本学はビジネス系総合大学へ向けた第一歩を踏み出した。

3. 個性・特色

本学は商業都市高崎に位置している。高崎市は古くから関東・上越・信越をつなぐ交通の要衝として栄え、今日では準首都圏の枢要な地位を占めている。いわゆる「平成の大合併」により高崎市は群馬県下最大規模の中核都市となった。

本学は、平成28（2016）年度までは1学部（商学部）1学科（商学科）で構成される収容定員800人の小規模校であり、地元群馬県からの入学生が70%を超える地域に根ざした大学である。平成29（2017）年度からは、社会のニーズに対応する改組転換により商学部経営学科・会計学科の2学科となった。

本学はその課せられた使命を果たす上で絶好の位置にあつて、地域社会との緊密な連携も特色のひとつとして商学系の特性を十分に発揮することができる。平成21（2009）年度から、これまで以上に地域貢献活動等を推進するため、国際・地域交流委員会を発展させた組織として「高崎商科大学国際・地域交流センター」を設置した。

この設置によって、地元で信頼される「地域密着型の大学」を目指していることがより鮮明になり、近隣の小中学校や公民館、道の駅、行政、民間企業、地元住民との交流・連携が一段と進むようになった。こうした実績が、平成25（2013）年度には、県内で唯一、文部科学省の「地（知）の拠点整備事業」（大学COC事業）の採択にも繋がることになった。この採択を受けて、大学の「国際・地域交流センター」は「高崎商科大学コミュニティ・パートナーシップ・センター」（CPCと略称）に発展的に改組された。現在、地域活動拠点として、地元高崎市に「山名拠点」を設け、富岡市には「富岡サテライト」を設置して、地域貢献活動を行っている。本学も連携してきた富岡製糸場が平成26（2014）年6月に世界遺産に登録され、富岡市との連携事業は新たな発展段階に入った。8月には、富岡市さらに高崎市との間で、地域連携事業に関して包括的協定を締結、平成27（2015）年になり下仁田町（甘楽郡）とも協定を締結した。民間企業としては、同じ時期に本学もその沿線に位置する上信線を運行する上信電鉄と包括協定を結び、JR東日本（高崎駅）とも協力関係を構築した。

さらに、平成27（2015）年秋には「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）」に参加校として加わることになり、新たに地元を代表する金融機関―高崎信用金庫、しののめ信用金庫とも包括的連携協定を結んだ。地域振興策を提起しながら地域貢献の人材を育成し、若者の地元就職をサポートしていく。

また、少人数教育も本学の特色のひとつであり、小規模校として学習支援から学生生活、就職支援まで、学生一人ひとりにきめ細かく対応する「面倒見よく育てる大学」「地元で最も信頼される大学」を目指している。こうした指導体制のもとに、就職率は経済環境・雇用情勢の変化を問わず、地元を中心に毎年度安定してほぼ100%を達成している。

さらに、平成25（2013）年度以降は日商簿記1級や「税理士試験」に科目合格する学生が多数にのぼるようになり、平成26（2014）年度は「公認会計士試験」（短答式）合格

者、公立校教員採用試験、県庁や地元市役所の現役合格者も輩出した。平成27（2015）年度には待望の「公認会計士試験」（論文式）の現役合格者（1名）も誕生した。公認会計士の大学生現役合格は、群馬県内初の壮挙であり、翌28年度も3名が合格、うち2名は全国最年少合格となった。平成29（2017）年度は会計学科が始まり、多くの公認会計士試験（論文式）合格者が見込まれる。

平成25（2013）年度からは、本学の簿記会計教育の特性を活かして、全国規模での「高大連携・接続事業」を開始した。平成29（2017）年5月現在、北海道から九州まで全国の高校34校及び3つの団体（岐阜県・鹿児島県・埼玉県）と高大連携協定（Haul-Aプロジェクト）を取り結んでいる。そのなかでも有力校については、卓越した指導体制を構築・維持するためにSAH（スーパー・アカウンティング・ハイスクール）に指定している。こうした7年間の高大接続教育をめざす連携関係は、他の大学には見られない本学の大きな特色のひとつとなっている。

また、平成29（2017）年度にスタートした経営学科では、授業内外で企業との連携を強化している。「3.5本の矢プロジェクト」では、楽天株式会社、株式会社電通、アドビシステムズ株式会社の3社と提携し、アクティブ・ラーニング要素を取り入れた教育プログラムの開発を行ってきた。企業の求める人材像の変化と大学教育の変化の接点でオリジナリティの高い実験的な教育プログラムとなり、地元メディア等にも注目されている。

開学当初より続けている本学独自の「ビジネスアイデアコンテスト」や、上毛新聞社や群馬県の新進企業による起業コンテスト・サポート事業である「群馬イノベーションアワード」も、商学部の実践的な教育の機会として活用してきた。

このほか、世界的に著名なIT企業はじめ数社と協力関係を結ぶなど本学独自の産学連携の教育研究事業を推進しており、また、他の短期大学2校と連携協定を締結、まだ数は少ないが国内の大学、海外の大学とも包括的連携協定の締結を進めている。

本学は、個性ある魅力に富む教育、研究、地域貢献活動に取り組んで着実に実績をあげ、地域社会を基盤に広く現代産業社会のさまざまな要請に応えながら自らの存在意義を高め、揺るぎない商大「ブランド」・「独自力」を確立していく。

Ⅱ. 沿革と現況

1. 本学の沿革

本学の母体となる学校法人高崎商科大学は、明治39(1906)年、創立者・佐藤タ子によって設立された「私立裁縫女学校」をもって始まる。

学園創立80周年にあたって本学の前身となる短期大学の設置計画が策定され、昭和63(1988)年、高崎商科短期大学が開学となった。その後、21世紀の幕開けと同時に、本学・高崎商科大学が設置され、さらに平成18(2006)年には高崎商科大学大学院が開学した。

本学園は、創立以来「自主・自立」の建学の精神に立ち、明治・大正・昭和をつらぬき優に100年を超える歴史を閱しながら平成の今日に至っている。学校法人高崎商科大学は、沿革史に通覧されるように幼稚園から高等学校、短期大学、大学、大学院を擁する総合学園として社会の発展に貢献する有為な人材を輩出する使命を果たし続けている。

明治39(1906)	年4月8日	私立裁縫女学校、高崎市柳川町2番地80に創立
明治40(1907)	年3月9日	私立佐藤縫製女学校と改称
明治42(1909)	年6月1日	本科、師範科、専修科、研究科を設置
明治44(1911)	年4月1日	師範科卒業生に無試験検定による小学校専科正教員の資格を与えられる
昭和18(1943)	年4月1日	財団法人に組織変更、佐藤高等技芸女学校(甲種実業学校)と改称、校舎を現在地の大橋町237番地に移転
昭和23(1948)	年4月1日	学校教育法による高等学校となり、佐藤技芸高等学校と改称家庭科を設置
昭和25(1950)	年2月1日	校名を高崎技芸高等学校と改称
昭和26(1951)	年3月1日	財団法人から学校法人に組織変更
昭和36(1961)	年6月1日	佐藤学園高等学校と校名変更
昭和43(1968)	年4月1日	佐藤学園高等学校附属幼稚園開園
昭和62(1987)	年12月23日	学校法人名を佐藤学園から高崎佐藤学園に変更 高崎商科短期大学設置認可
昭和63(1988)	年4月1日	高崎商科短期大学商学科開学
平成4(1992)	年12月21日	高崎商科短期大学に秘書科増設認可
平成5(1993)	年4月1日	秘書科開学
平成12(2000)	年12月21日	高崎商科大学設置認可
平成13(2001)	年4月1日	高崎商科大学流通情報学部流通情報学科開学 短期大学の名称を高崎商科大学短期大学部に変更し、 秘書科を現代ビジネス学科に名称変更
平成17(2005)	年12月5日	高崎商科大学大学院流通システム研究科設置認可
平成18(2006)	年4月1日	高崎商科大学大学院流通システム研究科開学
平成20(2008)	年8月1日	学校法人名を高崎佐藤学園から高崎商科大学に変更
平成22(2010)	年4月1日	高崎商科大学流通情報学部流通情報学科を商学部商学科に名称変更

高崎商科大学

平成23（2011）年4月1日 高崎商科大学大学院流通システム研究科を商学研究科に
名称変更

平成29（2017）年4月1日 高崎商科大学商学部商学科から商学部経営学科・会計学科
に変更

2. 本学の現況（平成29年5月1日現在）

- ・ 大学名 高崎商科大学
- ・ 所在地 群馬県高崎市根小屋町741番地
- ・ 学部構成
 - 大学院 商学研究科
 - 商学部 経営学科、会計学科、商学科
 - ※経営学科と会計学科は平成29年度開設
 - 商学科は同年度募集停止（3年次編入は除く）
- ・ 学生数、教員数、職員数
- ・ 学部学生数（平成29年5月1日現在）

学部	学科	入学定員	編入学定員	収容定員	在籍学生総数	在籍学生数内訳			
						1年次	2年次	3年次	4年次
商学部	経営学科	130	—	130	92	92	—	—	—
	会計学科	70	—	70	77	77	—	—	—
	商学科	—	(3年次)10	605	476	—	155	156	165

- ・ 大学院学生数（平成29年5月1日現在）

研究科	専攻	入学定員	収容定員	在籍学生総数	在籍学生数内訳	
					1年次	2年次
商学研究科	商学専攻	5	10	3	1	2

- ・ 教員数（平成29年5月1日現在）

学部・学科、研究科・専攻		専任教員数				助手	兼任教員数
		教授	准教授	講師	計		
商学部	経営学科	14	6	1	21	0	35
	会計学科	6	4	0	10	0	
商学研究科	商学専攻	(11)	(3)	(1)	(15)	0	(5)
合計		20	10	1	31	0	35

※ 大学院研究科の専任教員数及び兼任教員数の（ ）内は、学部の専任教員及び兼任教員が兼務の数

高崎商科大学

・職員数（平成29年5月1日現在）

専任職員	嘱託職員	パート職員	派遣	合計
19	0	7	0	26

※ 各職員数は、大学職員の合計

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

《1-1 の視点》

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

本学は、平成 13 (2001) 年 4 月に高崎商科大学として開設された。開設に際しては、前身の高崎商科短期大学の「自主・自立」の建学の精神を継承しながら、「実学重視」、「人間尊重」、「未来創造」を教育理念に掲げ、未来志向の全人教育を目指してきている。

建学の精神に基づく教育理念を明確に示し具体的に実行するために、以下のとおり本学の使命・目的を明示している。

1) 「高崎商科大学学則」(エビデンス集(資料編)[資料 1-1-1])

- ① 建学の精神のもと、第 1 条において、教育基本法及び学校教育法に則って、本学の使命と目的を明記している。
- ② 第 6 条では、商学部としての人材養成・教育目的をさらに明確に示している。

2) 「学生便覧」(2017 年度)

学生の便に供する便覧では建学の精神(エビデンス集(資料編)[資料 1-1-2])及び教育理念(エビデンス集(資料編)[資料 1-1-3])を明記している。さらに 3 つのポリシー「アドミッションポリシー」「カリキュラムポリシー」「ディプロマポリシー」(エビデンス集(資料編)[資料 1-1-4])に具体化されている。とくに「ディプロマポリシー」については、学科ごとにそれぞれの人材育成の方針を明確に記している。

それに続く学科・コースの概要では、さらに具体的にコース単位で人材育成方針や人材像が示されており、学生が目的意識を持って履修できるように構成してある。

3) 大学ホームページ・大学案内

- ① 「ホームページ」において、受験生をはじめ外部の閲覧者に対しても、本学の建学の精神、教育理念及び学科ごとの人材育成の目的を分かり易く具体的に明示している。
- ② 「大学案内」では、冒頭に建学の精神を、また巻末に「アドミッションポリシー」を明記してある。また、学科説明のページでは人材育成の具体的な内容をビジュアルな手法も駆使して分かり易く示している。

4) その他

建学の精神、教育理念をキャンパスの目に付き易い場所に掲げ、あるいはまた各種の学内外広報媒体等において明示し周知に努めている。

1-1-② 簡潔な文章化

学生便覧において、「建学の精神」「教育理念」の概要を文章で説明してある。建学の精神である「自主・自立」について、学園創設の際に掲げられた教育の柱から継承し、現代的な表現とした由来を記述してある。また、教育理念である「実学重視」「人間尊重」「未来創造」について、時代背景等を踏まえて学生向けに記述してある。

保護者向けの冊子である「商大保護者のためのガイドブック」においても、「建学の精神」「教育理念」「3つのポリシー」に関する学生便覧同様の記述が冒頭にある。

大学案内や大学ホームページでの記述は、学生便覧のものを簡素化したものを表記してある。

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

今後とも、建学の精神、教育理念を具体的、明確に示し続けるとともに、人材育成の方針を、教育や地域、産業を取り巻く状況に対応させて柔軟に変化させていく必要がある。

平成 29(2017)年度の新学科開設においても、建学の精神や教育理念に立ち返り、時代状況にあわせた解釈を行いながら進めてきた。今後も建学の精神や教育理念を尊重しつつ有効性を担保し続けていく。

建学の精神や教育理念の学生、保護者、地域社会での認知度をさらに高めるために、様々な機会やメディアを通じた情報発信を行っていく。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

《1-2 の視点》

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

(1) 1-2 の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 個性・特色の明示

本学は、建学の精神に立脚し自立した職業人として活躍できる専門的な知識・スキルを身に付け人間力を磨く「実学重視」の教育と「人間尊重」の教育を特色としており、「未来創造」の実現をめざしている。この「実学重視」「人間尊重」「未来創造」の教育理念を指針として具体的な教育域貢献活動が取り組まれている。また、新学科設置にあたり、大学開学以来の教育・研究・地域貢献活動の成果を踏まえながら、開学時の教育理念や教育目的の再解釈を行い、新学科届出時に反映させてきた。特に本学の個性や特色をあらわしている具体的な取り組み例は以下に述べるとおりである。

1) キャリア教育・キャリア支援

卒業後の進路について、本学ではキャリアサポート室において、1年次より各種講座や個別面談・相談コーナーなどを通してきめ細かく徹底したキャリア支援、就職支援の活動を行っているが、こうした支援活動はカリキュラムとも緊密に連携している。

学部教育ではキャリア意識の醸成、自己の将来像の展望・形成を目的とした科目を必修としている。商学科では1年次の「キャリアデザインⅠ」(半期)、2年次の「キャリアデザインⅡ」(通年)、3年次の「キャリアデザインⅢ」(半期)を配置してきた。経営学科、会計学科では「キャリアデザインⅠ」(1年・半期・必修)「キャリアデザインⅡ」(2年・半期・必修)に加えて、「ロジカルシンキング」「自己管理とビジネス倫理」「他者理解と信頼関係」(すべて1年・半期・必修)においても、科目全体の中でキャリア形成を重要なテーマの一つとしている。

また、広くキャリア関連の事項を学ぶ科目やキャリア関連の実習科目を科目区分を横断して設けている。地元の産業・企業の特徴や地域活性化の課題・展望、歴史や人々の暮らし、学び、仕事などを身近に実践的に学ぶ機会となっている。商学科では、各履修コース共通の必修・選択科目として「地域創造」(1年・半期・必修)「群馬の歴史と文化」(2年・半期・必修)に加え、「キャリア形成論」(1年・半期・選択)「生涯学習論」(2年・半期・選択)「インターンシップ」(3年・集中・選択)がある。経営学科、会計学科では、基礎教育科目として「チームワークとリーダーシップ」(2年・半期・選択)「経営導入基礎Ⅰ」(1年・半期・必修)「経営導入基礎Ⅱ」(2年・半期・必修)「地域創造」(1年・半期・必修)「群馬の歴史と文化」(1年・半期・必修)「長期キャリアプログラム」(2、3年・集中・選択)「短期キャリアプログラム」(2、3年・集中・選択)「インターンシップ」(2、3年・集中・選択)がある。

少人数で実施する必修のゼミナール形式の演習授業では、担当指導教員が学生個人に「自己発展評価シート」(「未来創造プラン」と称する)を毎学期作成させ、キャリア形成に資するように指導を行っている。商学科の「教養演習Ⅰ」(1年)「教養演習Ⅱ」(2年)、「専門演習Ⅰ」(3年)「専門演習Ⅱ」(4年)また、経営学科、会計学科の「日本語リテラシーⅠ、Ⅱ」(1年)「日本語リテラシーⅢ、Ⅳ」(2年)「経営学研究法」「会計学研究法」「経営学課題研究」「会計学課題研究」(いずれも3年)「経営学卒業研究Ⅰ、Ⅱ」「会計学卒業研究Ⅰ、Ⅱ」がこれに該当する。

参考資料(エビデンス集(資料編)[資料1-2-1])

2) 地域連携活動による人材の育成

本学は地元からの入学者が多く、地元に根ざした「地域密着型の大学」を標榜しており、地域連携活動を通じた人材の育成は、本学の大きな特色のひとつである。

開学以来、地域社会の発展に貢献できる有為な人材の育成に努めてきた実績のもとに、本学は、平成25(2013)年度、文部科学省の「地(知)の拠点整備事業」(大学COC事業)に採択された。(エビデンス集(資料編)[資料1-2-2])

それにともなって、「国際・地域交流センター」は「コミュニティ・パートナーシップ・センター」(CPCと略称)に発展的に改組され、本学の教育・研究はより地域志向

となり地域貢献のレベルが格段に高まっている。昨年はまた「地方創生推進事業」(COCプラス)も加わった。

学生たちは、これまで以上に、学内から学外に飛び出して地域のなかで、地域の人々と交流、コミュニケーションを図り実践的にも学ぶことで、建学の「自主・自立」の精神をしっかりと身に付けることができるようになってきている。

学生たちの地域における学びの場は、近隣の小中学校や街中、道の駅、鉄道とその沿線地域、とくに平成 26 (2014) 年 6 月に世界文化遺産登録の決定した富岡製糸場とその周辺地域、さらには下仁田町に至るまで広く豊富に存在している。富岡市内には CPC の地域活動拠点として、富岡市の支援協力により「富岡サテライト」を商店街に確保し、高崎市内でも本学所在の地元と同じような活動拠点を設けている。

このように、フィールド教育、アクティブ・ラーニングを外へ展開していくことで「人づくり」が「まちづくり」「地域づくり」に繋がっていることを強く実感、地域連携活動の重要性を再認識している。詳細については、基準 A「地域連携」で述べる。

3) 経理研究所による卓越した取り組み等

建学の精神のもと、本学では、実学教育・人間教育のさらなる成果の高揚をめざして、難関の資格取得や検定・採用試験合格をめざす学生のための課外教育プログラムを導入し、学内ダブルスクールとして運用している。「経理研究所」「公務員プログラム」が該当する。

まだ開設して間もないが、とくに「経理研究所」(エビデンス集(資料編)[資料 1-2-3])は顕著な合格実績を上げるようになってきている。大学卒業レベルと言われる日商簿記 1 級や全経上級、税理士科目である簿記論、財務諸表論などに合格する者が継続的に多数現れるようになり、平成 26 (2014) 年度には公認会計士試験(短答式)に 4 名が合格した。そして、平成 27 (2015) 年度には、公認会計士試験(短答式)に 2 名、公認会計士試験(論文式)にも現役学生 1 名が合格、これは本学開学以来の快挙である。更に平成 28 (2017) 年度には公認会計士試験(論文式)に 3 名が合格しており、内 2 名は全国最年少の合格者である。「公務員プログラム」においても、26 (2014) 年度は県庁(群馬県)や地元市役所(高崎市)に合格者を輩出すことができた。平成 27 (2015) 年度は、連携協定を締結した下仁田町役場に 1 名、警視庁に 1 名、群馬県警察に 1 名、自衛隊に 2 名が内定し、平成 28 (2016) 年度は県外市役所(岩手県大船渡市)に 1 名が内定している。

経理研究所は、本学の取り組む「ホール(Haul)A プロジェクト」とも関連が深い。ホール A プロジェクトは、本学と商業高校が連携して将来の職業会計人を養成する教育システムである。これも平成 25 (2013) 年度から本格的に開始したものであるが、提携高校が北海道から九州・鹿児島県に至るまで、すでに全国 30 校を超える状況(平成 29 (2017) 年 5 月現在 34 校、他 3 団体)となっている。提携高校より本学の課外プログラムも含む教育体制全体の評価を得て、ホール A プロジェクト校の学習者からの入学者も増加してきた。これらのプログラムの成果を踏まえ、経営学科、会計学科が構想された。

以上、キャリア教育・キャリア支援、地域連携活動による人材の育成、商学教育の

分野における卓越した専門性の実現の3点については、「実学重視」と「人間尊重」の理念に沿って推進されており、本学の個性としてホームページや大学広報誌等により明示され、広く周知されている。

1-2-② 法令への適合

本学学則第1条（エビデンス集（資料編）[資料 1-2-4]）では、本学の目的を以下に表記している。

「本学は教育基本法および学校教育法に則り、高等学校教育の基礎のうえに、広く深い教養と人格の陶冶に努めるとともに、広く社会科学に関する学問を研究教授し、もって産業の興隆並びに文化の発展に貢献しうる有為な人材を育成することを目的とする」

これは、学校教育法 83 条の規定「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。」に適合している。

また、大学設置基準第2条に従い、商学部の人材育成の目的を本学学則第6条に以下に定めてある。

「商学部は教養教育と商学に関する専門基礎科目の教授研究により、高度な知見と専門的能力及び総合的な判断力、創造力を培い、知識基盤社会を支える素養のある人材を養成することを目的とする。」

平成 27（2015）年度以降の法令改正等への本学における主な対応を以下に記す。

施行、実施日	本学の対応	準拠する法令等
平成 27 年 4 月	高崎商科大学教授会規程の改正(教授会の役割の明確化)	学校教育法一部改正
平成 28 年 4 月	副学長の任命(学長補佐体制強化)	同上
平成 28 年 4 月	3つのポリシーの大学公式サイト等での公表	学校教育法施行規則一部改正
平成 28 年 10 月	学校法人高崎商科大学ストレスチェック実施規程の新設	労働安全衛生法一部改正
平成 29 年 4 月	SD 推進委員会委員に教員(大学商学部長)を委嘱(教育職員も含む SD 義務化への対応)	大学設置基準一部改正
平成 29 年 4 月	高崎商科大学研究倫理規程および高崎商科大学公的研究費等取扱及び不正防止規程の一部改正	研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン
平成 29 年 4 月	学校法人高崎商科大学ハラスメント防止に関する規程の新設	男女雇用機会均等法一部改正

1-2-③ 変化への対応

建学の精神である「自主・自立」及び教育理念の「実学重視」「人間尊重」「未来創造」は、不易流行の観点からするとほぼ「不易の信条」であるが、その具現化をはかるカリキュラム、履修のコースについては「社会情勢の流行」への適合を求めていかなければならない。そうでなければ、高等教育機関として社会の人材要請に応えるこ

とができず、自らの使命を果たすことができなくなる。

これまで学部名称も本学発足当初の「流通情報学部流通情報学科」は社会情勢の変化を受けて9年目の平成22(2010)年度に「商学部商学科」に変更されたし、大学院の場合は翌年度に「流通システム研究科」から「商学研究科」に名称変更になった。

さらに、学部の履修コースについては、平成27(2015)年度より、それまでの「流通・マーケティングコース」「情報・eビジネスコース」「経営・経済コース」「会計・金融コース」「観光・ホスピタリティコース」「地域・国際・キャリアコース」の6コースから、「観光・ホスピタリティ」「地域・国際・キャリア」の2コースを統合して「観光まちづくりコース」に変更、5コースに改編された。

これは、先に触れたように、本学がこれまでの地域貢献活動の実績を踏まえて申請した文科省の大学COC事業に選定されたことを受けて、「地域密着型大学」としてさらに地域交流・貢献活動を推進する狙いのもとに、まちづくりが人づくりであることを反映させようとするものである。今後も、こうしたコースの改編に伴い、学部教育全般に亘ってカリキュラムについても社会の要請に的確に応じることのできるように迅速かつタイムリーに変更・改革していくこととしている。

平成26(2014)年度には大学の中期計画を策定した。これは今後5年間の将来を見据えた、本学の方向性と大学運営を示すものである。

平成29(2017)年度から商学部・商学科を商学部「経営学科」・「会計学科」へ改編するにあたり、学則1条の目的、第6条の学部の目的の両項目の改定は行わず、新学科のコンセプトやカリキュラムの検討と並行して、両者の再解釈を試み実質化のための方策を検討した。その結果は中長期計画策定会議による「中期計画(平成27年～31年度:5か年)」(エビデンス集(資料編)[資料1-2-5])に反映された。具体的なカリキュラムの詳細に亘る編成はカリキュラム検討会議で行われ、「カリキュラム検討会議答申」(エビデンス集(資料編)[資料1-2-6])にまとめられた。文部科学省への届出設置時にもこれらの議論が反映されている。大学協議会での協議、教授会での審議を経て新学科カリキュラムが制定され、再解釈の試みと実質化のための方策は3つのポリシーと両学科に設けるコースに結実した。

(3) 1-2の改善・向上方策(将来計画)

建学の精神及び教育使命・目的は、現状において変わることはないし堅持していく。今後とも本学設置の趣旨を貫きながら、時代や社会の変容に対応した内容をカリキュラムや履修コースに盛り込んでいき、それをホームページへの積極的な掲載や大学ポータルサイトへの掲載、大学案内への掲載等によりわかり易い表現で内外に明示していく。

現代社会では産業構造や企業経営のあり方がグローバル化のなかで激しい変化を余儀なくされており、ますます高度で多元的な視点に立つ総合的な問題解決能力を有する人材が要請されるようになっていく。こうした社会・地域の人材要請に、広く地域社会の人々とコミュニケーションを図りながら、地域課題に実践的に取り組むことのできるような教育体制をしっかりと構築していく。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

《1-3 の視点》

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-3 の自己判定

基準項目1-3を満たしている。

(2) 1-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

理事会は理事7人、監事2人、評議員会は15人であり、学長は、理事と評議員を兼ねている。大学の現状と課題は学長より教育理念や年度運営方針と関連付けて毎回詳細な報告がなされている。学則や規程の改定の際には学長より提起され実質的な協議の中で、役員との十分な理解と支持を得られている。

大学の執行機関として、大学協議会が設置され、月1回開催されている。ここでは、学長、副学長、学部長、研究科長、学生部長、各センター長、副理事長、事務局長、事務局次長などの役職者が大学・大学院、併設の短大部について現状の把握に努め、学長のリーダーシップを支えている。建学の精神、教育理念、大学の目的、学部の目的に沿って具体的な施策を進める中核となっており、中長期計画策定会議、カリキュラム検討会議等には大学協議会のメンバーが含まれる体制を取り、意思疎通と連携に努めている。

本学の教育・研究目的を効果的に遂行していくために、学内の全教職員に対して、メディアセンター、経理研究所、学生生活・学習支援センター、コミュニティ・パートナーシップ・センター（CPC）、教務委員会、学生委員会、入試・広報委員会、就職委員会、FD推進委員会などの各合議体が設置され、有効に機能している。これらの合議体には、全ての教職員が1つ以上所属し、大学の円滑な運営に努めている。ディプロマポリシーとカリキュラムポリシーはカリキュラム本体とともに教務委員会で協議され、教授会に上程された。また、アドミッションポリシーは入試・広報委員会で協議され、教授会に上程された。関連する規程の改廃については教授会にて教員の意見を聴取し、中期計画は全学会議で専任教職員全員に周知し意見を聴取している。このように使命及び目的・教育目的の本体及び関連する施策について、学内の適切な組織体において周知、協議、意見聴取の機会を設け、全学的に共有して教育・研究・地域貢献活動に取り組む体制を作っている。併設されている高崎商科大学短期大学部を含めて、教職協同を進めるために、年度内に2回全学会議（エビデンス集（資料編）[資料1-3-1]）を開催している。年度初めの全学会議では年度運営方針や中期計画が示され、年度半ばの全学会議では前年度の決算を踏まえて学校法人の財政状況が共有される。

新任の教職員に対しても、非常勤講師なども含めて毎年度着任早々に、FD・SD研修を含むガイダンスを実施し、本学の建学の精神及び教育の使命・目的の理解・周知を

徹底している。

1-3-② 学内外への周知

本学は「大学案内」（エビデンス集（資料編）[資料 1-3-2]）、「保護者のためのガイドブック」（エビデンス集（資料編）[資料 1-3-3]）などを学内外に配布、建学の精神とそれに基づく大学の使命、教育理念・目的の周知を広く行っている。

また、大学のホームページ（エビデンス集（資料編）[資料 1-3-4]）を通じて、大学の使命、教育目的を適切に明示し周知を図っている。学生には主に「学生便覧」や学内の特定の掲示版に明記し周知している。

1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

本学では「中長期計画策定会議」を設置しており「中期計画（平成 27 年～31 年度：5 か年）」を策定した。この中期計画において、大学の進むべき基本方向を、建学の精神及び教育理念・目的を踏まえて、その具現化を図る「教育ブランド・独自力の確立」と定めた。

そして、「教育ブランド・独自力の確立」をめざし、平成 28（2016）年の学園創立 110 周年を含む今後 5 年間で視野に基本方針・目標を立てた。一つは、現行の PCD プログラム及びホール A プロジェクトの改善であり、高大連携を強化しつつ公認会計士育成や公務員養成に注力しさらに成果を上げていく。これとも関連するが二つ目は、現在の商学科 1 学科から 2 学科を目指すとともに、新しい学部の設置を目指す。当面は、既述のように平成 29（2017）年度から商学部商学科より商学部「経営学科」・「会計学科」の 2 学科設置を目指すことにする。三つ目は学生の学習・生活環境を改善することであり、学生ホール、自習室、アクティブ・ラーニング室、ラーニングコモンズなどを収容する新校舎を建設する。このような中期的な取り組みは、教職員の意識改革を促しながら本学の持続的な発展に資する。

「中期計画（平成 27～31 年度：5 か年）」を受けて、学長はカリキュラム検討会議を組織し、同会議は平成 27（2015）年に学長に答申を行った。答申における 2 ポリシーと整合性を持ったアドミッションポリシーが、入試・広報委員会、大学協議会における協議の後、教授会において決定され、全教職員に周知された。

また、本学は現在、文科省の大学 COC 事業、さらにはそのプラス事業(参加校)に選定され、地域における「地（知）の拠点大学」として地域貢献活動を行っているが、これについても、文科省の補助事業終了後も CPC を中核組織に中長期的な観点に立って引き続き地元自治体・企業等と連携、推進していくこととしており、平成 27（2015）年度新たに「COC 運営委員会」を設置し組織体制を強化することとした。平成 26（2014）年以降、高崎市、富岡市、下仁田町などの自治体や民間鉄道会社の上信電鉄、さらには地元金融機関などと良好な協力連携体制を確立していることは、地域貢献活動の強固な持続性を保証するものである。

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

本学の社会的使命及び教育目的を達成するために、商学部、経営学科、会計学科、

商学科（平成 29(2017)年度募集停止）、大学院商学研究科を設置している。学部教授会、大学院教授会に規程に基づき、各委員会が配置されている。また①学生生活・学習支援センター ②メディアセンター ③コミュニティ・パートナーシップ・センター（CPC） ④経理研究所が置かれている。

①の学生生活・学習支援センターは「高崎商科大学学生生活・学習支援センター規程」（エビデンス集（資料編）[資料 1-3-5]）に基づいて設置されており、学生生活の支援、学習活動の支援及び学習効果の向上に役立つ活動を目的に掲げている。センターが規定される目的に沿って行う業務は学生相談、学修計画立案相談、学習方法の指導、資格取得の助言、学生の社会的スキルやコミュニケーションスキル学習の促進を図る活動と多岐に亘っており、本学が学則に掲げる「広く深い教養と人格の陶冶」に努める上で必要となる学生支援全般を行う組織として機能している。

②のメディアセンターは「高崎商科大学メディアセンター規程」（エビデンス集（資料編）[資料 1-3-6]）に基づいて設置されており、情報や語学における教育システム及び図書館の管理運営を担当し、学生に対する教育の支援、学生の調査研究の支援等を目的に掲げている。センターが規定される目的に沿って行う業務は情報教育施設の利用に関する事、図書館資料に関する事、図書館の利用に関する事、紀要の作成に関する事となっている。当該センターは学生の学習を円滑に進め、常に安定した学習環境を提供するため、前述の業務を行っている。また教員の研究活動を活発化させ、常に新しい教育内容を提供し、その研究成果を広く周知することによって地域振興に資するため、紀要の発刊等を行っている。

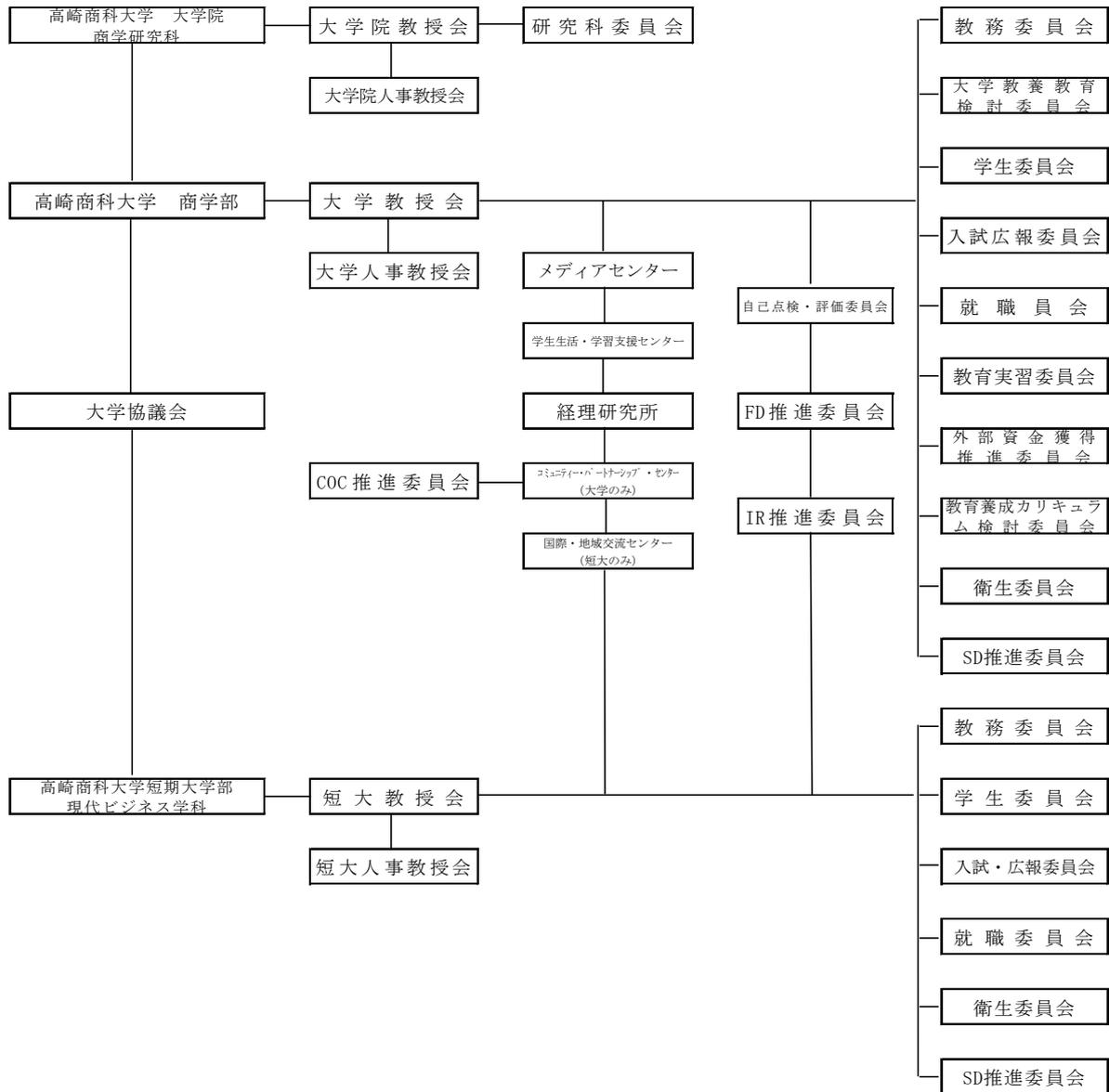
③のコミュニティ・パートナーシップ・センター（CPC）は「高崎商科大学コミュニティ・パートナーシップ・センター規程」（エビデンス集（資料編）[資料 1-3-7]）に基づいて設置されており、本学教育理念に基づき地域連携、生涯学習、地域課題解決に関する取り組みを通じて社会貢献を果たすこと、また、地域社会に対する窓口としての役割を果たし、地域振興及び人材育成を通して地域社会の発展に貢献することを目的に掲げている。センターが規定される目的に沿って行う業務は地域連携及び地域課題解決等に係る企画立案や調査研究や学生によるまちづくり活動及び調査研究活動の支援、公開講座の実施、近隣小・中学校への教育支援等である。当該センターは、地域活動を通じ、本学が学則に掲げる「産業の興隆並びに文化の発展に貢献しうる有為な人材を育成すること」に努めている。

④の経理研究所は「高崎商科大学経理研究所規程」（エビデンス集（資料編）[資料 1-3-8]）に基づいて設置されており、簿記、会計、経理領域に関する学術研究及び教育水準の向上を図り、地域社会並びに地域産業の発展に貢献することを目的に掲げている。研究所が規定される目的に沿って行う業務は簿記、会計、経理領域に関する研究、調査、専門知識の提供である。当該研究所は上記 CPC と並んで本学が中期計画に掲げる「独自力（ブランド）の確立」等の重点項目を推進する上で、主たる役割を担う組織である。まさに学則に掲げる「広く社会科学に関する学問を研究教授」することを体現する組織であり、高大連携事業における業務（ホール A プロジェクト）などを推進している。

これら 4 つの組織は【表 1-3-1】のとおり、相互に有機的に連携し合って本学

の使命に沿って教育目的に整合する教育研究が行われている。

図表 1-3-1 教育研究組織



(3) 1-3 の改善・向上方策（将来計画）

平成 27（2015）年に「中期計画（平成 27 年～31 年度：5 か年）」を策定している。中期計画を着実に実行するため、「学部学科設置準備室」を設け、平成 29（2017）年度には経営学科及び会計学科を開設するに至った。理事会においても、年度末には「中期計画（平成 27 年～31 年度：5 か年）」の進捗状況確認を行っており、学園全体で取り組んでいる。今後も「大学協議会」を中心に、各センター・委員会を巻き込みながら取り組んでいく。各センター・委員会組織が足並みをそろえ、同じ方向性をもって進んでいくため、「大学協議会」の構成員が極力責任者として各組織に関わる様、配置を行っている。今後もこの体制を継続していく方針である。

また、平成 27（2015）年度には FD 推進委員会や IR 推進委員会、教務委員会等におい

てアドミッション、カリキュラム、ディプロマの3つのポリシーの改定へ向けた検討を(1)建学の精神及び教育理念との整合性は明確か(2)大学内外環境の変化に対応できているか(3)大学設置基準、中教審答申等に準拠したものになっているかの3つの観点を踏まえて行ってきた。

引き続き社会情勢等を見ながら絶えず検証し、必要に応じて見直しを図っていく。

【基準1の自己評価】

建学の精神、大学の使命・目的及び教育目的等が大学案内、ホームページ等を通じて具体的かつ簡潔に明示されており、本学の特色ある使命・教育を適切に表している。

入学者受け入れ・教育課程編成・学位授与の各方針、教育研究組織の構成及び意思決定を行う各学内行政組織の構成について、それぞれ使命・目的及び教育目的に適正に整合している。

平成29(2017)年度に設置された経営学科、会計学科では、設置準備、カリキュラム整備、教育体制整備等の過程は、建学の精神、教育理念に基づき、内外の変化を踏まえた中期計画を着実な実行の一環として、適切な合議体での検討を経て進行してきた。

基準 2. 学修と教授

2-1 学生の受入れ

《2-1 の視点》

2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知

2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知

〈商学部〉

平成29（2017）年5月時点で、平成30（2018）年入試に適用される本学のアドミッションポリシーは以下のとおり明確にされている。

高崎商科大学商学部は、本学の「人材育成の方針」に立脚し、総合的に実践する応用能力を有した幅広い職業人を育成します。本学部への志望者には、基礎的・基本的な知識や技能を求めます。特に、「話すこと・聞くこと」「書くこと」「読むこと」などの国語科の学習内容を重視します。この学力に加えて、大学の学びに不可欠である、上記の知識や技能を活用して、自ら課題を発見し、解決に向けて探求し、主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度を求めます。また、商業やコミュニケーションなどに関する資格の取得、学内外での商業や地域に関する幅広い活動は望ましいと考えます。関連する競技会などへの参加や高度な資格の取得は評価します。例えば、以下のような問題意識や志向性を持っている志望者を歓迎します。

1. ビジネスモデル開発や起業を通じて、企業社会の革新を志す人
2. 会計学の専門性を深め、職業会計人としての社会貢献を目指す人
3. 多様な人と協働して、地域の課題解決に取り組む人

志望者を受け入れるために、上記のような学力、態度、活動実績、志向性を総合的に評価します。そのため、全ての試験種別で、調査書に加え、任意の活動報告書を評価や面接に活用します。

本学のアドミッションポリシーは、平成17（2005）年度に、それまでのA0アドミッションポリシーを発展させる形で策定された。入試・広報委員会、および大学協議会における協議の後、教授会において決定され、全教職員に周知されてきた。その後もカリキュラム改定を踏まえた修正が加えられてきた。平成29（2017）年4月に新たに経営学科、会計学科が商学部を設置されるにあたり、あらためてアドミッションポリシーの策定を行った。具体的には以下の手順を踏んだ。平成27（2015）年にカリキュラム検討会議か

ら学長に以下の答申が行われた、①新学科の人材育成方針、②ディプロマポリシー及びカリキュラムポリシー、③カリキュラム本体、④カリキュラムの周知方針。人材育成方針を実質化するために、ディプロマポリシーからカリキュラムポリシーへと到達点に向けてカリキュラムを整備した。この答申を踏まえて新学科カリキュラムの整備を進めるのと並行して、答申における2ポリシーと整合性を持ったアドミッションポリシーが入試・広報委員会、大学協議会における協議の後、教授会において決定され、全教職員に周知された。

現在は、アドミッションポリシー全文が、入学試験要項（エビデンス集（資料編）[資料 2-1-1]）や大学公式サイト内の入試情報ページ、大学ポートレート、大学案内（エビデンス集（資料編）[資料 2-1-2]）学生便覧（エビデンス集（資料編）[資料 2-1-3]）、学生会発行のSHODAIキャンパスガイド（エビデンス集（資料編）[資料 2-1-4]）、に掲載され、明示・公表されている。

さらに、受験生、保護者、高校生、高等学校教諭等の学外者に対してアドミッションポリシーの周知を図るために、①大学公式サイト、②年7回開催されるオープンキャンパス（H28年度）、③2日間連続開催の入試カフェ（H28年度）、④年113回の進学説明会（H28年度）、⑤随時行われる高等学校からの大学訪問（H28年度は年間10回）、⑥高校から依頼の出前授業、⑦高校教員対象の説明会で行われている。

〈大学院商学研究科〉

大学院については、大学院入学試験要項並びに大学公式サイト内の入試情報ページ、大学ポートレート、学修の手引き（エビデンス集（資料編）[資料 2-1-5]）にて、3つのポリシーを明記している。

2-1-②入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

〈商学部〉

開学以来、選抜方法を多様化することで、多様な志望者に対応できる入学試験制度を構築、運用してきた。新学科設置に伴うアドミッションポリシーを実質的に担保するために、以下を入試制度に組み込んでいる。

アドミッションポリシー第2文「本学部への志望者には、基礎的・基本的な知識や技能を求めます。特に、話すこと・聞くこと・書くこと・読むことなどの国語科の学習内容を重視します。」に対応して①推薦入試での評定平均を含めた総合的評価、②A0入試での基礎学力を問う口頭試問、③一般入試・センター試験利用入試での国語の必須化、などを行ってきた。

アドミッションポリシー第3文「この学力に加えて、大学の学びに不可欠である、上記の知識や技能を活用して、自ら課題を発見し、解決に向けて探求し、主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度を求めます」に対応して、①推薦入試、A0入試での面接質問事項の精査、受け入れ判断における学びの態度の重視 ②全入試種別における任意の活動報告書の新設などを行ってきた。

アドミッションポリシー第4文「また、商業やコミュニケーションなどに関する資格の取得、学内外での商業や地域に関する幅広い活動は望ましいと考えます」に対応して、

①推薦入試、A0入試での面接質問事項の精査、②資格特待制度、③全入試種別における任意の活動報告書の新設などを行ってきた。

アドミッションポリシー第5文「関連する競技会などへの参加や高度な資格の取得は評価します」に対応して、①会計士特待生入試及びHaul-A特待生入試、②資格特待制度、③全入試種別における任意の活動報告書などの対応を行ってきた。

入学者の選抜業務は、教授会に設置された組織である入試・広報委員会と大学事務局組織に設置された広報・入試室が中心となって実施している。入学試験要項の作成、願書受付から合否通知発送、入学手続きまでの業務を公正かつ正確に実施している。

また、試験当日は、学長を入試本部長とする入試本部が設置され、入試・広報委員を中心に厳正に試験を実施している。入試問題はすべて本学の専任教員から構成される作問委員が作成する。科目ごとの取りまとめ、確認、校正の手順が「入試関連業務実施のガイドライン」(エビデンス集(資料編)[資料2-1-6])としてまとめられ、学習指導要領や入試制度の変化に応じて内容の確認が行われている。

特に合否判定の審査においては、試験結果に基づきアドミッションポリシーとの適合性も考慮して、学長、学部長、入試・広報委員長、入試・広報委員、事務局長、事務局次長、広報・入試室長からなる予備審査会で審査を行い、最終的な合否はその後開催される教授会の審議を経て、学長が決定している。

入学試験の区分と選抜方法の概要については、「2018年度入学試験要項」及び大学案内、並びにホームページを通じて公表されている。

〈大学院商学研究科〉

大学院については、一般入試(学部卒業者対象)、社会人入試(企業で働く者、主婦等でさらに学ぼうとする者対象)、外国人留学生入試の区分を設け、一般入試では専門科目試験及び面接試験、社会人入試では小論文試験及び面接試験、外国人留学生に対しては小論文試験及び日本語・面接試験により判定を行っている。また、本学出身者については「学内推薦入試制度」を設けており、GPAが2.3以上の学生を対象としている。

入学試験の実施については学部と同様であり、合否判定も試験結果に基づき、学長、研究科長、大学院研究科委員会委員による予備審査会で審査を行い、その後開催される大学院教授会の審議を経て、学長が決定している。

2-1-③入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

〈商学部〉

学部における過去5年間の在籍者数の状況は、エビデンス集(データ集)【表2-2】のとおりである。収容定員充足率の平均は89%となっており、学生数は適切に管理されている。

学部、学科別の志願者数、合格者数、入学者の推移(過去5年間)は、エビデンス集(データ集)【表2-1】のとおりである。アドミッションポリシーに沿い、適切な学生数の維持のため、予備審査会及び教授会では区分別定員数を意識しながら合否判定を行ってきたが、以下の結果となった。

1) 学部全体では、入学定員充足率は84.5%となり、定員割れが続くものの前年度比で

微増となった。

- 2) 会計学科が充足率 110.0%、経営学科が 70.8%となり、学科間の差が目立つ結果となった。
- 3) 入試種別定員を超える入学者を受け入れた入試種別は会計学科の推薦入試のみであった。

〈大学院商学研究科〉

大学院における過去3年間の入学者数の内訳は、エビデンス集（データ集）【表2-3】のとおりである。入学定員充足率の平均は67%となっており、十分な大学院教育を行うための学生数は管理されている。

(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

〈商学部〉

アドミッションポリシーを明確にし、入学試験要項や大学ホームページ公式サイト、大学ポートレートに掲載、明示している。また、オープンキャンパスや進学説明会、高等学校の大学見学等の機会に説明を行い、アドミッションポリシーの周知を図っている。アドミッションポリシーと入試制度は、いわば車の両輪として、志願者、保護者、高等学校教員等の関係者に向けた大学からのメッセージを形成するとの観点にたち、大学案内などのツール類、オープンキャンパス等の諸行事内容を見直すと同時に、広報・学生募集活動を一層強化し周知を図っていく。

入試日程、入試科目など入試制度の検討や入学試験の実施は、入試・広報委員会を中心に検討され、厳正に実施されてきた。文部科学省「入学者選抜実施要項」に基づく見直しも年度ごとに行っている。

平成27（2015）年度入試では162名、平成28（2016）年度入試では162名、平成29（2017）年度入試では169名と、微増ではあるが定員割れの状況が続いている。本学にとって入学定員の確保は最重要課題であり、そのためにはより魅力ある大学となることが必要であり、中期計画にそった学部、学科の再編成を行い新学科を設置した。

学科新設に対応して平成28（2016）年度中に、アドミッションポリシーの改定を含む入試制度の変更を行った。まずは新学科の理念を具現化し、ステークホルダーに伝えていく活動を軸に、定員数確保の施策を取っていく。

〈大学院商学研究科〉

大学院についても入学定員を満たしておらず、改善策が必要である。まだ歴史も浅く当然とも言えるのかも知れないが、本学出身者だけでなく他大学出身者や社会人入学者に認知されるかが今後の課題である。

より魅力ある教育内容とするためコース、カリキュラムの見直しを行うとともに、学内からの進学希望者の増加を図るため、学部との連携を強化していく。カリキュラムについては、税理士試験の科目免除も視野にいれ、科目の増設を検討しており、平成28（2016）年度からは、それまでの「税法特論」を「税法特論Ⅰ」とし、新たに「税法特論Ⅱ」を科目増設し、ほかに、「プログラミング特論」を科目増設した。また、容易で

はないが他大学出身者や社会人入学等、学外からの進学希望者の増加も図るため、教育・研究内容やアドミッションポリシーの積極的な広報に努め、社会に認知されるよう一層努力していく。

2-2 教育課程及び教授方法

《2-2の視点》

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

(1) 2-2の自己判定

基準項目2-2を満たしている。

(2) 2-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

〈商学部(共通)〉

「自主・自立」の建学の精神に基づく「実学重視」「人間尊重」「未来創造」の教育理念の下、大学は「高等学校教育の基礎のうえに、広く深い教養を培い人格の陶冶に努めるとともに、広く社会科学に関する学問を研究教授し、もって産業の興隆並びに文化の発展に貢献しうる有為な人材を育成すること」を大学の目的としていることを、高崎商科大学学則第1条（エビデンス集（資料編）[資料2-2-1]）に定めている。

また、商学部の教育目的としては、学則第6条に、「商学部は、教養教育と商学に関する専門基礎科目の教授研究により、高度な知見と専門的能力及び総合的な判断力、創造力を培い、知識基盤社会を支える素養のある人材を養成することを目的とする。」と定めている。

〈商学部(平成28年度入学生まで)〉

商学部の教育目的に沿って、カリキュラムポリシー（教育実施の方針）が制定され、学生便覧に掲載されている。

高崎商科大学は、その教育理念に基づき、地域の中核となる教養ある商業人を育成するために、商学部に商学科を起し、以下の方針に基づいて、教育課程を編成し、実施します。

1. 広く深い教養と、知的活動の基板となる技能を育成するために、教養・基礎科目を設置する。
2. 商学および隣接諸学の学問内容を理解し、方法論を身につけるため、専門教育科目を設置する。特に実践的な事例を重視する。
3. 情報活用能力、論理的思考力、問題解決力、コミュニケーションスキル、チームワーク力など、社会生活においても必要な汎用的技能を身につけるため、全学年において演習を必修とする。
4. キャリア意識の涵養と、卒業後の進路選択支援を大学教育全体をとおして行う。
5. 地域に対する幅広い治験を身につけるために、大学教育全体をと推して地域に関

する内容を取り入れ、また大学外での教育活動も行う。

6. 大学で身につけた知識や技能の集大成として卒業研究を必修とし、主体的に問題解決を行うために懇切な指導を行う。

〈商学部(平成29年度入学生)〉

中長期計画会議が平成26(2014)年に策定した「中期計画(平成27～31年度:5か年)」(エビデンス集(資料編)[資料2-2-3])では、建学の精神と教育理念を基に大学の使命を模索し、経営方針の策定、ビジョン(目指すべき目標)の策定を行った。この目標を基に策定された「教育・学生等支援計画」は、以下の4項目から成る。

1. 学部・学科・コースの再編による特徴の明確化
2. カリキュラムのスリム化
3. アクティブ・ラーニングの導入・学習環境の整備
4. グローバル化の推進

この「教育・学生等支援計画」をもとに、新学科設置推進室とカリキュラム検討会議が互いに連携して、建学の精神及び教育理念の現代的な意義と実質化の検討を行い。それぞれ文科省届出設置の手続きのための「基本計画書」、新学科に関する「カリキュラム検討会議答申」を作成した。これらは大学協議会での協議、教授会での審議を経て、新学科カリキュラムが制定された。

一連の経緯を経て策定された以下のカリキュラムポリシー(教育実施の方針)は学生便覧(エビデンス集(資料編)[資料2-2-2])に掲載されている。

高崎商科大学商学部は、ディプロマポリシーに掲げる能力を身に付けさせるため、以下の方針に基づき教育課程の編成および教育の実施を行います。

1. 基礎教育科目では、学問の実践に必要な基礎的能力と、職業的倫理観、組織で協働できる能力を身に付けさせるため、「思考力の養成」「人間力の養成」「社会力の養成」「人間の理解」「社会の理解」等の区分を配置する。また、情報収集・分析力、課題解決力、応用力を身に付けさせるため、「表現力の養成」を配置する。
2. 専門科目では、商学の広い知識を身に付ける。さらに経営学及び会計学の専門的知識を身に付け、組織理解、財務状況の理解、経営状況の理解を自ら進められるよう、「経営」「会計」の分野を中心に授業科目を体系的に配置する。また、グローバルな視野を養うため、「グローバル」に関連する科目を配置する。
3. 学習成果を社会生活や職場生活で活用できるよう、実業界と連携した実践的な授業科目を配置する。また、職業観を身に付けさせるため、アウトキャンパススタディ(OCS)に関する科目を配置する。
4. 組織で協働できる能力をさらに発展させ、応用力及び活用力を身に付けさせるため、地域社会や企業課題を解決することを目的としたPBL型の授業科目を配置する。
5. 学士課程教育において得た基礎的・専門的知識を地域に還元し、価値を創造する姿勢を身に付けさせるため、専門科目に「地域」に関連する科目を配置する。

6. 自ら進んで学問に相對し、自主性をもって人と交わり、課題解決に取り組む姿勢を醸成するため、全学年においてゼミナール形式の授業科目を配置する。

〈大学院商学研究科〉

大学院商学研究科は、「高崎商科大学大学院学則」第1条（エビデンス集（資料編）[資料2-2-4]）に「高崎商科大学大学院は、教育基本法及び学校教育法に則り、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。」と定めている。

また、第4条には（研究科の目的）として「商学研究科は、学部における一般的及び専門的教養の基礎の上に、構造的・システマ的分析能力、実践的な問題解決能力及び管理運営能力を養い、知識基盤社会を支える高度で知的な素養のある人材を養成することを目的とする。」と規定している。

このように「実学重視」「人間尊重」「未来創造」という建学の精神を体現した教育理念の下に、本学の教育・研究の目的を明確に定めている。

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

〈商学部（平成28（2016）年度入学生まで）〉

商学部商学科の教育課程は、教養・基礎教育科目と専門教育科目から構成される。すなわち、人間尊重の意義を理解させながら専門教育への基礎的な素養を学ばせる「教養・基礎教育科目」を配置するとともに、実学を重視して商学の基軸となる流通・マーケティングや情報、経営、会計、経済、法律、地域などの関連科目からなる「専門教育科目」を体系的かつ系統的に配置することにより編成している。

教養・基礎教育科目は、「人」として必要な倫理・道徳性を重視した人間教育や広い視野と豊かな教養を身に付ける、国際化へ対応する、身体と精神を含めた健康管理の知識を身に付ける、また、4年間の学修を継続するための基礎を身に付けることなどを編成方針として、「人間と文化」「暮らしと社会」「自然と環境」「コミュニケーション」「スポーツと健康」「演習」の6分野よりバランスよく学修できるように編成されている。

商学科の専門教育科目は、21世紀の新たな産業社会の創造と発展に対応した専門教育や実学教育の重視、急速な高度情報化への対応、地域やビジネスにおけるホスピタリティマインドの必要性への対応などを編成方針として、体系的かつ系統的に学修することのできるよう編成している。

また、商学科では、学生の学修目的意識を持たせるための目安として、当初「流通・マーケティングコース」「情報・eビジネスコース」「経営・会計コース」「観光・ホスピタリティコース」の4コースを設けていたが、平成23（2011）年4月より、「経営・会計コース」を「経営・経済コース」と「会計・金融コース」に2分割し、新たに「地域・国際・キャリアコース」を加え、6コース体制とした。その後、ホスピタリティの考えはコースを越えて全学的であるべきとの考えや、平成25（2013）年度の文部科学省の地

(知)の拠点整備事業の採択に伴い、平成27(2015)年4月より、「観光・ホスピタリティコース」と「地域・国際・キャリアコース」を融合させて、地域性を重視した「観光まちづくりコース」に名称変更し、5コース体制となった。

各コースの概要は学生便覧に以下に表記されている。

●**流通・マーケティングコース**

流通・マーケティングやITに関連する科目を学ぶことで、情報を見極め新たな戦略を考える力とそれを実践する情報システムを作り上げる力などを身につけ、ITを活用した流通・マーケティング活動並びにインターネットビジネス関連などに携わる人材になることを目指す。

●**情報・メディア・eビジネスコース**

コンピュータとネットワークを深く理解する科目、業務をシステム化するための科目、情報技術に関する社会的動向を知るための科目などを中心に学ぶと共に実際にコンピュータを活用した実習を合わせて行うことにより、人とビジネスを結ぶ新しい時代のエキスパートになることを目指す。

●**経営・経済コース**

経営学及び経済学に関する科目を中心に、経済の動向、社会の仕組み、起業の方法や実態、現代的な経営管理などを学び、企業のトップマネジメント、起業家、経営管理者として活躍する人材になることを目指す。

●**会計・金融コース**

会計・財務・金融に関する科目を中心に学び、会計の原理や実例を理解し事業を客観的に分析できる人材、資金の調達・運用などリスクを管理しながら企業戦略の立案が出来る人材になることを目指す。

●**観光まちづくりコース**

人、文化、歴史、食、自然、景観、産業など、地域には、その土地だけが持つ価値がある。そこで生まれ育った人が愛着を抱くものもあれば、地元では当たり前すぎて気づかれていない魅力もある。「観光まちづくりコース」ではそうした地域の個性を深く理解するとともに、これを観光資源やまちおこしの核とする振興策を構築・実践できる力を身につけることを目的とし、地域に根ざしつつ、時代の大きな流れをとらえながら、まちとまち、人と人をつなぐリーダーの育成を目指す。

教育目的を反映した教育方法として、本学の特徴の一つである少人数教育がある。1年次の「教養演習Ⅰ」、2年次の「教養演習Ⅱ」、3年次の「専門演習Ⅰ」、4年次の「専門演習Ⅱ(卒業研究)」において、問題発見、問題解決能力とプレゼンテーション能力、コミュニケーション能力を養成するため、15人から20人を上限とした少人数のクラス

編成で4年間にわたり必修科目としてゼミナールが開設されている。

単位制度を実質化し、学習時間を確保するために年間登録単位を44単位に制限している。ただし、3年次以上の学生で、前年度までのGPAが2.6以上の学生については申し出により44単位以上の履修登録を認めている。

また、本学では、インターネット環境、マルチメディア機器、学内サーバー等が整備され、情報関連科目に限らず、さまざまな科目において利用できるよう情報関連環境を整えている。インターネットからの情報の検索・収集、教材のダウンロード、宿題・レポートのアップロード、ゼミの論文作成等、さまざまな教育場面で活用され、情報教育が行われている。

本学の教育理念である 実学重視、人間尊重という側面からは、「インターンシップ」及び「キャリア形成論」「ホスピタリティ論」の科目が用意されている。実習を通じて大学で修得した知識・技能を職場の実際と照らし合わせながら実務的応用能力を養い、その後の大学生活に活かすとともに、具体的職業観を確立し、将来の職業人としての活動に役立てるものである。

〈商学部(平成29年度入学生)〉

平成29(2017)年度入学生を対象としたカリキュラムでは、カリキュラムポリシーに記載された科目の区分が明記されている。この区分に従い体系的に教育課程が編成され、授業科目が配置されている。

経営学科、会計学科にはコースが設けられている。これらは学生が学修プログラムを自らデザインするための手がかりとして提供されるものであり、それぞれのコースを念頭においたカリキュラムマップ(エビデンス集(資料編)[資料2-2-5])が作成されており、本学のホームページにも公開をしている。

また、体系的な履修のための科目ナンバリングも行われている。(シラバス内に明記)(エビデンス集(資料編)[資料2-2-6])

カリキュラムの体系的担保と、教育の質保証の一環として、科目担当者は、シラバスに、科目の到達目標、当該科目とディプロマポリシーとの連関を記載している。独立した初年次教育の科目区分は設けていないが、複数の区分に属する科目が連携して体系的な初年次教育にあたっており、学生便覧に明記されている。(エビデンス集(資料編)[資料2-2-7])

全教員が参加するFD研修会での成果を基に、FD推進委員会が「高崎商科大学のアクティブ・ラーニング」(エビデンス集(資料編)[資料2-2-8])を作成し、年度初めに配布する「教務マニュアル」に追加する形で周知し、教職員の共通認識としている。

以下に教育内容、教育方法での特徴的な事例を記す。

1. 企業と連携した授業を、ゲスト講師、ワークショップ等、多様な形式で導入した。
2. 会計学科において実務家教員を専任、兼任ともに強化した。
3. アウトキャンパススタディに充当する日を学年暦の中に設定した。

※平成29年5月23日、11月14日、12月12日

4. 海外インターンシップなどのプログラムを拡充し、一定の要件を満たせば、単位認定を行う旨履修規程に明記されている。

5. 地域の自治体・企業と提携したPBL型の授業の支援を行った。
6. すべての科目を半期完結とし年2回の履修登録の機会を設けることで、留学など長期にわたる学外活動に対応した。
7. 各学年に配置してある必修のゼミナール形式の授業科目は15名程度の少人数クラスとした。
8. 単位制度の実質化をはかり、学習時間を確保するために、年間履修登録単位数を40単位とした。

〈商学部共通〉

以上のとおり、大学全体の教学マネジメントを行う「大学協議会」及び「教務委員会」を中心に教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成を行っている。平成26(2014)年度にはナンバリングのシステムも導入しており、学生が体系的に科目を選択、履修できる体制を構築している。

教授方法については、FD推進委員会を中心に教育の質向上を目的として検討、工夫を行っている。平成26(2014)年度には教養・基礎教育科目に配置されている1年次対象のゼミナール「教養演習Ⅰ」のシラバス統一化を行った。1年次は大学4年間の学修を継続するための基礎を身に付ける重要な期間である。高等学校からの円滑な導入を図る初年次教育の一環でもある「教養演習Ⅰ」にて全入学生に対し、効果の高い同一内容の学びを提供することが目的である。また、統一シラバスにすることにより、担当者間での相互チェック等、PDCAサイクルを回すことが容易となるため、教育の質向上にもつながる取り組みである。平成28(2016)年度には、新学科における教育をテーマとした、全教員が参加する拡大FD委員会を3回開催した。複数担当者による科目の共通シラバスの検討や科目ごとの詳細な内容を検討することで、重複を省き、体系的な学位プログラムとなることを目指した。

またFD推進委員会では、定例で専任教員全員参加のFD研修会を実施している。平成26(2015)年度は同年度内に実施した「授業の現状についてのアンケート」についての集計結果報告を行い、アクティブ・ラーニングの実施状況及び各教員の取り組み内容、方法について情報共有を行った。平成27(2015)年度は、研修テーマを「アクティブ・ラーニングのための研修会」とし、午前の部で「アクティブ・ラーニング室の活用事例紹介と利用法」、午後の部で「アンケート結果とフィールドワークの事例紹介」を実施した。また、アクティブ・ラーニングが求められている背景や教育の質的転換を踏まえ、本学における「アクティブ・ラーニング像」を決定し、教務マニュアルに添付するなど、教授方法の工夫に努めている。平成28(2016)年度のFD研修会では、ワークショップ形式でディプロマポリシー、カリキュラムポリシーを基に仮想的なシラバスを作成し、科目の到達目標と評価方法への理解を深め、教員間の認識を共有した。

〈大学院商学研究科〉

大学院についても、学部と同様に学生が散漫な学修とならないように、目的意識を明確にする一助として、①流通・マーケティング担当リーダー養成コース、②情報ビジネス・情報システムの専門家養成コース、③ビジネスリーダー・起業家養成コース、④会

計・財務の専門家養成コースを設けている。

大学院商学研究科は、学部教育を基礎に上位の教育機関として高度な産業人を養成することを目的とすることから、教育課程についても基本的に学部と同様の学問領域から編成することとし、それは「基礎科目」と「専門科目」、「演習」から構成される。

基礎科目には、導入、総論としての科目を配置することを編成方針とし、専門科目には、院生各々の問題意識や興味、関心、また応用的・専門的な知識を深めるために、流通・マーケティングや情報システムに関する科目と経営、会計、経済等からなる科目を修士修了後の進路に応じて、体系的に履修できるように配置することを方針としている。また、演習は、基礎科目・専門科目の履修を通して、院生各々が定めた研究テーマについて、修士論文作成を行う科目を配置することで編成している。

大学院においては、全ての科目で少人数教育が行われており、特に修士論文作成における研究指導にあっては、研究の進捗状況に合わせてきめ細かい配慮と指導を行っている。論文作成の過程においてケース・スタディやフィールドワーク等も用いることで、その作業を通して調査、研究のために必要となる様々なスキルを身に付け、社会で必要となる実践力を養成している。1年次の3月の修士論文中間発表会、2年次1月の修士論文発表会において、院生は主査・副査以外の大学院担当教員の指導を受け、商学の広い分野の視点を持ちつつ、修士論文に相応しい専門性を確保するようにしている。2月の最終試験では提出された修士論文を基に、主査1名、副査2名による口頭試問が行われる。

(3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

〈商学部〉

平成 28（2016）年度入学生までの商学部商学科の教育課程と、平成 29（2017）年度入学生の商学部経営学科、会計学科の教育課程が併存する期間となる。

商学部商学科では、コースや科目の変更は原則として行なわず、既存の教育課程の中での維持、改善を行う。商学部経営学科、会計学科でも、一定の期間は文科省届出の枠組みの実質化、改善を行う。

学部としては同一であり、建学の精神、教育理念も共有しているため、3学科が並行して改善を行うことになるが、以下の点への留意が必要と考えられる。

1. 新学科教育1年目を踏まえたPDCAを教員個人、教員組織それぞれのレベルで行う。
2. 新学科の準備と1年目の実践で得られた成果を旧学科教育にも反映させる。
3. アクティブ・ラーニング、アウトキャンパススタディ、実務家教育の事例と成果を共有し多様な展開を促す。
4. 3の多様な教育のために制度、施設、人的ネットワーク等の側面から支援を行う。
5. IR推進委員会等における学生アンケートなど教育成果の検証、FD推進委員会、における教育方法の検討等、組織的な教育改善の取組を引き続き進める。

〈大学院商学研究科〉

大学院についても学部と同様に、大学協議会を中心として教育方針・内容の改善が検討され、平成 23（2011）年度より、研究科・専攻名称が「流通システム研究科」「流通

システム専攻」から「商学研究科」「商学専攻」に変更された。また、中長期計画策定会議や大学院研究科委員会において、名称変更に伴うカリキュラムの見直し、改善等についても検討している。

なお、これまで全学的な教学マネジメントを行う大学協議会や学長、学部長、研究科長の主導的役割により改革・改善は行われてきているが、特に大学全体の教育内容や教育方法の改善については、FD 推進委員会を中心として組織的に取り組み、継続的な FD 推進活動により対応を図っていく。

2-3 学修及び授業の支援

《2-3 の視点》

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

(1) 2-3 の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

〈商学部〉

本学における学修支援及び授業支援の特徴的な取り組みを項目ごとに以下に示す。

TA制度とチューター制度

ティーチング・アシスタント (TA) 制度については、学部生に対する演習、実習等の授業に係る教育補助業務を行うことを目的として、本学大学院生を対象として導入されている。この制度は「高崎商科大学大学院ティーチング・アシスタント規程」(エビデンス集(資料編)[資料2-3-1])に基づいて設置されており、大学教育の充実及び指導者としての資質向上のための教育訓練の機会提供を目的としている。商学部の専任教員からのティーチング・アシスタントの要請があった場合、学部長を経由して大学院研究科長に要請がなされる。選考基準には教育補助に係る授業科目、もしくは当該授業科目と密接な関連のある授業科目において優秀な成績を修めていることが条件となっており、学部生に対する支援の質を確保している。

学部ではTA制度に代わり、チューター制度を導入している。チューター制度は「高崎商科大学チューター規程」(エビデンス集(資料編)[資料2-3-2])に基づいて設置されており、学生同士の意思疎通を円滑にし、学習への取り組みや卒業後の進路などの学生生活を送る上での全般的な問題解決を図り、かつチューターも含めた学生相互の成長を促すことを目的としている。学習支援の観点からも、チューターとして選出されるためには学業特待生A以上、もしくは入学時資格特待生A以上に該当する資格を保有していることを条件としている。また、専任教員の推薦も必要とされており、審査の段階では、

申請学生の科目履修状況、単位修得状況、日頃からの授業態度、人柄などを十分に考慮し、学部長面接を経て、総合的に判断することが決められている。

(参考資料) TA及びチューター実績表 (エビデンス集 (資料編) [資料2-3-3])

入学前教育・オリエンテーション

高等学校から大学での学生生活へ移行するために、新入学生全員に対して、「入学前教育」(エビデンス集 (資料編) [資料2-3-4])に引き続き、入学式の翌日から3日間のオリエンテーションを実施している。その中で、学修・履修に関することのほか、学生生活全般にわたる説明、指導が行われる。特に学修・履修に関しては、学部長による大学での学習の説明の後、時間割作成、履修登録の助言と指導が事務局教学課教務担当職員によって行われる。さらに在學生による履修相談期間も設けられており、新入生の不安や疑問を解消する工夫がなされている。

2年次以降の在學生に対しても、学年別にオリエンテーションが実施される。改めて卒業に向けて取得が必要となる単位数の計算を行わせ、綿密に履修計画を練る。卒業要件や卒業見込証明書の発行条件等について丁寧に説明を行い、時間割作成、履修登録について再度のガイダンスを事務局教学課教務担当職員が行っている。ガイダンスの中では具体的に質問等を受けながら指導、助言も行っている。

ゼミナール等

本学では担任制は採っていないが、経営学科、会計学科、商学科すべてにおいて1年次から4年次まで、ゼミナール及びゼミナール形式の授業を配置している。担当教員は、学習のみならず就職、進路からアルバイトに至るまで、学生生活全般についての相談を受け、学生を指導・助言し、きめ細かく学生をサポートする体制となっている。

自己発展評価シート

自己発展評価シート「未来創造プラン」(エビデンス集 (資料編) [資料 2-3-5])により、大学4年間における目標設定及び管理が行える体制が整えられている。授業や能力向上への取り組みなどについて学生本人が自己管理し、ゼミナール及びゼミナール形式授業担当教員が相談、助言を行いながら将来の目標に向かって有意義かつ充実した大学生生活を送れるようサポートしている。

オフィスアワー (エビデンス集 (資料編) [資料2-3-6])

すべての専任教員は、前期・後期の各期に週2回のオフィスアワーを設定し、学生の相談を受け付けている。2回のうちの1回は授業時間帯に、残り1回は極力昼休みの時間帯に設定するよう配慮されている。オフィスアワーの時間帯は、教員が研究室に待機し、学生の質問・相談に応じているが、多くの教員は通常授業日には研究室もしくは学内にいることが多く、オフィスアワー以外の不定期な来訪であっても、学生の質問・相談に対応している。

兼任講師についても、オフィスアワーの設定を義務付けている。専任教員とは研究室を保有していない面で異なるが、本学では講師控室を用意しており、授業の開始前もし

くは終了後に学生からの相談に応じる様、毎年度初めに文書にて依頼を行っている。仮に授業前後で時間を割くことが出来ない場合でも、自身のメールアドレスを学生に通知するなどの対応を行い、学生による相談を受け付けることが出来る体制確立を強く依頼している。

学生生活・学習支援センター（エビデンス集（資料編）[資料2-3-7]）

学生の学修に関する疑問や問題点を解決するための組織として「学生生活・学習支援センター」が設置され、①学習支援・スタディーズスキル育成、②学生相談・自己発見・自己実現支援、③資格取得・キャリア形成支援の活動を行っている。

平成28（2016）年度までは、当該センターには、専任教員6名と専任事務職員3名が兼担として所属していたが、平成29（2017）年度からは今後海外に学生を引率する必要などを考慮し、ネイティブスピーカーを含む専任教員8名へと増員した。センター員は、毎年度相談の多くなる4月～5月にかけては、毎日昼休みにはセンターに常駐し、学生相談を受け付ける体制を整えている。また、6月以降は、担当の教員は各研究室でオフィスアワーとして待機し、事務局に相談依頼があったときに随時対応している。

資格・検定試験対策講座

「資格の杜」、「学びの杜」（エビデンス集（資料編）[資料2-3-8]）と題し、学生のスキルアップ、資格取得、キャリア形成を支援するため、学生生活・学習支援センターにおいて各種資格・検定対策講座等を開設している。「資格の杜」では国内及び総合旅行取扱管理者、情報処理技術者、教員採用試験（公立・私立）等の講座を開設しており、ファイナンシャルプランナー（FP）やTOEIC、ITパスポート等の資格取得を対象とした通信講座も用意している。「学びの杜」では、主に学生の主体的学習を促し、学問に対する興味・関心を持たせることを目的とし、毎年複数の講座を設定している。

教職協働による成績不良者対応

学期末や年度末に成績不良の学生に対し、学部長、教務担当職員と学生生活・学習支援センターとが協力して当該学生の面談を行い、原因の把握、問題解決のための助言を行うとともに、次年度の履修計画、学修計画の支援も行っている。

学期末や年度末の個別面談とは別に、日頃より退学・留年を減らす対応策の一つとして、演習科目については学部長からの依頼により、担当教員から2カ月に一度の割合で出欠表のコピーの提出を受け、欠席の多い学生などを教学課で早期に把握するように努めている。フォローや支援が必要と判断された学生には、学生生活・学習支援センターが中心となって、状況や原因の把握などのため、学生と面談を行う体制を採っている。

また、過去3年間の退学者の状況は、【表2-3-1】に示すとおりであり、各年度の5月1日付の在籍者数を分母とした退学率は、平成26（2014）年度が3.5%、平成27（2015）年度が2.6%、平成28（2016）年度が5.6%となっており、3年間の退学率平均は4.0%である。

表 2-3-1 商学部の退学者の状況（過去3年間）（平成29年5月1日現在）

学 部	平成 26 度					平成 27 年度					平成 28 年度				
	1年	2年	3年	4年	合計	1年	2年	3年	4年	合計	1年	2年	3年	4年	合計
退学者 (A)	9	12	2	1	24	4	9	0	5	18	6	13	12	5	36
在籍者 (B)	167	159	166	187	679	162	162	151	169	644	162	158	167	155	642
退学率(A/B) %	6.0	7.5	1.2	0.5	3.5	2.5	5.6	0.0	3.0	2.6	3.7	8.2	7.2	3.2	5.6

※在籍者は各年度5月1日付けの数値

教育支援ネットワークシステム

「Web Campus II」（学内教育支援ネットワークシステム）（エビデンス集（資料編）[資料2-3-9]）により、PCから学生の履修情報や成績情報、GPAなどの学生情報を教職員が閲覧可能となっているほか、ICカードの学生証による出欠管理システムにより出席状況も確認でき、学習支援、指導に活用されている。このシステムにより、学生が現在履修している科目について、出席状況などを把握できることから、一科目の出席状況のみでは見落とすこともあった出席偏り状況も把握でき、早期に助言などを行うことにより、退学や留年などの低減へつなげることを目指している。また、学内システムの「学生相談機能」を活用し、面談や相談記録等を残すことにより、教職員間の情報共有が可能となり、誰でも対応できる体制を確立している。

また、学生も履修状況や取得単位、授業への出席状況、その他休講・補講・定期試験日程等の掲示板情報を自分で確認・管理できるようになっている。

平成26（2014）年度には、これまで別システムでの管理を行っていた就職情報についても、Web Campusとの統合を行った。このことにより、学生側としては、Web Campusにて求人検索が可能となるなど、利便性が飛躍的に向上している。また、教職員側としては、就職や進路に関連する面談記録を閲覧できるなど、学生支援を行う上での情報が充実することとなった。

情報施設の開放

コンピュータ教室3室は、授業で使用していない時間帯は開放しており、自由に使用することが可能となっている。自習やレポート作成、情報の検索・収集などさまざまに活用できる。また、各建物のエントランスに設置されているパソコンも自由に使用可能である。なお、PCのトラブル対策、利用相談については、メディアセンターにヘルプデスクが設置され、専従の技術者が対応している。

〈大学院商学研究科〉

大学院については、平成19（2007）年度より、学部教育の充実及び大学院学生に教育訓練の機会を提供することを目的として、「高崎商科大学大学院ティーチング・アシスタント規程」が制定され、TA制度が導入されている。また、標準修業年限を超えて一定の期間に亘り計画的に教育課程を履修する学生に対しては、学費を履修年数に応じて徴収する「長期履修制度」（エビデンス集（資料編）[資料2-3-10]）を設けている。

大学院の目的は、大学院学則（エビデンス集（資料編）[資料2-3-11] 第1条において「教育基本法及び学校教育法に則り、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与すること」と定めている。そのため修士論文作成に関して、1年次の年度末に中間報告会を実施、また2年次生には修士論文発表会での研究成果の発表とその後に行われる最終試験での審査合格を義務付け、主査1人・副査2人による指導・助言・評価を行っている。修了判定については、主査及び副査の判定に基づき、大学院研究科委員会において学生一人ひとりの修了要件を確認し、大学協議会で再確認した後に、大学院教授会の議を経て、学長が課程修了を認定するという厳正なシステムを採っている。充実した研究が行えるよう、1年次生と2年次生用に各1部屋の研究室に各学生に専用の机が用意され、院生の自習環境も整備されている。

大学院については、少人数ということもあり、院生からの意見・要望等は、基本的には研究指導担当教員や事務局教務担当への窓口相談等で対応している。特に、院生から休学や退学などについて相談を受ける際には、研究指導担当教員が必ず面談を行い、院生が置かれた状況を把握し、状況の改善に向けて取り組んでいる。

(3) 2-3の改善・向上方策（将来計画）

〈商学部〉

本学の教育課程は全体として満足できるものであるが、既述のとおり学部ではビジネス社会の変化や多様な学生のニーズに応えるために、これまでもカリキュラムの改革・改善に取り組み、教育内容の充実・展開に努めてきた。その結果、カリキュラムの内容は開学時の「流通情報学部流通情報学科」から、より包括的な社会的にもよく通用する「商学部商学科」の方が適切であるとの判断により、平成22（2010）年度より学部・学科名称の変更を行い、併せてカリキュラムの見直し・改善を行ってきている。さらに、平成29（2017）年度より、商学部は専門性を高めるためにカリキュラムの見直し・改善を行って、商学科から経営コース・情報コース・観光まちづくりコースが用意された経営学科と、会計コース・金融コースが用意された会計学科の2学科へと改組された。今後も必要に応じて、カリキュラムの改善は検討していく。

大学院についても学部と同様に「大学協議会」を中心として教育方針・内容の改善が検討され、平成23年（2011）度より、研究科・専攻名称が「流通システム研究科」「流通システム専攻」から「商学研究科」「商学専攻」に変更された。中長期計画策定会議や大学院研究科委員会において、名称変更に伴うカリキュラムの見直し、改善等についても検討している。

なお、これまで大学協議会や学長、学部長、研究科長の主導的役割により改革・改善は行われてきているが、特に大学全体の教育内容や教育方法の改善については、「FD推進委員会」を中心として組織的に取り組み、継続的なFD推進活動により対応を図っていく。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

《2-4 の視点》

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

(1) 2-4 の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている。

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

〈商学部〉

単位の認定及び卒業の要件については、「高崎商科大学学則」（エビデンス集（資料編）[資料2-4-1]）第31条並びに第39条、第40条に規定されている。具体的な卒業要件は、4年以上在学し、学則別表の各区分に定められた卒業要件単位数を修得し、合計で124単位以上を取得しなければならないとしている。（エビデンス集（資料編）[資料2-4-2]）

この要件を満たした者について、教務委員会及び教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

また、進級の要件については、「高崎商科大学履修規程」（エビデンス集（資料編）[資料2-4-3]）第14条に定めており、3年次への進級要件及び4年次への進級要件を以下のように規定している。

（進級要件）

- 3年次に進級するには、平成24（2012）年度以前の1年次入学者は、教養演習Ⅰを含め、総単位数50単位以上を修得していなければならない。平成29（2017）年度以降の1年次入学生は日本語リテラシーⅠ、日本語リテラシーⅡ、を修得していなければならない。
- 4年次に進級するには、平成24（2012）年度以前の1年次入学者は、教養演習Ⅱ、専門演習Ⅰを含め、総単位数80単位以上を修得していなければならない。平成25（2013）年度以降の1年次入学者は、専門演習Ⅰを修得していなければならない。平成29（2017）年度以降の1年次入学生は、専門教育科目の研究科目区分における3年次配当科目の必修科目すべてを修得していなければならない。
- 3年次及び4年次に進級するには、それぞれ直近の2年次及び3年次のGPAが1.0以上でなければならない。ただし、学部長もしくは学生生活・学習支援センター員による面談において、学習意欲等が確認され、次年度の学修計画が示された場合はこの限りではない。

本学では、過度な履修で学修の質が低下することを未然に防止するため、「高崎商科大学履修規程」第3条において、年度毎に卒業要件の対象となる科目についての履修可能な単位数の上限を平成28（2016）年度以前の入学者は44単位に設定されている。平成

29(2017)年度以降の入学者は44単位と設定している。3年次以上の在籍者は、前年度までのGPAが2.6以上の学生については申し出により44単位以上の履修登録を認めることが出来るようになっている。平成29(2017)年度以降の入学者の履修可能な単位の上限は年間40単位、半期20単位と設定されている。3年次以上の在籍者で、前年度までのGPAが2.6以上の学生については申し出により各学期2単位の追加履修登録を認めている。

成績の評価

成績評価の方法は、試験、論文、レポート、授業時の課題等により評価するものとし、その基準・方法は各授業科目担当者が定めている。「授業計画書(シラバス)」には科目における到達目標及び成績評価の基準項目を明確にし、評価の比率を%表記にて記載しており、初回の授業時に説明して周知を図っている。

成績評価については、100点満点で行い、60点以上を合格、60点未満を不合格としている。成績評価基準及び成績表記は、【表2-4-1】のとおりである。

表2-4-1 成績評価基準

区分	合格			不合格	不合格又は定期試験欠席
評価基準点	80~100	70~79	60~69	60未満	評価不能
評価表示	A	B	C	D	K

※「K」評価は、定期試験欠席、受験資格なし並びに履修放棄と判定された場合などに表示。

上記のほか、3年次編入学等において、他の大学または短期大学で修得した単位を本学の単位として認定した場合については、「高崎商科大学履修規程」第10条第4項に基づき、成績評価は行わず「認定」と表示している。

なお、学期末、年度末の成績評価について、講義科目におけるA評価及びD評価の学生が科目履修者の半数を超える場合には、書面にて教務委員会へ報告と説明を行うことが教務マニュアル(エビデンス集(資料編)[資料2-4-4])にて定められている。また、学期ごとに成績表を配付後、成績評価に関して疑問がある学生は、その内容を書面に纏め事務局に提出し、それを受けて担当教員が当該学生に対し文書で応える、「学生からの成績評価問い合わせ制度」(エビデンス集(資料編)[資料2-4-5])も設けている。

このほか本学では、厳格な成績評価を行うことや学業成績をはかる基準として、GPA(グレード・ポイント・アベレージ)制度を導入している。GPAは、一定の水準を満たした学生に対して行う学業特待生の選考や履修単位上限の緩和等に利用されている。また、反対にGPAが極端に低い数値の学生や単位修得状況が悪い学生に対しては、学部長、学生生活・学習支援センター員等が個人面談により、特にきめ細かな履修指導や学習指導、生活指導を行うなど有効に活用されている。

卒業時における修了判定については、「教務委員会」において該当の学生全ての単位修得状況を細部に亘り審査し、その後教授会に卒業者の提案がなされる。これに並行して大学協議会でも確認作業が行われ、教授会の議を経て学長が最終決定を行うこととなっており、都合3つの組織による厳正なチェック体制が敷かれている。

以上のとおり、学部における単位の認定、進級及び卒業・修了の要件は適切に定めら

れており、卒業判定についても、上記の卒業要件を教務委員会において学生一人ひとりを確認し、大学協議会で再確認した後に、教授会で審議され、認定される厳正なシステムが構築されている。

〈大学院商学研究科〉

単位の認定及び修了の要件については、「高崎商科大学大学院学則」（エビデンス集（資料編）[資料2-4-6]）第30条及び第38条、第39条、第40条、第41条に規定されている。具体的な修了要件は、2年以上在学し、学則別表1（授業科目）に定めるところにより30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとしている。【表2-4-2】「大学院における修了要件単位数」参照。）この要件を満たした者について、大学院教授会の議を経て、学長が課程修了を認定する。

なお、大学院は、進級の要件については設定していない。

表2-4-2 大学院における修了要件単位数（2016年度入学生用）

授業科目区分		修了要件単位数	備考
基礎科目	商学・経営学分野	必修2単位 を含め 24単位以上	必修、選択
専門科目	商学・情報学分野 経営学・会計学・経済学分野		選択
		演習	6単位 必修
合計		30単位以上	

大学院においては学部と同様に、「高崎商科大学大学院履修規程」第3条において、年度毎に履修可能な単位数の上限を20単位に設定している。

成績評価の方法、成績評価基準や成績問い合わせ制度については学部と同様であるが、GPA制度については、導入していない。

以上のとおり、大学院においては進級の要件については設定していないが、単位の認定及び修了の要件は適切に定められており、修了判定についても、上記の修了要件を大学院研究科委員会において学生一人ひとりを確認し、大学協議会で再確認した後に、教授会で審議され、認定されるという厳正されたシステムを採っている。

【表2-4-3】に大学院修了者数を示している。これは平成25（2013）年以降の大学院修了者数を示したものであるが、定数と同じ5人修了した年度やまったく修了生がない年度などばらつきがあるが、最近4年間における平均修了生は3人であり、一定数の修了者を輩出していると判断している。

表2-4-3 大学院修了者数

	平成25年 (2013年)	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)
修了者数	5人	0人	4人	3人

(3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

〈商学部〉

商学部は平成 29（2017）年度より商学科から経営学科と会計学科の 2 学科へと改組され、専門性を高めるために、経営学科は経営コース、情報コース、観光まちづくりコースが用意され、会計学科は会計コースと金融コースが用意されている。

経営学科の経営コースは、経営全般について広く学ぶコースで、組織の仕組みや管理運営、企業活動に関連する法律、組織における人材育成、事業戦略、マーケティングなど経営業務全般において多岐にわたって活躍できる人材の養成を目指している。情報コースは、ビジネスにおける情報の活用について学ぶコースで、経営における合理的、多面的かつ迅速な意志決定を支援するための情報管理、情報活用、ネットワーク構築や、IT を活用した商取引について学び、情報分野で経営を支える人材の養成を目指している。観光まちづくりコースは、経営の視点から地域経済や地域振興について学ぶコースで、一過性に終わらない地域振興を実現するため、地域産業の理解や企業のあり方、観光まちづくり理論、地域資源開発などについて学び、地域の担い手となる人材の養成をめざしている。

会計学科の会計コースは、企業における会計や財務担当者、会計に関する教員・公務員・公認会計士や税理士などの育成を目標に、中規模企業における会計知識を全員が修得するとともに、大企業レベルに対応する会計の実践科目や、企業経営に関する科目も含まれている。金融コースは、銀行・信金・証券会社の金融担当者、企業の財務担当者、会計に関する教員・公務員の育成を目標に中規模企業における会計知識を身に付けつつ、企業における予算業務や資金の流れについて学び、金融に関するより高い専門性の修得を目指している。

2 学科のカリキュラムは上記の目的を達成するために、必修科目等を体系的に配置した。これら精選された科目の教育効果を高めるために、年間履修登録単位数等の削減を行った。学修状況や教育効果を踏まえて、カリキュラム全体の中で今後運用と見直しを検討していく。

〈大学院商学研究科〉

大学院においても時代や社会の変化、学生のニーズに対応するため、学部と同様に、大学協議会を中心として教育方針・内容の改善が検討され、平成 23（2011）年度より、研究科・専攻名称を「流通システム研究科」「流通システム専攻」より「商学研究科」「商学専攻」に変更した。また、学長直轄の将来構想委員会（平成 26（2014）年度からは「中長期計画策定会議」）や大学院研究科委員会などにおいて、カリキュラムの見直し、改善等についても学部教育との接続性の観点からも検討が進められている。

また、単位認定・修了認定等で大きな問題はみられないが、指導教員一人あたりの学生指導数について改善する必要がある。本学では大学院専任の教員はいないため、すべて学部との兼担となっており、教員ごとの指導学生の定員が設けられていない。学生数が少人数であるため、大きな問題とはなっていないが、一部の教員に指導の負担が偏る結果となっている。これは、学生が選定するコースや希望する指導教員に偏りがあることが原因となっていることが考えられるため、今後は、学生が希望するコースや教員へ

の偏りをなくすべく、広い分野の学生の募集に努めるとともに、教員ごとの指導学生の定員を導入するなどの検討を行っていく。また、研究科の入学定員である5名の大学院生の確保にも努めていく。

2-5 キャリアガイダンス

《2-5の視点》

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

(1) 2-5の自己判定

基準項目2-5を満たしている。

(2) 2-5の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

〈商学部〉

平成28(2016)年度の卒業生の進路状況は、(エビデンス集(資料編)[資料2-5-1])卒業生135名に対し、就職希望者124名、内就職者121名で就職率は98%となっている。就職率は近年の雇用情勢を反映し、全体的に高水準となっており、全国平均(文部科学省・厚生労働省発表)と差異はないが、就職希望率については全国平均より15ポイント以上高く、本学の特徴となっている。これは個々の学生に対して、社会的・職業的自立に関する指導のための体制が整備されている結果と考えている。就職希望外についても「活動停止」と表記したのものにも、公認会計士等を目指す学生も含まれており、在学中の学修から自身の将来設計へつなげるキャリア形成意識が育まれていることを表している。就業先としては、「商学」に関わる業界として、卸・小売業が多くを占めているが、簿記・会計教育に力を入れ職業会計人としての知識、技能の育成をおこなっていることもあり、税理士事務所や会計事務所も目立っている。COC事業での各種取り組みもあり、開学以来の学生の地域志向の伝統も相まって、地元の信用金庫に代表されるより地域に根付いた就業先が多くなっている。

就職支援体制の整備状況として、まず教育課程内についてであるが、平成25(2013)年度より正課科目としてキャリア教育を提供する体制を整えた。具体的には、教養・基礎教育科目の分類に、キャリア演習という区分を設け、「キャリアデザインⅠ」「キャリアデザインⅡ」「キャリアデザインⅢ」の3科目を新たに必修科目として設置した。

「キャリアデザインⅠ」は半期科目の1年次配当必修1単位、「キャリアデザインⅡ」は通年科目の2年次配当必修2単位、「キャリアデザインⅢ」は半期科目の3年次配当必修1単位という形で導入しており、平成27(2015)年度には「キャリアデザインⅠ～Ⅲ」の全てが開講されている。

「キャリアデザインⅠ」では、主に高校3年間の学習や生活を振り返ることから始め、そこから大学4年間の過ごし方を考え、計画を立てる。高校時代の与えられる「学習」から、大学の自ら学ぶ「学修」への移行を円滑に行い、今までの「学ぶ」「覚える」

「習う」に「考える」「問う」「創り出す」を加え、学びの質を変える。更に自己分析等を通じて「なりたい自分」や「こうありたい」をイメージさせることにより、大学の学びから「気づき」へと発展させ、将来どのような行動をとっていかを考え、大学4年間の目標を明確にすることを目的としている。

「キャリアデザインⅡ」では、職業選択につながる知識や興味を広げ、社会人としての基礎力を身に付けることを主眼として授業を構成している。業界、職種、企業研究等を通して社会を知り、興味・感心を持たせ、視野を広げる。また、前期については「書く」「聴く」「話す」の3つの基礎的コミュニケーションスキルについて1年間を通して醸成する。後期は職業選択に繋がる興味・感心を広げるため、「疑問を探す力」を育み、将来へのイメージ作りの一助とする。この「キャリアデザインⅡ」は就職活動を行う前段階で、学生の視野を大きく広げ、選択肢を増やす役割を担っている。

「キャリアデザインⅢ」では一度広げた視野を絞っていく作業を行う。業界、職種、企業研究をより深く行う手法を伝え、社会に出るにあたっての具体的なイメージを膨らませる。具体的には、新聞やニュースに触れる機会を予習課題によって増し、社会情勢と自身の職業選択に関連する情報をリンクさせる。夏季のインターンシップ等も積極的に紹介し、社会的に自立した意識の醸成を目的とする。また、通常の会話レベルではなく、論理的な意思の伝達としてのコミュニケーションスキルも向上させる。

上記必修科目の他に、選択科目としても「コミュニケーション論」「キャリア形成論」「生涯学習論」「インターンシップ」など多くのキャリア教育科目を配置しており、万全な体制づくりに努めている。これらキャリア系科目は、グループワークやペアワーク、ディスカッション、プレゼンテーションなどの能動的学習、いわゆるアクティブ・ラーニングを取り入れ易いという特徴がある。このことから、学生が授業に集中し易い環境づくりが可能であり、授業評価も高い傾向がある。つまり、学生の興味を引く授業になり易い特徴があり、高い学修効果も期待できる。また、授業の内容が直接学生の人生と深く関わり、人生における意思決定に大きく影響することから、学生の関心度も高いと言える。高校時代の振り返りなど省察的学習から、大学4年間の意義を考えるなどの自ら考える計画設計的学習がメインとなるため、学生の目的意識が明確となり、中退率軽減の効果も大いに期待できる。

また、平成26(2014)年度からは文部科学省による「地(知)の拠点事業」(大学COC事業)の推進に伴い、各授業科目内にてフィールドワーク等の取り組みが少しずつではあるが、増加してきている。平成27(2015)年度には、FD推進委員会により1年次のゼミとして機能している「教養演習Ⅰ」において共通シラバスの下、フィールドワークを実施した。地域に出て人と触れ合い、座学で得た知識を知恵に変えていくという意味においては、これらの学びもキャリア教育の一環として位置づけることができる。さらに平成28(2016)年度には、キャリア教育・職業教育をテーマとしたFD研修会(エビデンス集(資料編)[資料2-5-2])を実施し、キャリア教育・職業教育が、担当の教職員のみが行う取り組みではなく、全学的な位置付けとして教職員への意識啓発ならびに就職環境の現状への理解促進を図った。

一方、教育課程外については、主に就職委員会及びキャリアサポート室が担当する各種就職ガイダンスが挙げられる。これら就職ガイダンスは大きく3つに分類される。

1つ目は就職活動に直結するノウハウ提供型のガイダンスである。「履歴書・エントリーシート講座」や「SPI 対策講座」「就職活動スタートガイダンス」「フォローアップガイダンス」「ホンキの就職（面接対策）」などがこれにあたる。これらは就職活動における採用試験を想定し、筆記試験対策や面接対策等を中心に行う。これらの講座はテクニックの教授が中心となることから、キャリア教育としての効果は他と比較してやや薄いと言える。

2つ目は学生の能力や知識の獲得、スキル向上、将来に対する意識向上を目的としたキャリア教育型のガイダンスである。「OHBY カードによるカードソート演習」「グループトーク体験」「卒業生との座談会」「企業リサーチグループ」「夏季集中就活対策講座」「卒業予定者対象 社会人ガイダンス」「就活合宿」「職種別ガイダンス」などがこれにあたる。主に学生の視野を広げるために業界知識や職種知識などを学ぶものと、学生のコミュニケーションスキルや計画力、発信力を強化するプログラムが存在する。

「OHBY カード」では、職業のイメージを表す絵や写真に対する自らの志向性を検討することで自己理解の深化を図るとともに、いろいろな産業分野の代表的な職業を見ることで仕事のイメージを作り職業理解を深めていく。「企業リサーチグループ」では、実際の企業をピックアップし、経営や財務などの各視点からの分析方法や、企業の特色などを学生自身が調査し、プレゼンテーションを行う内容となっている。「グループトーク体験」はあるテーマに沿ってグループで短いディスカッションを行う内容となっており、傾聴力や発信力等のコミュニケーションスキルを向上させる狙いがある。

「職種別ガイダンス」では、さまざまな業種・職種を経験した職員や卒業生からその実体験を聴くことで、イメージや思い込みを払拭し、正しい職業理解へと導いている。

3つ目は就職活動全体に係る網羅型のガイダンスである。前期3回、後期9回更に次年度に2回の合計14回から構成される連続した講座である「就職活動支援講座」(エビデンス集(資料編)[資料 2-5-3])がこれにあたる。就職活動の意義や目的、社会人として求められる能力、文章の書き方、伝わる話し方、自己分析、インターンシップの意義など、キャリア教育的内容を多く含んだ側面と、全体のタイムスケジュール、情報収集の仕方、履歴書の書き方、面接対策、求人票の見方など、ノウハウ提供的側面の双方が講座に含まれている。長期間の複数回講座のため、しっかりとした計画をたてる必要があるが、計画の段階からキャリア教育の授業を担当する教員と連携し、授業の進捗と連動することによる相乗効果を期待できるものとなっている。また年度をまたぐ設定により、進路選択の準備段階から実際に行動をおこす時期まで一貫したサポートの継続が可能となり、正課授業で目が届かない部分の補完をしている。

以上3つの分類以外でも、キャリア形成や就職支援を目的としたイベントを次のとおり企画、実施している。企業から協力を得ておこなう業界研究セミナー(エビデンス集(資料編)[資料 2-5-4])を年1回(12月)、就職イベントとは一線を画し、1業種1社のみでの参画で全学年対象に実施している。就職イベントでは、学内にて独自に行う合同企業説明会を年1回(春季4日間)、5~6社の企業を呼んでの小規模企業説明会を年数回、他大学と共催で行う合同企業説明会が3回(連携協定締結5大学(エビデンス集(資料編)[資料 2-5-5])と合同の企業説明会2回、連携協定締結3短大(エビデンス集(資料編)[資料 2-5-6])と合同の企業説明会1回)、学内にて独自に

行う個別企業の説明会を年約 60 回(企業側の都合や希望学生が最少催行人数に満たない等で平成 28 (2016) 年度の実開催回数は 38 回、参加学生数延べ大学 120 名、短大 49 名)と社会人と触れ合う機会も多く設けている。これらのイベントは、いずれも学生が興味を持った企業のブースを訪問する形式のため、イメージや思い込みによる偏りがあり、視野を広げるきっかけとはなりにくい場となっている。そのため平成 28 (2016) 年度からは春季学内合同企業説明会(エビデンス集(資料編)[資料 2-5-7]) 4 日間のうち前半の 2 日間を「商大イントロ合説スペシャル」と銘打ち、参画企業がプレゼンテーションをおこなう形式を導入した。これにより従来の形式ではブース訪問していないだろう企業の話をお聞きすることができ、新たな発見や直接話を聞かないとわからないことがあることを実感することで、視野を広げ比較検討材料を多く持つ納得感のある進路選択を可能としている。個別の企業説明会においては、参加人数がある程度絞られ、場合によっては少人数となるため、社会、業界、企業をより深く知る良い機会となっている。

これらのイベントは、個々の企業・団体の理解と協力がなければ成立しない。学生への支援のため企業等のニーズを把握することは勿論だが、本学への理解を得て相互にメリットのある関係を築くことが重要となる。そのため就職支援の取り組み内容や輩出人材を紹介する「企業向けパンフレット」(エビデンス集(資料編)[資料 2-5-8])を隔年で製作し、企業訪問や各種イベントの際に活用している。

また、大学 3 年次には専門ゼミナールを担当している教員が、大学 4 年次にはキャリアサポート室員が学年全員を対象に個別面談の機会を設けており、マンツーマンで教育、指導を行う体制が確立されている。更に学生は、この初期面談により相談できる場があることを認識し、ゼミやキャリアサポート室が卒業までの期間(場合によっては卒業後も)随時相談できる環境であると把握されている。このように、教育課程内外において、社会的・職業的自立に関する指導を行う体制が整備されている。

近年、労働市場その他就職関係の状況は絶えず変化しているため、企業のニーズの把握に努め、企業の求める人材を輩出することがディプロマポリシーにおいても必要不可欠となっている。そのため平成 27 (2015) 年度から卒業生が就業している企業へ卒業生の評価(エビデンス集(資料編)[資料 2-5-9])を依頼している。この評価は、就業後 3 ヶ月から 6 ヶ月で実施し、企業での経験や成長を含まない所謂「学士力」を問うものとなっている。ディプロマポリシーの成果確認とともに企業から教育に取り入れてもらいたい内容を問う等社会のニーズを踏まえた教育改善への資料収集の取り組みにもなっている。また、卒業生の就業状況は、以前からキャリアサポート室職員による企業訪問等で確認していたが、平成 26 (2014) 年度から同窓会の協力を得て卒業後 3 年を経過したところでアンケート調査(エビデンス集(資料編)[資料 2-5-10])を実施している。

これにより企業訪問だけではわからない卒業生本人からの意見収集が可能となっている。

<大学院商学研究科>

大学院については、既に学部教育を受けた学生が入学してきていること、学部と比

ベ学問も専門性が高くなっていること、学修だけでなく研究を行う目的があることなど、複数の理由により、キャリア教育に関する正課授業科目は設けていない。そもそも大学院の位置づけが、教育よりもむしろ専門性の高い学問の研究といった色合いが強いため、キャリア教育の導入については、必要性の観点からも困難と言える。

しかし、一方で大学院を卒業した後は就職活動を経て社会人となることに、学部生となら変わりはなく。そのため、教育課程外での支援を中心に行っている。商学部の項目で述べた各種課外ガイダンスについては、全て大学院生にも情報提供を行っており、ガイダンスへの参加を促している。年間14回で行われる「就職活動支援講座」も大学院生が参加できるよう、スケジュールの配付やアナウンスを行っており、個人面談についても学部と同様、積極的に対応している。

(3) 2-5の改善・向上方策（将来計画）

教育課程内にて行われている授業科目については、キャリア系科目を担当している教員間で情報共有及び進捗確認などを行い、特に同じ科目名を担当している教員同士は、お互いの授業内容が大幅に違わない様、工夫を重ねることが重要である。また、キャリア教育は特に理論と実践が大きく絡んでくる。よって理論や実践への偏りを調整することが必要となる。同科目を複数の教員が担当する場合には、事前の打ち合わせを綿密に行うことを徹底し、統一シラバスの作成を依頼することが必要となる。

また主に3年次が履修する「キャリアデザインⅢ」が前期、後期に開講され、ほぼ半数ずつに分かれて履修されている。3年次は、進路選択へのかじ取りを開始する時期にあたり、学内外で多くのイベントが企画・実施されている。授業とイベントの連動による相乗効果をねらっているが、イベントの内容は時期によって異なるため、履修期によって直接連動させることが難しい場合がある。例えば、夏季休業中におこなわれる就業体験イベント（インターンシップ等）では、前期履修者は学修と連動した準備が可能となり充実した取り組みとなるが、後期履修者は、未受講の状態に参加することになる。逆に後期に多く開催される業界研究セミナー等の企業へ直接アプローチするイベントでは、前期履修者は学修とイベントの期間が離れてしまうことから相乗効果が期待しづらい。今後は通年で実施している「就職活動支援講座」だけでなく、「夏季集中就活対策講座」や「就活合宿」においても授業ならびにその時期に開催されるイベント等との連携を図り、更に相乗効果を高め充実したキャリア形成、納得感のある進路選択を促す必要がある。

教育課程外においては、参加者増加のためにも、常に受講者に対するアンケートを実施し、学生が望む内容を提供することが望まれる。また同時に、就職状況は景気の上下によって大幅に変わってしまうため、常に各業界動向をチェックすることが必要となり、企業の人事担当者との親密な繋がりが不可欠となる。よってキャリアサポート室所属の職員は、年間の企業訪問数を目標にしている。

最後に教職員のスキルアップが改善・向上方策として挙げられる。近年、学生からの相談内容は複雑化、かつ長期化する傾向にある。これも就職難が長く続いたことによる影響が原因の一つと考えられるが、将来の方向性や自分の適性など、職業に直接

関連する相談の他に、人間関係や気持ちなどの内面的相談なども増加しており、対応する職員は高度なキャリアカウンセリング能力を必要とする。平成 26 (2014) 年度にはキャリアサポート室員 1 名がキャリアコンサルタントの資格を取得したが、引き続き資格取得を推進する必要がある。また、能力開発を促進させるため、SD 推進委員会を中心に、資格保有者からの知識やスキルの伝達を目的とした内部勉強会等の実施と、外部研修への参加等、啓発活動を更に活発化させ、また個々の能力開発活動を促進するための制度導入を検討し、引き続き教職員の学生対応能力向上を図る必要がある。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

《2-6 の視点》

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

(1) 2-6 の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

(2) 2-6 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

2-6-①教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

〈商学部〉

学生の学習状況・意識調査については、前期、後期のいずれにおいても各学期終了時に、全科目で学生による「授業についてのアンケート」及び「授業自由記入アンケート」(エビデンス集(資料編)[資料2-6-1])を毎年実施している。

学生本人の授業への取り組みのほか、教員の授業への取り組み状況等についてアンケートを採り、その結果を授業改善のための基礎資料とするとともに、FD推進委員会においても検討がなされ、組織的なFD活動に反映されるように努めている。

アンケートは、「Web Campusアンケートシステム」によりWeb上で行い、「11項目の設問に対し、5段階で回答する方式」(授業についてのアンケート)による部分と「自由記入方式」(授業自由記入アンケート)による部分とに分かれ、無記名で項目ごとに評価する形式で実施している。

就職状況の調査については、4年次の4月に「進路登録カード」を各学生がキャリアサポート室に提出し、卒業後の進路を登録している。その後、就職活動をしている各学生から就職活動状況や結果の報告を逐次受ける体制を採っている。

就職先の企業アンケートについては、平成27(2015)年度より、就職やインターンシップでお世話になっている企業への訪問時等を活用して実施することとし、大学教育のあり方や人材育成への要望等を確認するようにする。

また、上記のほかに学生からの意見を聞く取り組みとして、毎年度末に「学生生活満足度アンケート」(エビデンス集(資料編)[資料2-6-2])を実施しており、学習・教育システムや進路支援、教員・職員の学生対応などについて回答してもらい、大学全体の改善のための取り組みを行っている。また学生生活・学習支援センター主催の自宅外通

学生の集いや他の面談の機会を利用して、奨励資格取得者を対象として、学習や資格取得へのニーズや支援体制の充実度を把握するための意見聴取も実施している。

資格取得や就職状況の共有

月例の教授会において、資格取得状況や就職状況が担当部局の委員長より所見とともに報告されている。資格取得に向けた年間スケジュールを意識した学生への働きかけや、その年の社会状況に応じた就職活動での留意点を踏まえた学生指導が効果的に行えるようになっている。

教員相互による授業公開

授業改善に向けた取り組みの一環として、FD推進委員会により前期及び後期の終わりの時期に、一週間の教員相互の授業開放期間を設け、他の教員の授業を参観できる制度を確立している。実施に際して、期間中に他の教員の授業を少なくとも一回は参観するよう義務付けており、さらに、参観後は「開放授業参観報告書」（エビデンス集（資料編）[資料2-6-3]）に必要事項を記入の上、事務局に提出することになっている。またこの制度は、専任教員だけでなく、非常勤講師にも適用している。

なお、平成27(2015)年度からは事務職員にも授業を参観できるものとすると同時に、授業期間中はいつでも授業を参観できるものとした。なお、積極的に他の教員の授業を参観してもらうために、前・後期の終わりの時期の一週間の授業開放期間は継続して設けている。

IR推進委員会によるアンケート等の分析

IR推進委員会において、学生を対象としているアンケート結果や教務情報等を組み合わせ、更なる分析を行い、どのような改善が効果的か、またどのような内容が改善を必要としているかについてFD推進委員会に対して提言を行っている。

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック 〈商学部〉

前項で述べた点検・評価の結果は、教員個人及び個別授業科目のレベル、また、大学全体のレベルそれぞれにおいてフィードバックされ、教育内容・方法及び学習指導などの改善のために活用されている。

授業についてのアンケート

評価結果はコンピュータ処理され、データ並びにレーダーチャートにして各教員にフィードバックし、各科目の結果に対してコメントを付してFD推進委員会への提出を義務付けている。提出されたコメントについて、委員会にて確認を行い、必要に応じて委員長から口頭による注意やアドバイスを行う体制を構築している。レーダーチャートは各学期末に学内掲示により全学生に対してもフィードバックを行っており、次期の履修計画の参考とするよう呼びかけている。更に、各質問項目において、大幅に平均値を下回った場合においては、該当する教員に対して「授業改善計画書」の提出を義務付けている。「自由記入方式」によるアンケートについては、Web Campus より該当する教員が直接学生に対して回答する方式を採っている。この回答に対しても、FD推進委員会にて回

答内容が適切であるかについて検討を行い、必要な場合は口頭による指導を行うこととしている。このように、どのような点に改善の余地があるか検討できる体制を確立している。FD 推進委員会が中心となって教員個人による個別授業の改善を促し支援する形となっている。

また、アンケートの全体の所見や IR 推進委員会による分析は、FD 研修会などで報告され、大学教育全体の課題として共有されている。新学科設置においても、これらの所見は反映されてきた。

資格取得や就職状況の共有

ゼミナール形式担当の教員は、授業履修生の取得した資格の履歴の一部を閲覧することができ、また、キャリアサポート室と担当教員が共同で行う就職に関する面談結果の記入・閲覧を行うことができる。これらを踏まえて日常的により適切でキメの細かい指導を行えるようになっている。

〈大学院商学研究科〉

大学院については、これまで研究科担当教員の教育・研究指導方法の改善を促進するための組織的・具体的な取り組みは実施されず、個々の指導教員によって個別に実施されてきた。

大学院での教育は学部教育を基礎としていることから、社会の多様なニーズに応えるとともに、学部教育に対応し、接続を考慮したカリキュラムの検討を行わなければならない。また、大学院のシラバスについては、科目概要・各コマの授業内容及び使用テキスト等を記載したものを「学修の手引き」に掲載している。学部と同様に、到達目標、予習・復習に関する時間、成績評価方法の明示を行い、理解度の向上に努めている。

(3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

〈商学部〉

平成 29(2017)年度には、新学科の教育の特徴を反映させる方向で「授業についてのアンケート」の改定が予定されている。シラバスに各教員が記載しているディプロマポリシーと科目との関連を検証する手法の開発も課題となっている。

授業開放報告書は FD 委員会で共有・協議され、所見が教授会で報告されているが、効果的な取り組みを FD 研修会等の機会に教職員間で共有し、複数の授業間や教職員間の連携を深める方向であり、また、改善も検討している。

〈大学院商学研究科〉

大学院についても学部と同様に、大学協議会を中心として教育方針・内容の改善が検討されてきた。また、大学協議会及び大学院研究科委員会において、カリキュラムの見直し、改善等についても検討を行っている。

これとは別に、今後、研究領域ごとの組織的な教育・研究指導方法の改善を検討していく。現在、院生への指導は、修士論文審査のために主査・副査が設けられる時期

を除けば、指導担当教員1名に委ねているが、特に留学生に対する論文作成指導は、語学指導の見地からも、指導教員だけでなく、1年次の時から副指導教員を選任し、複数教員による指導体制の構築を検討していく。

2-7 学生サービス

《2-7の視点》

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

(1) 2-7の自己判定

基準項目2-7を満たしている。

(2) 2-7の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-7-① 学生生活の安定のための支援

〈商学部〉

本学では小規模大学の利点を活かし、きめ細かい学生への支援が展開できるように努めている。全学生が安定した学生生活を送り、学修に専念できるように様々な組織や支援体制を整備している。

1) 学生サービス、厚生補導のための組織

学生サービス、厚生補導のための組織としては、「学生生活・学習支援センター規程」（エビデンス集（資料編）[資料 2-7-1]）にもとづき、「学生生活・学習支援センター」が設置されている。学生生活・学習支援センターでは、主に①学習支援・スタディーズスキル育成、②学生相談・自己発見・自己実現支援、③資格取得・キャリア形成のための支援が行われている。また、学生の学生生活の中で発生する問題や悩み、学修に関する質問や相談を受けるための窓口としての機能も果たしている。当該センターには専任教員8名と、専任職員4名が兼担として所属しており、学生の様々な相談に対応している。また、専任職員4名の内、1名は養護職員を充てており、体調を崩した学生の対応や健康に関する相談にも対応できるよう、配慮している。

特に授業の出席状況が良くない学生は、その背景に経済的問題や家庭の問題、精神的問題等、時には深刻な問題を抱えている場合があるため、ゼミを担当する教員からの情報や各科目における出席状況をもとに、随時心配な学生への電話連絡、呼び出し、必要に応じて個別面談、個別相談を実施している。平成28（2016）年度には、成績が確定した2月末から3月にかけて、卒業不可の学生、進級要件未充足の学生（GPA1.0未滿）、4年間の修業年数で卒業できないことが確定した学生、休学中の学生に対して、個別面談を実施した。その中で、個々の学生が抱えている問題を把握し、対応策の検討や今後の学修計画の策定、学生の学修環境の整備への助言、学修意欲の確認を行った。

学生が大学生活を送っていく中で生じる様々な問題に対応する組織として、「高崎商科大学学生委員会細則」（エビデンス集（資料編）[資料 2-7-2]）にもとづき、「学生委員会」が設置されている。当該委員会では、①学生の厚生に関する事、②学生の課外活動に

関すること、③学生会活動の育成・指導に関することなど、厚生補導業務に従事している。大学生活における日常的な相談、課外活動への支援等は教学課の事務職員が随時対応しており、フェイス・ツー・フェイスのきめ細かいサービスの提供が行われている。さらに「学生生活・学習支援センター」が設置する学生生活支援室では、臨床心理士が月に2日間相談を受け付けており、メンタル面でのサポート体制も充実している。

新入生に関しては、スムーズに大学生活に慣れて行けるように、以下のとおり様々な支援体制を整備し、運営している。

自宅外通学生・留学生対象の生活支援

入学前年度の冬に自宅外から通学予定の入学予定者を対象とした「新生活応援フェスタ」を行っている。これは地元の不動産業者の協力を得て、下宿・アパート紹介イベントで行うものである。土地勘のない場所での下宿・アパート探しを行う入学予定者とその保護者の負担をできる限り軽減することが主目的であるが、本イベントを通じて、入学予定者と本学の教職員との繋がりを深め、安心して本学に入学できるように支援している。

4月には、新たに一人暮らしを始めた新入生を対象に、自宅外通学生の集いを実施している。新潟、長野、留学生など出身地域ごとに集まり、学生同士及び学生と教職員がお互いに面識を持つことにより、友人ができずに孤立することを未然に防止しようという取り組みである。平成28(2016)年度入学生については、自宅外通学者35名(内学部生26名)、留学生14名(内学部生14名)の合計49名(内学部生40名)が、平成29(2017)年度入学生については、自宅外通学者29名(内学部生21名)、留学生7名(内学部生7名)の合計36名(内学部生28名)が当該イベントに参加した。

また5月末には、自宅外通学者を主な対象にした「食育講座」を開催している。栄養バランスについての指導と、食中毒の防止、電子レンジで簡単に作れる料理の作り方の実習などを実施し、学生への支援を行っている。

オリエンテーション時における、学生サービスや相談窓口の案内

新入生に対しては入学式の翌日から3日間、オリエンテーションが実施されている。その中で学修・履修については勿論のこと、学生生活全般に亘る説明や指導が行われている。学部長による大学での学修についての説明の後、単位についての説明、時間割作成、履修計画の助言と指導が事務局教学課教育・学習支援グループ員によって行われている。

2年次以降の在学生に対しても、学年別にオリエンテーションが実施されている。時間割作成、履修計画のガイダンスが事務局教学課教育・学習支援グループ員によって改めて行われ、ガイダンスの中で具体的に質問等を受けながら指導、助言がなされている。

オリエンテーションでは、各センターの紹介とともに、各種検定試験受験の推奨、海外プログラム等の紹介など、様々な学修機会の案内も併せて行っている。特に「学生生活・学習支援センター」からの説明では教育相談窓口の紹介に力を入れており、案内冊子を配付するなど、気楽に相談できる環境が整っていることやメールでの相談も受け付けていること、臨床心理士によるカウンセリングが受けられること等について説明して

いる。

ゼミナールを通じての学生生活全般への支援

本学では担任制は採っていないが、2年次以上の学生については、1年次の「教養演習Ⅰ」、2年次の「教養演習Ⅱ」、3年次の「専門演習Ⅰ」、4年次の「専門演習Ⅱ」と4年間に亘り必修科目であるゼミナールに全学生が所属することになっている。経営学科の新1年次については、日本語リテラシーⅠ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ、経営学研究法、経営学課題研究、経営学卒業研究Ⅰ、経営学卒業研究Ⅱが、会計学科の新1年次については、日本語リテラシーⅠ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ、会計学研究法、会計学課題研究、会計学卒業研究Ⅰ、会計学卒業研究Ⅱが必修科目となっており、ゼミナールと同様の機能を果たしている。

上記のゼミナール及び各科目では、担当教員によって学修指導のみならず、就職や進路、アルバイト等に至るまで、学生生活全般についてきめ細かい指導・助言が行われ、小規模大学ならではの手厚いサポートが行われている。

2) 経済的側面からの支援

学生が安心して勉学を継続できるように経済的側面から支援する仕組みとしては、日本学生支援機構奨学金、その他各種奨学金と、本学独自の後援会緊急貸与奨学金、ワークスタディ奨学金がある。本学後援会による緊急貸与奨学金とは、卒業年次生を対象とし、家計の急変に対応するために設けられたものである。ワークスタディ奨学金は学生委員会にて管理されており、経済的に困窮している学生を対象とし、各学年から2名を選出する。選出された学生は大学事務局の業務を月間一定時間（月間20時間以内）行うことにより、月額3万円以内の奨学金給付を得ることができる。

学外の奨学金給付・貸与状況は、以下【表2-7-1】のとおりであり、大学独自の奨学金給付・貸与状況はエビデンス集（データ集）【表2-13】である。

入学時から家計困窮に苦しんでいる学生や、在学中の家計急変によって休学や退学を考えなければならなくなった学生からの問い合わせに対しては、随時親身な対応を行っている。また、学生の状況を的確に把握し、学業に支障がないように職種や時間に配慮しながらアルバイトの紹介等も行っている。

表2-7-1 学外の奨学金給付・貸与状況（平成28年度）

奨学金の名称	学内・学外の別	給付・貸与の別	支給対象学生数(a)	在籍学生総数(b)	在籍学生数に対する比率(a/b*100)
日本学生支援機構奨学金(第1種)	学外	貸与	114	624	18.2%
日本学生支援機構奨学金(第2種)	学外	貸与	223	624	35.7%
私費外国人留学生学習奨励費	学外	給付	1	26	3.9%
私費外国人留学生学習奨励費(大学院)	学外	給付	1	3	33.3%
ロータリー米山記念奨学金(大学院)	学外	給付	1	4	25.0%

最寄りの公共交通機関である上信電鉄利用者を対象にして、高崎商科大学後援会の支

援を得て、通学定期費用の一部（約 11%）の補助を、上信電鉄と共同で行っている。

平成 28（2016）年度利用実績 延べ 1,061 回であり、総額 1,327,390 円となった。

3) 学生の課外活動への支援

学生の人間教育の観点から、また学生が有意義な学生生活を過ごすために課外活動は重要な意義がある。本学では「学生会会則」にもとづき、学生全員が会員となる「学生会」が組織されている。学生会は学生自らが企画立案しながら活動している団体で、経済面では後援会を通じて資金支援を行っている。前年度の支援状況については、エビデンス集（データ集）【表 2-14】とおおりである。

「学生会」には①学生総会、②学生会執行部、③クラブ連絡協議会、④彩霞祭実行委員会、⑤選挙管理委員会、⑥監査委員会の各機関が置かれ、運営されている。また、サークル活動や部活動、各種同好会の活動を支援するため、部室や体育館、サークル活動の拠点として活用できる学内諸施設を提供している。学生会主催の行事としては、主に新生歓迎会を兼ねた「体育祭」や、近隣の方々も多く参加する「七夕祭」、「彩霞祭」と呼ばれる文化祭等が開催されており、活気ある学生主体の課外活動が実施されている。学生の課外活動の支援として、教室や駐車場等必要な施設を提供しているほか、「学生委員会」が学生の課外活動についての指導・助言を行っている。

平成 25（2013）年度より 5 年間に亘って、文部科学省「地（知）の拠点整備事業（大学 COC 事業）」に採択されたことを受け、地域活動の拠点として学内にコミュニティ・パートナーシップ・センター（CPC）が設置された。また「富岡製糸場と絹産業遺産群」の世界遺産登録を受けて、本学学生が地域活動へ参加する機会が増加している。「工女おもてなしプロジェクト」や近隣の小中学校への学習支援活動等、学生が地域活動へ積極的に関わるボランティア活動が実施されており、施設設備の貸出や情報提供など学生の地域活動を支援している。

平成 27（2015）年度より学生へ異文化体験や語学を学ぶ機会を提供するため、ベトナム Short Stay Program が行われ、平成 27（2015）年・平成 28（2016）年 9 月にはそれぞれ 6 名ずつの学生が参加した。ブルネイでの海外インターンシップが実施され、1 名参加した。平成 27（2015）年 3 月にはベトナムフンドン大学及び MINA 日本語学校との協定が締結され、平成 27（2015）年・平成 28（2016）年 9 月にはフンドン大学から 1 年間の予定で、それぞれ 2 名ずつの交換留学生在が来日するなど、国際交流が一段と進んだ。

また、平成 27（2015）年 12 月にはハノイ貿易大学と協定を締結した。平成 28（2016）年度には、インドやハワイでの海外ボランティアプログラム実施についての検討が行われ、平成 29（2017）年 4 月から 5 月上旬にかけて学内説明会が実施され、学生への募集活動が行われている。（エビデンス集（資料編）[資料 2-7-3]）

4) 心身の健康に関する支援

本学においては、体調を崩した学生への対応や健康への相談を受け付けるため「保健室」を設置し、専任の養護職員を配置している。

メンタルケア、カウンセリングなどを必要とする学生への支援については、「学生生活支援室」を設置し、非常勤ではあるが臨床心理士の資格を有する専門のカウンセラーを

配置して対応している。カウンセリングの結果について、必要があればプライバシーに配慮しながら、事務局担当職員（教学課学生支援・総務グループ員）やゼミ担当教員、学部長、学生生活・学習支援センターと連携を図る体制を採っている。特に配慮を必要とする学生については、教育相談の状況を把握し、適切な支援を行うための「教育相談に関する情報交換会」を開催し、情報の共有を行っている。

学生生活・学習支援センターや学生生活支援室での相談状況は（エビデンス集（データ集）【表 2-12】）のとおりである。まず保健室について、平成 28（2016）年度は、年間 357 件と前年に比較すると減少している。利用件数は平成 27（2015）年度も減少しており、今まで保健室で様々な相談を行っていた一部の学生が、学生生活支援室にシフトしたと考えられる。その影響もあり、学生生活支援室であるが、平成 28（2016）年度は平成 26（2014）年度に比べ 4 倍近い数値が確認されている。この件については、上記保健室からの相談件数のシフトと、中退率低減の対策として教学課学生支援・総務グループ員と養護職員とで積極的に臨床心理士によるカウンセリングへの誘導を行った結果である。成績不良や健康上の相談、友人関係での相談等、少しでも重い悩みであると思われる場合は即座に学生生活支援室への誘導を心掛けたものである。前述したが、これらの相談内容については原則個人情報として共有は行わないが、情報共有の必要が認められた場合はミーティング等を通して、情報交換を行うこととしている。

〈大学院商学研究科〉

大学院生については、修士論文作成に向けての指導・助言のみならず、計画的に研究活動を行うことができるよう学生生活全般に亘っての相談を受け付けるなど、手厚い支援が行われている。少人数ということもあり、研究指導担当教員のみならず研究科長による面談や関係教員による個別指導を随時実施している。

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

〈商学部〉

オフィスアワーや学生生活・学習支援センターの窓口相談、事務局教務担当への窓口相談、保健室やカウンセラーによる学生生活支援室での相談、メールでの相談など、学生からの様々な意見・要望を聞き取るシステムが構築されている。

学生生活全般に関して、学生の意見・要望を聞き取るために「学生生活満足度調査」を毎年度実施している。

「平成 28（2016）年度学生生活満足度アンケート」（平成 29（2017）年 1 月実施）（エビデンス集（資料編）[資料 2-7-4]）によれば、「学生生活全般に対してどのくらい満足していますか」という問に対して、「満足している」が 5 点、「どちらかという満足している」が 4 点、「どちらとも言えない」が 3 点、「どちらかという満足していない」が 2 点、「満足していない」が 1 点で集計した結果、大学全体としては昨年度よりも「0.1」ポイント減少し、「3.4」という結果であった。その結果は学生生活・学習支援センターで検討がされており、次年度の取組みに向けて活用されている。

「学生生活満足度調査」において、自由記述欄に学生からの要望の記入を促している。これまで学生食堂での朝食の提供、体育館のシャワー室の設置等の施設・設備面での施

策に反映させてきた。また、平成 30(2018)年度に使用を開始する 4 号館の設計にも「学生同士で集まれる場所が欲しい」や「コミュニティ・パートナーシップ・センターが狭い」などの学生の要望を反映させ、ラーニングコモンズや新たなコミュニティ・パートナーシップ・センターの設置を盛り込んでいる。

〈大学院商学研究科〉

大学院生に関しては、少人数ということもあり、学生からの意見・要望は、研究指導担当教員や事務局への窓口相談で把握し、随時適切に対応している。

(3) 2-7 の改善・向上方策（将来計画）

更なる学生サービス向上については、学生のニーズを適宜把握することが重要である。学生のニーズは、毎学期末に全学生を対象に行っているアンケート調査以外に、オフィスアワーや学生生活・学習支援センターの窓口相談、事務局による窓口相談、保健室や学生生活支援室など様々な場面で捉え、適切な対応が随時なされている。

また、3 年次編入生や再入学生に対しては、友人が少なく、学生生活に馴染むのに時間がかかってしまうことに配慮し、オリエンテーション時には別に時間を設定して説明を行い、個別に履修登録の相談を行うなど面倒見良く対応している。

学生生活充実のために、施設設備といったハード面の改善のみならず、「Web Campus II」による情報発信や「SHODAI Campus Guide」など学生が活用しやすいガイドブックの作成・配布などを行い、ソフト面での支援の拡充を今後も継続して行っていく。

進級・卒業不可など学業不振による休学・退学を防ぐための個別面談のほかに、その背景として内在する経済的問題への支援として各種奨学金の充実や保護者との連携を密にしていくために「商大保護者のためのガイドブック」の作成・配布や保護者懇談会、地区別懇談会なども開催されている。

誰にも相談できずに個々の悩みを抱え込んでしまう学生の把握やその後のメンタルケアは、兼任教員も含め全教職員が一体となって取り組むべき必要がある。教職員同士がお互いをよく知り、連携をより深めることができるよう「教職員紹介」のパンフレットが作成され、活用が図られている。

また、文部科学省「地（知）の拠点整備事業（大学 COC 事業）」の採択を受けたことにより、学生が地域活動に参加する機会が以前にも増して増加している。そうした機会をチャンスと捉え、地域で活躍できる人材の育成を加速することが一層求められる。地域活動の拠点として活用しやすい施設設備の整備とともに、一部の学生のみが地域活動に関わるのではなく、より多くの学生を巻き込み、地域活動に参加できる支援をしていくことが重要である。大学時代の豊かな経験を基に、卒業後も全国各地で地域活動を支えるリーダーとして活躍できる人材を多数輩出していくことが今後の大きな目標であり、そのための施策を検討し、一層の充実に向けて努力していく。

さらに近年、本学の提供するベトナム Short Stay プログラムやブルネイインターンシップ、カナダにおける JTB 短期プログラムなど海外プログラム等を通じて、異文化体験に興味を持ち、海外プログラムに積極的に参加する学生が育ってきている。インドやハワイ等にも活動の場を広げていけるよう、検討を進めていきたい。各国において様々

な海外経験を積むことにより、グローバルマインドを身につけて、いずれは群馬県内だけでなく、各地域で活躍できるグローバルな人材を輩出できることを目標に取り組んでいく。

2-8 教員の配置・職能開発等

《2-8の視点》

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

(1) 2-8の自己判定

基準項目2-8を満たしている。

(2) 2-8の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

平成29(2017)年5月1日現在の学部専任教員は、大学設置基準の教員数(30名)を満たしている。学部教育を担当する教員の構成は、専任31名(教授20名、准教授10名、講師1名)、兼任35名であり、うち専任教員は経営学科21名、会計学科10名である。

「基礎教育科目」及び「専門教育科目」の教育課程における主要な科目については、専任教員を配置している。「基礎教育科目」を主に担当する教員は4名、「専門教育科目」を主に担当する教員は25名、他に教職科目を主に担当する教員が2名となっている。

専任教員の男女別構成は、31名中7名が女性教員である。また、専任教員の年齢構成は、50代以上の教員が半数以上となっている。また外国人教員は、男性2名、女性1名の3名である。

大学院研究科については、学部の専任教員15名が大学院の専任を兼務しており、外部からの兼任教員5名で構成されている。

以上のように、教員組織に関して、教育目的及び教育課程に即した専任教員、兼任教員の適正な配置となっている。

詳細については、(エビデンス集(データ集)【表F-6】)のとおりである。

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み

教員の採用及び昇任は、「高崎商科大学教育職員任用規程」(エビデンス集(資料編)[資料2-8-1])及び「高崎商科大学特別任用教育職員規程」(エビデンス集(資料編)[資料2-8-2])「高崎商科大学兼任教育職員規程」(エビデンス集(資料編)[資料2-8-3])に基づき適切、厳正に行われている。採用・昇任のいずれも、建学の精神に基づいた学部・研究科の教育・研究等の遂行に相応しいか否かを教員人事の基本方針としている。

これらの規程のうち基本となるのは「高崎商科大学教育職員任用規程」であり、その

中で「人事推薦の基準」と「人事審査の基準」の条項において教授、准教授、講師、助手の各職位とその適格性等が規定されている。

「高崎商科大学特別任用教育職員規程」については、平成17（2005）年度に、それまでの「特任教授規程」より改定が行われ、新たに「特任准教授」「特任講師」が加わる規程となった。また、「高崎商科大学兼任教育職員規程」においては、これも実学重視の教育の観点から「審査の基準」の条項の中に「特定の分野について、大学における教育を担当するにふさわしい知識及び経験を有すると認められる者」という規定が設けられている。

教員の採用は、学部長、研究科長が必要のある旨を学長に申し入れ、学長は理事長に承認を得た上で、原則として公募により行う。応募書類に関して、募集対象領域に合致し、あるいは関連・隣接する領域の教員の中から、学長が指名する主査、副査（1～2名）が書類選考を行う。結果は大学協議会でも協議され、候補者に対する面接及び模擬授業が行われる。面接及び模擬授業には、学長、学部長、研究科長、法人本部長（専任教員候補者の場合は、理事長も加わる）が対応する。面接の結果を踏まえた候補者を教授のみによる大学人事教授会での審査し、学長が最終候補者を理事長に内申し理事長が採用を決定することにより行っている。大学院科目担当の教員候補者については、大学院人事教授会による。

また、昇任についても、手続きは採用の場合と同様であり、候補者の履歴書、教育研究業績書等について、学長が指名する主査、副査が書類審査を行い大学協議会、人事教授会の審査を経て、学長が候補者を理事長に内申し理事長が決定している。

教員評価については、平成17（2005）年度より学園全体として「人事考課制度」が導入されており、これに基づき教員の教育、研究、校務、地域貢献活動等に関して多面的かつ総合的な評価が行われる。この評価システムによって教員集団の組織的な活性化が促されてきたと言える。

平成26（2015）年度より、特に優れた教育活動を行った教員の顕彰を目的として「ベストティーチャー賞」設けている。

研修に関しては、「海外研修制度」があり必要な研修旅費を補助・交付することとしている。（エビデンス集（資料編）[資料2-8-4]）対象研修分野は「学術的・社会的要請の強い分野」「本学の学問領域に貢献できる分野」「地域的課題に対応する分野」などである。一人1件、40万円・1年限度である。これまで数回の研修実績がある。（エビデンス集（資料編）[資料2-8-5]）

FD活動は、本学では、平成18（2006）年度まで学長、学部長の主導的役割として、また個々の教員の自主的活動に委ねられていたが、平成19（2007）年度からは新たに制定された「高崎商科大学ファカルティ・ディベロップメント規程」（エビデンス集（資料編）[資料2-8-6]）に基づいて「FD推進委員会」の組織的な活動として行われるようになった。（エビデンス集（資料編）[資料2-8-7]）

主な取り組みとしては、毎年全教員・全科目を対象として前期、後期の各学期終了時に実施される学生による「授業についてのアンケート」（11項目の5段階評価）及び「授業自由記入アンケート」（エビデンス集（資料編）[資料2-8-8]）をもとに、アンケートの評価結果は各教員にフィードバックされ、同時に「FD推進委員会」においても検討が

なされ、授業改善につなげている。また、平成24（2012）年度から、授業アンケート結果のレーダーチャートが担当者のコメント付きで学内に一定期間公開され、担当科目についての「自由記入アンケート」に書かれた受講生の意見や要望に対しても、これを真摯に受けとめ担当者からWeb CampusⅡにより回答することとしている。とくに問題のある場合には、FD推進委員会から当該教員に対して個別の対応により「授業改善計画書」の提出を求めるなどの改善努力を促し、その後の改善状況についてのフォローも行っている。

さらに、平成21（2009）年度から、教員同士が授業を参観して授業改善に役立てるため、授業公開についても制度化した。平成24（2012）年度からは、主に教員による授業の相互参観のための開放週間を前期7月・後期11月ともに各1回をとくに設けた。平成25（2013）年度からは教員一人最低1授業の参観（非常勤講師担当の授業も参観の対象となる）を義務付け、お互いに学び合う姿勢で前向きな感想を報告することとした。平成25（2013）年度の後期からはシラバスについても、予習・復習の内容・時間を明記するなど改善し、新たに平成26（2014）年度より地域関連・学修の科目も明示することとした。

このほか、FD関連の教員研修会を実施しており、平成23（2011）年度からは学生の声を反映させた専門教育担当者を中心にした研修会を行ったが、毎年度継続し平成28（2016）年度も9月に実施した。さらに教員FDと職員SDの共同研修会も開催するに至っている。今後は、他大学との交流も進めていく。

他に教育研究活動向上のための取り組みとして、各教員は、毎年度開始時に「教員個人教育・研究活動計画書」を提出し、年度末には「教員個人教育・研究活動報告書」を提出することとなっている。（エビデンス集（資料編）[資料2-8-9]）いずれも教育活動と研究活動に分けて記載され、特に教育活動では、計画書において前年度の「授業アンケート」など学生の評価を踏まえて、それぞれの担当科目ごとに教育課題と実施計画を明らかにし、報告書では、その成果・問題点等を自己チェックしている。教員は自ら毎年度見直しを行い授業改善に取り組んでいる。研究活動については、計画段階では研究課題と研究項目を提出し、報告段階では著書・論文・学会発表等の実績を記すこととしている。

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

今日、高等教育における教養教育の重要性が高まる中で、本学では、教養教育実施のための体制を整備するべく、「大学協議会」及び「大学教授会」での協議・審議を経て平成26（2014）年に、「高崎商科大学教養教育検討委員会」を設置した。当該委員会の細則（エビデンス集（資料編）[資料2-8-10]）は、第1条において、目的について教授会規程第8条に基づき、教養教育に関する授業編成、研究、開発、点検等の総合的推進及び教養教育における質の保証を目指し、また教養教育の充実を図るために委員会の組織、運営その他必要な事項を定める、などと謳っている。

そして、委員会の協議事項としては、教養教育の運営基本方針や企画、教養教育の改善、充実、さらに教養教育における教育内容及び教育方法の改善支援及び推進を図ることや、教養教育に係るFD活動、教養教育に係る自己点検・評価活動、入学時教育に係

る活動などを定めている。

この委員会の設置は、平成 26 (2014) 年とまだ新しく、今後、さまざまな経験を積みながら、アドミッションポリシーを踏まえた入学予定者に対する入学前教育をはじめ、カリキュラムポリシーに係る専門教育の基盤ともなる教養教育の在り方に関して、その質的充実を図るためのより有効な方策を求めて検討し、この体制をさらに整備していく。

(3) 2-8 の改善・向上方策 (将来計画)

これまで、建学の精神に立ち教育理念に基づいた教育目的及び教育課程に即した教員を確保し、カリキュラムの編成に応じて適切な教員配置を進めてきた。そして教員任用や昇任などの人事に関して、本学の教育理念に鑑みて、人事審査の推薦・基準を「特任教員」にも適合的となるよう改め、また教員組織の活性化を企図して FD 活動を強化し、さらに「人事考課制度」(エビデンス集(資料編)[資料 2-8-11])を導入して、教育・研究・学内業務・地域貢献活動などを対象に、その考課結果を処遇にも反映させるといった、さまざまな思い切った改善・改良・改革も比較的短期間に行ってきた。

そうした改革等は、言うは易く行うは難しいではないが、いずれも、学内の総意の結集へ向け、法人部門と連携した教職員の並々ならぬ誠実な努力を経て実現したものである。

今後、こうした改革等の成果を活かしながら、国際情勢や社会環境・ニーズなどの変化に対応しつつ、本学の教育内容と教授陣をより充実させ、その質を高めつつ大学ブランディング戦略を推進していくことにする。

今年度は経営学科、会計学科が始まったが、経営学科においては産官学金を核とした連携を強化し、学生の手になる「株式会社の経営」というような構想も視野に入れていく。

会計学科においては、すでに「公認会計士の現役合格者」が続いており、今年度は学科新設に伴い過去最多の現役合格者が見込まれるなど、地方の小規模大学としては全国的にみても瞠目に値する実績を今後とも積み上げることの可能な体制づくりを目標に、さらなる改善・改良・改革に努めるものとする。

こうした本学の努力が実を結ぶとき、両学科は現代社会にふさわしいビジネスリーダーを育成する最新の経営学部・会計学部へと前進できる展望が開かれると思う。

2-9 教育環境の整備

《2-9 の視点》

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-9 の自己判定

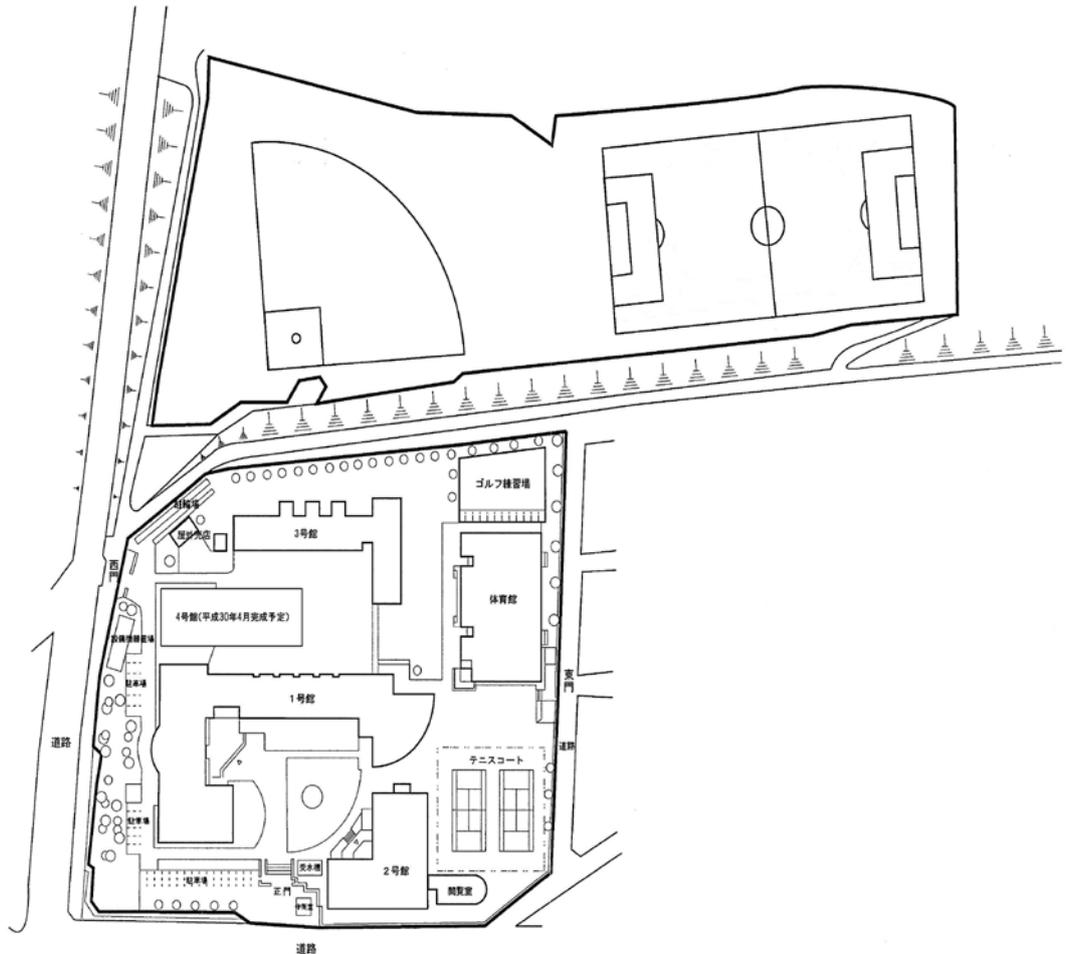
基準項目 2-9 を満たしている。

(2) 2-9 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

高崎商科大学

高崎商科大学のキャンパスは、高崎市の郊外、観音山丘陵の南端に位置し、北には清流烏川が流れ、また赤城・榛名・妙義の上毛三山が望まれる、風光明媚な教育研究に相応しい立地にある。上信電鉄「高崎商科大学前駅」はJR高崎駅より10分の距離にあり、利便性も高い。またキャンパスは「高崎商科大学前駅」より徒歩4分の距離にあり、併設の高崎商科大学短期大学部とキャンパスを共用している。



校地、校舎の面積は、【表2-9-1】のとおりである。校地については、高崎商科大学の大学設置基準に規定される必要校地面積は8,000㎡、共用する短大の短期大学設置基準に規定される必要校地面積は2,400㎡で、合計の設置基準面積は10,400㎡である。これに対して本学は、38,132.02㎡を保有している。

また、校舎についても、それぞれ設置基準に規定される必要校舎面積は、大学4,958㎡、短大2,100㎡の合計7,058㎡であるが、大学全体として10,086.91㎡を保有している。現在新学科の設置に伴い、談話室(328.11㎡)を取り壊した跡地に新たな教育棟4号館を建設中である。よって校舎面積は昨年度のものより、取り壊した談話室分の328.11㎡減少している。

高崎商科大学

大学と併設されている短大は同一キャンパス内にあり、校地・校舎を共用しているが、それぞれ十分な面積を有しており、教育研究、学生の課外活動においても支障のない規模となっている。

表 2-9-1 校地・校舎面積（平成29年 5月 1日現在）

区 分	収容定員	校 地		校 舎	
		基準面積	現有面積	基準面積	現有面積
高崎商科大学	805 人	8,000.00 m ²		4,958.00 m ²	5,605.00 m ²
高崎商科大学短期大学部	240 人	2,400.00 m ²		2,100.00 m ²	2,143.91 m ²
共 用			38,132.02 m ²		2,338.00 m ²
計		10,400.00 m ²	38,132.02 m ²	7,058.00 m ²	10,086.91 m ²

※上記校舎面積は【表 2-9-2】に記載のある体育館を除く

校舎施設は、昭和63(1988)年の短大開学時に建設された 1 号館のほか、平成 5 (1993)年の短大学科増設時に建設された 2 号館と平成13 (2001)年の大学開設時に建設された 3 号館、並びに体育館等からなり、各建物の施設概要は、【表 2-9-2】のとおりである。

表 2-9-2 校舎等施設概要（平成29年 5月 1日現在）

建物名	面積 (m ²)	主要施設
1 号館	4,091.92	(管理棟) 理事長室、学長室、法人本部長室、学部長・学科長室、会議室、メディアセンター室、コミュニティ・パートナーシップ・センター室、学生生活・学習支援センター室、事務局、法人事務室、講師控室、教員研究室、学生生活支援室、保健室、応接室 (教室棟) 講義室、大講義室、コンピュータ室、PCD研究室、PCD考房、アクティブ・ラーニング室、礼法室、学生食堂、倉庫
2 号館	2,996.83	図書館、学生ラウンジ、講義室、コンピュータ室、アクティブ・ラーニング室、スポーツ実習室、ゼミ室、教員研究室、会議室
3 号館	2,938.12	講義室、コンピュータ室、ゼミ室、キャリアサポート室、教員研究室、学生ホール
談話室	(328.11)	学生ホール ※新校舎建設のためH29年2月に取り壊し開始
守衛室	10.36	守衛室
売 店	49.68	コンビニ
体育館	1,104.96	アリーナ、器具庫、シャワー室、部室
合 計	11,191.87	
4 号館	2,365.93	※平成30年1月完成予定

講義室、演習室や情報処理学習施設等の概要は、(エビデンス集(資料編)[資料2-9-1])及び(エビデンス集(資料編)[資料2-9-2])のとおりである。講義室、演習室には、多くの教室でPC、プロジェクタ、TV、書画カメラなどのマルチメディア機器および学内LAN(有線・無線)が整備されており、電子教材やビデオ教材、書画カメラによる資料のス

クリーン表示などを活用した授業が行えるよう環境が整えられている。また、平成27（2015）年3月には1号館および2号館に新たにアクティブ・ラーニング室を設置した。アクティブ・ラーニング室には複数のプロジェクタ、可動式の机・椅子等の什器、可動式のホワイトボード、グループワーク用の貸与PC、リアルタイムで学生の動向が分かるクリッカーシステム等を整えている。また、平成28（2016）年3月には3号館1階のゼミ室及び2号館2階の講義室の机椅子を可動式に変更し、グループワーク等の能動的な授業展開を可能とした。

〈図書館〉

本学図書館は、高崎商科大学メディアセンターの管理の下に運営がなされ、2号館1階に位置する。延床面積は777.17㎡（閲覧スペース627.94㎡、書庫スペース149.23㎡）である。開館時間は、月曜日から金曜日までは午前9時～午後6時30分まで、土曜日は午前9時～午後4時までとなっている。

蔵書数は、平成29（2017）年3月31日現在で78,468冊（和書71,636冊、洋書6,832冊）、学術雑誌110種（和雑誌82種、洋雑誌28種）、視聴覚資料3,533点であり、図書78,468冊の内、参考図書として百科事典、辞書、法規集、白書、年鑑等5,108冊を所蔵している。

閲覧室の座席数は120席で、この他にDVD・CD・CD-ROM・ビデオテープ等を見ることができるよう設備された6ブースから成る視聴覚コーナーや雑誌・新聞コーナー、ソファ席5席、ハイカウンター席9席、個別自習ブース6席、ラーニングコモンズスペースも整備されており、明るく落ち着いた環境で学習が出来るようになっている。

また、図書館には、図書館情報システムが導入されており、全ての図書が電算化され、図書管理、目録データ作成、貸出、蔵書検索等が行えるようになっている。館内には、蔵書検索用のパソコン端末2台を設置し、学外からもインターネットを利用して、蔵書を検索できるシステムとなっているなど、情報化が図られている。

平成28（2016）年度の図書館利用状況は、開館日数262日、入館者数26,783人（うち学外一般利用者49人）、貸出冊数2,534冊（うち職員373冊、学外一般利用者39冊）、貸出人数は1,424人（うち職員184人、学外一般利用者11人）である。入館者数は前年比約27%の増加、さらに貸出人数は5%増加している一方で、貸出冊数は3.6%の減少となった。利用の促進は図られているが、貸出冊数が伸びていないため、今後も引き続き「選書ツアー」（エビデンス集（資料編）[資料2-9-3]）や学内誌「図書館ニュース～パイディア～」（エビデンス集（資料編）[資料2-9-4]）等による書籍の紹介を行い、読書に対して興味を持たせる取り組みを行って行きたい。また更なる利用促進を図るため、「図書館利用案内」（エビデンス集（資料編）[資料2-9-5]）の作成を行っている。また、年度初めの新入生に対するオリエンテーションの中で図書館の紹介および「図書館利用案内」の配布を行うほか、ゼミ単位、個人単位での図書館オリエンテーションも実施している。

平成23（2011）年度より図書館関連規程の改定を行い、卒業生や近隣住民の方等への図書館資料の貸し出しが可能となっている。

そのほか、他の図書館等との連携では、群馬県大学図書館協議会（加盟県内23大学）に加盟し情報交換を行っている。また、県立図書館の図書貸出サービスを利用している。

〈運動場、体育施設〉

体育施設は、体育館（1,104.96㎡）、テニスコート2面（内1面はフットサルコートと兼用）、ゴルフ練習場、また、屋外運動場（17,801.00㎡）として、野球・ソフトボール場、サッカー場などを保有している。これらの施設は、授業で使用するほか、学生の課外活動においても活用されており、運動場については、支障のない範囲で地域住民へも開放している。

〈情報サービス施設〉

情報サービス施設としては、コンピュータ教室3室（内1室は短大専用）と少人数クラスに対応したアクティブ・ラーニング室2室（内1室は短大専用）があり、合計168台のPCを設置している。図書館では20台のノート型PC及び20台のタブレット端末を貸与している。前述したコンピュータ教室3教室については、授業時間以外は学生が自由に利用できるように開放しており、卒業論文作成やレポート等の課題作成、自習に利用されている。

1号館のコンピュータ教室（OSはWindows7 52台）は、「Microsoft Office2010（Excel, Word, Power Point）」を、2号館コンピュータ教室（OSはWindows10 48台）は同じく「Microsoft Office2016（Excel, Word, Power Point）」を、また3号館のコンピュータ教室（OSはWindows10 54台）は「Microsoft Office2016（Excel, Word, Power Point）」がインストールされている。アクティブ・ラーニング室の2教室（OSはWindows7 15台）についても「Microsoft Office2010（Excel, Word, Power Point）」がインストールされており、学内全てのPCについて「Microsoft Office（Excel, Word, Power Point）」の各アプリケーションがそれぞれインストールされている。なお、2号館のラーニングコモンズとして整備した233教室は「AdobeのCreative Cloud」をプレゼンテーションや資料作成に活用するため、12台のMacPCを整備している。

コンピュータ教室等をはじめとする学内のパソコンは全て学内LANに接続され、自由にインターネットが利用できる環境になっている。学内にはファイルサーバーを設置しており、レポートの提出や教材の提供などに使用されている。

また1号館、3号館では、コンピュータ教室以外の教室においても一部を除いて、有線LAN又は無線LANが設置され、ネットワークが使用可能な環境となっている。

このほか、各校舎入り口のエントランスや学生ラウンジ、学生ホールなどにおいてもパソコンが多数整備されており、学生は教室内、教室外を問わず自由にインターネットに接続して情報検索ができると同時に、SHODAI Web Campus II（学内教育支援ネットワークシステム）に接続し、教室変更、休講・補講、定期試験日程、資格試験日程、各種説明会日程、就職活動における求人情報などの様々な情報を得ることが可能となっている。

平成28（2016）年4月より学習環境の整備を目的として、図書館にて20台のノート型PC及び20台のタブレット端末の貸出も開始した。貸出を行っているノートPC及びタブレット端末は学生ホールやゼミ室等で貸出機器専用のLANを利用することが可能となっており、学生の自主学習を促進する仕組みとなっている。

〈その他の施設〉

本学では、自転車・バイク通学をする学生のために、約 190 台分の駐輪場を設けている。また、任意保険への加入、運転免許証の保有を確認し、保護者の同意を得た上で、自動車通学も許可しており、駐車場は、大学周辺 7ヶ所に計 323 台分を確保している。

施設設備等の維持・管理は、法人本部総務課が中心となって担当しており、日常的な修理・修繕から大規模な工事を伴うものに至るまで、全て各業者と打合せを行いながら対応し、特に大規模な工事については年次計画を立てて対応している。

主な施設設備の日常的な保守点検業務は、外部委託しており、建物内清掃、ゴミ収集、学内植栽・樹木等管理及びグラウンド整備、情報機器管理、情報ネットワーク管理、空調機器管理、電気設備保守、防災設備保守、建物維持管理などについて、それぞれ専門業者と年間契約を結び、日常管理と定期検診を実施している。

特に個々のPCトラブルなど情報関連設備の維持・管理については、事務局とメディアセンターとで協力して適切に行っている。

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

授業を行う学生数の管理としては、まず少人数で行う教養演習Ⅰ・Ⅱ（教養ゼミナール）では1クラスあたり20名以内、専門演習Ⅰ・Ⅱ（専門ゼミナール）では1クラス12名から15名で調整を行い実施している。これらのゼミナールは担任制のない本学にとって、学生と教員がより近い関係を構築し、学修支援だけでなく学生生活面においてもサポートを可能とする体制を確立できる授業科目として重要な位置を占めている。教養演習Ⅰ・Ⅱでは、主に高校からの接続を重視した大学の学びへの導入、大学4年間の目標設定、文章の読み取り、レポート作成、教養等の初年次教育を行っており、専門演習Ⅰ・Ⅱでは、専門知識の修得と卒業論文作成に至るまでの指導をきめ細かく行っている。

語学に関する授業では受講者38名を上限とし、履修登録時に抽選を行い、学生数の適切な管理を行っている。必修科目については、学年を2から3グループに分割し、100名を超えない規模を保ち、教育の質低下を防止している。

中には受講者が100名を超える科目も存在するが、講義科目に限られており、科目の内容を考慮しながら適切な規模を保っている。（エビデンス集（資料編）[資料2-9-6]）

(3) 2-9の改善・向上方策（将来計画）

校地・校舎面積については、大学設置基準を十分に満たしており、前述したとおり平成29（2017）年度には新たな教育棟を建設予定である。新築予定の校舎4号館には学生食堂、地域活動を推進するコミュニティ・パートナーシップ・センター、ラーニングコモンズ、経理研究所等を設けることとしており、学生が自主的に学び、互いにコミュニケーションを取り合う環境づくりを推進している。

また、県外等の遠方から入学を希望する学生に対し、現在は借り上げアパート等により対応しているが、中期計画に学生寮の建設を盛り込み、更なるキャンパスの充実を図りたい。

障害者への対応としては、現在3号館にのみエレベーターが設置されており、1号館及び2号館には設置されていない。建設予定の4号館はエレベーターを設置することとなるが、完全なバリアフリー対応となっていないことが今後の課題として挙げられる。

図書館の入館者数・貸出冊数・貸出人数については平成27(2015)年度と比較し、全体的に増加傾向にあるが、唯一貸出冊数が減少している。入館者数については3割近い増加が見られ、図書館の利用促進は図られていると言える。引き続き、授業内での課題等にて図書館蔵書を使用するなどの工夫や、毎年メディアセンター主催で行われている「選書ツアー」にて選書された図書を多く購入・設置するなどの対策等を行い、利用の促進を図っていく。

情報機器については、随時更新を行っているが、予算の兼ね合いから計画とおりのタイミングで入れ替えが行えず、中には耐用年数を超えて使用しているものもある。情報機器の処理速度等はスムーズな授業運営を阻害することも考えられるため、計画的な更新を行っていききたい。平成28(2016)年度は改革総合支援事業等により3号館のコンピュータ教室及び2号館のコンピュータ教室のPC入れ替えを実施した。平成29(2017)年度は各号館のエントランスに設置しているPCや学生ホールに設置されたPC等のメンテナンス及び入れ替えを検討していく。学生が使用するコンピュータについては、学修効果等に影響しない様、しっかりとバージョンアップ等の対応及び耐用年数以内での入れ替えを検討していきたい。

地震や火災等の災害や、防犯等に対する対策については「危機管理基本マニュアル」(エビデンス集(資料編)[資料2-9-7])を策定し対応してはいるが、対応の詳細については不十分な面があるため、あらゆるケースを想定し、今後マニュアルの充実を図っていききたい。

【基準2の自己評価】

3つのポリシー(アドミッション、カリキュラム、ディプロマ)は明確にされており、本学ホームページにも公表されている。入学定員割れを起こしてはいるが、アドミッションポリシーに沿った学生受け入れを行っており、入試区分や選抜方法の工夫、高校との関係づくりに注力し、常に改善を図っている。平成28(2016)年度には、平成29(2017)年度の新学科設置を見据え、3つのポリシーの練り直しを行った。輩出する人材像からディプロマポリシーを導き出し、ディプロマポリシーを基にカリキュラムポリシー及びアドミッションポリシー策定を行った。また、一般入試及びセンター入試の強化を目的とした入試制度の改定も実施している。AO入試については、事前面談を追加し、アドミッションポリシーや本学の学習環境、カリキュラムの理解を促し、ミスマッチを予防する取り組みを行っている。学生の受け入れについても、入学定員に基づき、適切な受け入れに留意しており、区分の特性に合わせた受講者数の上限も定めている。

教育課程、教授方法については、教育課程編成方針を明確にしており、「高崎商科大学学則」にも記載している。設置してある5つのコースでは、独自性と専門性を追求した科目配置を行っており、「教養演習Ⅰ」では学生に同等の教養教育を行うこと、お

よび教授内容の改善を推進するため、平成 26 (2014) 年度より統一シラバスにて実施している。統一シラバスによるゼミ運営状況は常に FD 推進委員会が確認を行っており、都度会議にて議論され、毎年改善が行われている。また、平成 26 (2014) 年度からは教授方法の改善取り組みとして、学生による授業アンケート結果が一定以下であった場合は、「授業改善計画書」の提出を義務付けた。更に上述した学生による授業アンケートの結果は、専任、兼任を問わず、全て学内掲示板に掲示され、公開することとしている。平成 28 (2016) 年度前期は 9 月 12 日から 9 月 17 日までの 1 週間程度、後期については 3 月 23 日から 29 日の 1 週間で開示を行っており、その実施状況を本学ホームページでも紹介している。教養教育についても、平成 26 (2014) 年度より「教養教育検討委員会」を設置し、教養教育に関する事項および入学前教育について議論を行っている。

学習支援については「学生生活・学習支援センター」を設けてあり、センター員による個別相談や成績不良者への面談を定期的に行っている。また TA (ティーチング・アシスタント) の制度も整備されており、平成 26 (2014) 年度からはチューター制度も導入された。オフィスアワーについても専任教員はもちろんのこと、兼任教員に対しても設定の依頼をしており、充実した相談体制を確立している。

単位認定および進級、卒業判定については、「高崎商科大学学則」および「高崎商科大学履修規程」等に明記されており、教務委員会にて審査を行い、教授会の議を経て学長が決定する形が整っている。再試験については、3 科目までと上限を定めており、厳格な卒業判定および進級判定を実施している。平成 26 (2014) 年度からは進級要件に「GPA (グレード・ポイント・アベレージ) 1.0 以上」という条件を追加した。大学とは学修を行う場であることの認識を植え付け、学修習慣を身に付けることにより、教育の質を担保することが目的である。

キャリアガイダンスの実施については、力を入れており、正課としては「キャリアデザイン I・II・III」を設置している。課外ではキャリアサポート室による「就職活動支援講座」等で社会的・職業的自立に関する指導のための体制を整備している。企業と触れ合う機会も多く設けてあり、平成 28 (2016) 年度には学内合同企業説明会を 4 回 (4 日間)、他大学と合同の企業説明会を 3 回 (5 大学合同企業説明会が 2 回、3 短大合同企業説明会が 1 回)、学内における個別の企業説明会を 38 回実施している。更に 12 月にはキャリア教育の一環として、大学 3 年次を対象とした業界研究セミナーを 1 回開催している。

教育目的の達成状況の評価とフィードバックについては、学生による授業アンケートを実施しており、質問内容には、どの程度の予習復習を行ったか、授業の内容は理解できたか、授業は自分にとって有意義なものであったか、などの自己評価を含めた内容が含まれている。また評価結果は全ての専任教員にフィードバックされており、結果に対するコメントも提出される仕組みになっている。更に評価結果が一定の数値を充たしていない場合は、改善計画書の提出を義務付けている。

学生サービスについては、入学前にはアパート紹介や入学前教育を実施している。入学時には 3 日間のオリエンテーションを丁寧に行っており、履修指導についてもオリエンテーション内にて実施している。一人暮らしの学生に対しては、「自宅外通学生

の集い」を開催し、学生同士の繋がりを構築し、不安の解消に努めている。入学後は1年次からの教養ゼミ制度、学生生活・学習支援センターや学生生活支援室による相談等で学生生活支援に努めている。学習支援面では、オフィスアワー制度による直接的な支援と、教育支援ネットワークシステム「Web Campus II」を使用した成績や履修状況、出席状況管理等による間接的支援により行われている。経済面では、本学独自の給付型奨学金として「ワークスタディ奨学金」の制度を設けており、事務局の業務や学内イベントの手伝い、清掃、施設点検等を行うことにより、給付型の奨学金が得られる仕組みとなっている。卒業年次生に限られるが、家計が急変した際に申し込みが可能な本学後援会補助による無利息貸与型奨学金である「緊急貸与奨学金」の制度も設けており、経済状況に左右されない学習環境の提供を心掛けている。部活やサークルなどの課外活動については学生会が支援を行っており、ボランティア等の地域活動については、「コミュニティ・パートナーシップ・センター」が支援を行っている。

教員配置についても大学設置基準を充たしており、教育課程に即した配置を行っている。職能開発については「FD 推進委員会」及び「SD 推進委員会」を設置し、定期的な研修会や授業開放、教育の質向上に関するアンケート実施とフィードバックなど、活動は多岐に亘り、教員の資質・能力向上についても教職協働で万全の体制を構築している。

教育環境の整備については、校地、建物の面積、図書館、情報機器等について、大学設置基準を充たす環境を整えており、適切に運営・管理されている。

以上のとおり、基準2については全て条件を満たしている。

基準 3. 経営・管理と財務

3-1 経営の規律と誠実性

《3-1 の視点》

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

「学校法人高崎商科大学寄附行為（エビデンス集（資料編）[資料 3-1-1]）（以下、寄附行為という。）」第 3 条において、法人の目的を「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行うことを目的とする。」と定めている。また寄附行為第 6 条 1 項 1 号にて高崎商科大学長は理事に選任され、法人役員 の 1 人として大学も含めた法人全体の経営を担っている。

「高崎商科大学学則（エビデンス集（資料編）[資料 3-1-2]）（以下、学則という。）」第 1 条では、大学の目的を「本学は教育基本法及び学校教育法に則り、高等学校教育の基礎のうえに、広く深い教養と人格の陶冶に努めるとともに、広く社会科学に関する学問を研究教授し、もって産業の興隆並びに文化の発展に貢献しうる有為な人材を育成することを目的とする。」と明確に定めている。この様に本法人は教育基本法及び学校教育法を遵守し、同法の趣旨に従い運営されている。

従って本法人は建学の精神に基づき独自の教育を展開することにより、私立学校としての自主性を確立するとともに、教育機関に求められる規律と誠実性を維持するための組織体制や諸規程を整備し、高等教育機関として社会の要請に応える経営を行っていると言える。

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

使命・目的を継続的に実現するために、教学部門においては、大学協議会や教授会が少なくとも定例で月に 1 回以上開催され、審議の場が設けられている。大学協議会や教授会には法人側を代表し法人本部長が毎回同席する事により、継続的に経営者側と現場サイドとの情報の共有が図られている。

経営部門においては、寄附行為に定められた最高意思決定機関として「理事会」及びその諮問機関としての「評議員会」を原則月に 1 回理事長が招集し、開催している。また法人の円滑なる運営を図るため、理事長は法人の設置する学校の長及び法人本部長を招集し、「法人企画調整会議」を必要に応じて開催している。そしてこれらの会議の管理運営機関として法人本部総務課、庶務係・財務係・企画係が大学事務局と連携し、使命・

目的の実現に向けて継続的な努力をしている。

さらに「中長期計画策定会議」においては、本学の使命・目的について改めて検証を重ねており、教職員間への周知徹底を図ると共に、大学全体の使命・目的から部署ごとの年間方針、そして個々の年間目標に落とし込みを行うなど、使命・目的の実現に向けて組織的に継続した努力を行っている。

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

法人及び大学の寄附行為や学則・諸規程は、学校教育法・私立学校法・大学設置基準に則り規定され、教職員はこれらを遵守している。

また、法令に基づき義務が伴う報告、調査等及び法令改正等の通知文書の取り扱いは、主管部署である総務課のもと、「学校法人高崎商科大学文書取扱規程」「学校法人高崎商科大学文書保存規程」「学校法人高崎商科大学公印取扱規程」等の規定に従い厳正に処理されている。(エビデンス集(資料編)[資料 3-1-3])

なお、法令の改正等の通知文書は、当該部署に指示し、必要に応じて理事会で協議して規程を制定・改定・改廃している。

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

東日本大震災を契機に、毎年夏季のクールビズ期間(5月中旬から10月末日まで)にはエアコンの設定温度が28℃を下回らないように管理すると同時に、事務局にデマンド警報機を設置してピーク消費電力量を抑制している。また既設の照明器具をLED仕様に順次切り替えること等により消費電力削減に取り組んでいる。

労働条件・服務規律等については、労働基準法に基づき、「学校法人高崎商科大学勤務規程」(エビデンス集(資料編)[資料 3-1-4])を規定している。各種ハラスメント防止については、「学校法人高崎商科大学ハラスメント防止に関する規程」(エビデンス集(資料編)[資料 3-1-5])の第1条に「この規程は、ハラスメントの防止及びハラスメントに関する問題の対応に関し必要な事項を定め、本学園における全ての教職員及び学生等の就労及び学習、教育、研究の環境を良好なものとして維持し、健全なキャンパス環境を醸成することを目的とする。」と定めて「ハラスメント防止と相談員制度」と合わせて学生便覧に掲載している。(エビデンス集(資料編)[資料 3-1-6])

また、FD推進委員会とSD推進委員会との合同共催によりハラスメント防止に関する研修会を7月に開催予定である。

個人情報の取り扱いについては、個人情報保護の重要性について、深く認識するため個人情報保護の基本方針を策定し、「学校法人高崎商科大学個人情報の保護に関する規程」(エビデンス集(資料編)[資料 3-1-7])等を整備し、「プライバシーポリシー」と「学生個人情報の利用目的」とを合わせて学生便覧に掲載し学生に周知して対応している。(エビデンス集(資料編)[資料 3-1-8])

公益通報については、「学校法人高崎商科大学公益通報者の保護等に関する規程」を整備して対応している。(エビデンス集(資料編)[資料 3-1-9])

教職員及び学生の健康保持増進及び快適な職場環境の促進のため、毎年、契約医療機

関出張による定期健康診断と学校医及び校内保健室の看護師資格保有職員による健康相談を定期的実施している。

メンタルケア、カウンセリングなどの学生相談については、学生生活支援室にて臨床心理士の資格を保有する専門のカウンセラーを配置している。また、新入学の自宅外通学者や外国人留学生に対しては、毎年5月中旬の昼休みの時間を利用して食事を取りながら懇親と心配事を話す事を目的とした「自宅外通学者の集い」や「留学生の集い」を実施している。

そのほか、事務職員が消防隊を組織して防火避難訓練も毎年実施している。

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

教育情報については、入学案内パンフレット等の刊行物や本学のホームページにて、入学に関する事項、奨学金、授業内容・計画、資格取得、教員紹介、卒業認定基準、学生生活支援、就職支援などの学生サポート体制やその他の情報を学外に公表している。

財務情報については、本法人のホームページの「財務情報」欄（エビデンス集（資料編）[資料 3-1-10]）にて過去5年間の決算関係書類（資金収支計算書・消費収支計算書・事業活動収支計算書・貸借対照表・財産目録・監査報告書）と事業報告書を掲載している。また、学園広報誌「商大」エビデンス集（資料編）[資料 3-1-11]）及び大学・短期大学の学内報「Green Campus」エビデンス集（資料編）[資料 3-1-12]）には財務の状況として、資金収支計算書・消費収支計算書・事業活動収支計算書・貸借対照表に説明文を付けて掲載している。

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

経営の規律と誠実性は問題なく維持している。今後も環境保全・人権・安全への配慮を怠ることなく、情報開示の拡充などに留意し、社会の要請に応え、信頼される教育機関を目指していく。

3-2 理事会の機能

《3-2 の視点》

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性
使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる組織体制として「学校法人高崎商科大学寄附行為」第11条及び第18条により「理事会」並びに「評議員会」が設置されている。（エビデンス集（資料編）[資料 3-2-1]）

理事会は大学長1名、附属高等学校長1名、評議員会において選任した者2名、理事会において選任した学識経験者3名の計7名で組織されている。理事会は学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。また理事会には、理事・職員又は評議員

以外の者で理事会において推薦され評議員会の承認を得た法人役員としての監事2名が常時出席し法人業務・財産の状況を監査し意見を述べている。

評議員会はこの法人の職員6名、法人の設置する学校の卒業生3名、理事会から推薦された学識経験者6名の計15名で組織され、理事長の諮問機関として法人業務・財産の状況又は役員の業務執行の状況について意見を述べている。

また理事会の戦略的意思決定を更に機動的にする為に理事長の諮問機関として、理事長が法人の設置する学校の長及び法人本部長並びに理事長の指名する職員に出席を求める「法人企画調整会議」が「学校法人高崎商科大学事務組織規程」第24条に定められ、原則毎月一回開催されている。(エビデンス集(資料編)[資料3-2-2])

加えて理事会機能の補佐体制として、「学校法人高崎商科大学内部監査委員会規程」(エビデンス集(資料編)[資料3-2-3])により「内部監査委員会」が組織され、監査計画に基づいた定期監査と理事長の指示に基づいた臨時監査が業務監査並びに会計監査の内容別実施されている。

更に平成27(2015)年からは「学校法人高崎商科大学理事会規則」(エビデンス集(資料編)[資料3-2-4])第9条に常勤理事の担当職務分担(財務・学務・企画・広報・渉外等)を定めている。

平成28(2016)年度開催の理事会の開催日時と議案は資料のとおりである。(エビデンス集(資料編)[資料3-2-5])

また、理事は平成28(2016)年度開催の理事会には90%以上出席し、本法人の建学の精神、教育理念をもとに各人の任務を遂行しており、理事会は管理運営の機能を十分に果たしていると言える。

(3) 3-2の改善・向上方策(将来計画)

今後も、変化する社会・経済情勢に対応するため、中期計画と将来を見据えた的確な判断と決断ができる理事会を運営することにより、さらに強固な経営基盤を築いていく。また、安定した学校運営を行うために各理事の経験と見識を生かし、理事会機能を更に強化していく。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

《3-3の視点》

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

(1) 3-3の自己判定

基準項目3-3を満たしている。

(2) 3-3の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

1) 教育研究組織と運営組織

本学の運営は、経営に関しては理事会と、教育研究については主に研究科・学部と、これらの教育研究活動を支援する各種機関・各種委員会によって行われている。

本学の運営は、大学院・学部・センター・委員会ごとに規程が整備されており、その規程に基づいて適切に行われている。これらの規程集は、教職員がいつでも閲覧・入手できるように学内ネットワーク上に総務が運用をはかっている。また、学内ネットワークにより、各種会議等開催通知・議事録や教学、就職関連事項などが提供されることにより、日常的に迅速な教職員間の意思疎通・情報共有が可能となっている。毎年度スタート時には、学長より「大学運営年度方針」（エビデンス集（資料編）[資料3-3-1]）が提示されるので、そのもとに各教学組織はそれぞれに年度目標を掲げてその実現に向け運営されていく。

2) 大学全体の運営

大学全体の運営については、大学協議会が中心的役割を担い、教授会及び理事会で審議を行い、学長が決定する形を採っている。協議会、大学院及び学部教授会、理事会はともにそれぞれの規程に定められたとおりの権限を持ち、その役割は明確である。協議会が中心となることによって、学長のリーダーシップが発揮される体制を構築できていると言え、機能性も備えている。

3) 教育研究組織の運営と連携

学内意思決定の中心的組織として、学部に「大学教授会」、大学院には「大学院教授会」が設置され、原則として、毎月1回定例で開催される。両教授会とも、学長、教授、准教授、専任講師及び学長指名による他の職員が構成員となり、教育研究の基本方針や教育課程、入学・卒業等の重要事項について審議を行い、学長に意見を述べる。教員の採用や昇任等の人事に関する事項については、通常の教授会とは別に、学長及び教授のみで構成する「大学人事教授会」「大学院人事教授会」において審議され、学長が最終決定を行っている。

大学教授会の下には、教務、学生、入試・広報、就職、FD推進、教育実習、IR推進、自己点検・評価などの委員会が置かれ、各々委員会細則に基づき運営がなされており、細則に定められた事項について協議している。平成27(2015)年度には、新たに外部資金獲得推進委員会が設けられた。大学院教授会には、研究科委員会が置かれ、細則に基づき運営がなされ、大学の各委員会と同様の関連事項を協議している。こうした各委員会での協議事項は、各々の教授会において報告され、重要事項については審議にかけられる。

また、短期大学部も含め大学全体としての調和を図り大学運営を円滑に行い、大学全体の教学マネジメントを行うため「大学協議会」が設置され、原則として、毎月1回定例会議を開催している。構成員は、学長、副学長、研究科長、学部長、学科長（短大部）、メディアセンター長、学生生活・学習支援センター長、CPC長（短大部は「国際・地域交流センター長」）、経理研究所長、学生部長及び事務局長等である。なお、平成28年（2016）度より、学校教育法の改正の趣旨に従い高崎商科大学教育職員任用規程に則り副学長職を置くこととした。

大学協議会のメンバーは、役職者として担当委員会が決められ、委員会にも出席して大学協議会の意向を伝え、大学協議会に対しては担当委員会の協議内容を報告している。

大学協議会では、高崎商科大学大学協議会規程(エビデンス集(資料編)[資料3-3-2])に則り、高崎商科大学の教育研究及び管理運営に関する重要事項について協議されるほか、学部、大学院、短大部及び附属機関等に関わる全ての事案を教授会に諮る前に協議し、活動状況・情報の共有化とその調整を、全学的な観点に立って図っている。

このほか、メディアセンター、学生生活・学習支援センター、CPC、国際・地域交流センター(短大部)、経理研究所についても、必要に応じてセンター会議等が開催され、各業務に関わる事項を協議している。協議内容は、大学協議会及び教授会で報告され、重要事項については教授会の審議を踏まえ運営がなされている。

さらに、自己点検・評価並びにFD活動を推進するための組織として、自己点検・評価委員会並びにFD推進委員会が学長直轄の組織として整備されている。

平成29(2017)年度から新学科がスタートし、また新校舎の建設も同時に始まったが、これらは中期計画の下に実現が図られてきた。

本学では、各種委員会やセンター等において、教員だけでなく事務局職員も構成メンバーとなっており、教職員一体となって運営にあたっている。

4) 各主要組織の機能

①大学協議会

大学、大学院、短大部の全学的な調和をはかり大学運営を円滑に行い、全学的な教学マネジメントを行うため、学長の諮問に応じて必要な事項について協議する。通例、教授会の前に開催し、教授会での報告事項、審議事項等を協議する。

②教授会(エビデンス集(資料編)[資料3-3-3])

大学、大学院の教学事項に関する学内の最終審議機関は、大学教授会であり、大学院教授会である。いずれの教授会も学長が招集し、議長となり重要事項を審議する。実際の運営においては、大学は学部長、大学院は研究科長が進行役を務める。

③メディアセンター

情報、語学に関する教育システム、図書館・図書館情報システムの管理・運営を担当するセンターであり、学生に対する教育支援、教職員の学生指導等に係る業務の円滑な遂行を支援する。

④学生生活・学習支援センター

学生生活全般についての学生相談や学習方法、学習計画、資格取得のための助言・指導活動などの学生支援を行うセンターである。

⑤コミュニティ・パートナーシップ・センター(CPC)

地域連携、生涯学習、地域課題解決等に関する取組みを推進するなど、地域産業・

文化の振興、人材育成を通して地域社会の発展に貢献するための活動を行うセンターである。このセンターは、平成26（2014）年度より、従前の「国際・地域交流センター」が発展的に改組されてスタートした。

⑥経理研究所

簿記・会計・経理の領域に関する学術研究及び教育水準の向上を図るとともに、地域社会並びに地域産業の発展に貢献することを目的にしている。

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

本学において、大学協議会が学長のリーダーシップを発揮するための重要な補佐機能を担っていることは、これまでの記述からも明らかであろう。

大学全体に係る重要事項、また学部、大学院の重要事項について、学長がその意思決定と実施に係るリーダーシップを発揮する上で、副学長、学部長、研究科長、学生部長、各センター長、学長室長、事務局長ら役職者との意見共有を欠かすことはできない。

教授会までに大学協議会を開催し、重要事項を検討協議し、問題認識と意思決定の方向付けに関して意見の共有を図っている。教授会における報告事項、審議事項については、その執行・実施状況について大学協議会にて確認している。学長を中心にした大学協議会のもとに、教授会・各センター・委員会等一連のライン・スタッフ機能が学長のリーダーシップの発揮により円滑に運営されている。

(3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

本学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップについては、これまでみてきたとおり適正に運営・発揮されている。また、権限と責任についても学長・副学長・研究科長・学部長・センター長・研究所長ら全ての役職者の責任・権限（業務）が明確になっている。今後もこれらの意思決定組織の円滑な運営に努めていく。

業務執行に関しても円滑に行われてきているが、業務執行の効率化・迅速化の観点からも、教職員全体の適所適材を常に点検しつつ組織構成の必要な改善を行っていく。

なお、平成 27(2015)年度より「学校教育法」（第 93 条教授会の役割）が改正施行されることとなり、本学においてもこの改正の趣旨に則って教授会のより円滑かつ効率的な運営に努める。そして、年度運営方針のもとに各組織・業務において PDCA サイクルを回しながら、大学運営の全般に亘って、間断なく改善・改良・改革を図っていく。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

《3-4 の視点》

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

(1) 3-4 の自己判定

基準項目 3 - 4 を満たしている。

(2) 3-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

大学には、大学及び大学院並びに短期大学の調和のとれた運営を円滑に行う目的で学長の諮問機関として「大学協議会」が置かれ、「高崎商科大学協議会規程」（エビデンス集（資料編）[資料 3-4-1]）に基づき運営されている。「大学協議会」には学長、研究科長、学部長、学科長、センター長、研究所長、学生部長、事務局長及び学長の指名する職員をもって構成し、月に 1 ～ 2 回の頻度で会議が開催され、各役職者間の情報は共有されている。因みに平成 28(2016)年度は法人本部長と事務局次長が学長から指名され会議に出席している。

法人と大学との管理運営機関の関係としては、学長と法人本部長は理事と評議員を兼務し「理事会」及び「評議員会」に出席している。学部長、学科長、事務局長、事務局次長は評議員として、「評議員会」に出席している。評議員会並びに理事会では理事長挨拶の後、議事を開始する前に報告事項として大学・短大、附属高等学校、幼稚園、法人本部からそれぞれの事業所別報告が行われ、情報共有を図っている。また理事長、学長、法人本部長の三者は週に 1 ～ 2 回の頻度で、短時間ではあるが「理事長懇談会」と称する情報共有の場を可能な限り設けている。

原則月 1 回開催される評議員会及び理事会の後には理事長、大学学長（短大学長兼務）、幼稚園長、高等学校長、法人本部長（副理事長兼務）と理事長の指名する教職員で構成される「企画調整会議」（エビデンス集（資料編）[資料 3-4-2]）が開催され現況報告・懸案事項の打合せ等を行っている。

原則月 1 回開催される大学、大学院、短期大学の各「教授会」には事務職として法人本部長、事務局長、事務局次長が毎回同席し、学長からの要請があれば法人及び事務局側からの報告事項を伝えている。

事務職員間のコミュニケーション手段としては事務局部課長連絡会議を毎週金曜日に開催している。出席者は事務局長、事務局次長（教学課長兼務）、法人本部総務課課長、広報・入試室長、キャリアサポート室長、CPC センター事務長、高校事務長であり、打合せの要点は会議終了後に事務局長より学長、法人本部長へまた各課長・室長・事務長より各職場の職員に報告されている。

平成 17（2005）年度より「人事考課制度」（エビデンス集（資料編）[資料 3-4-3]）と同時に導入された「教育職員・事務職員目標管理制度」に基づき、各教職員は第 1 次考課者と各人の年間個人目標と達成基準及び達成状況について 5 月上旬と 9 月下旬の年間 2 回の面談を行い、職務上のコミュニケーションを図っている。

また平成 27（2015）年度からの試みとして、入学式開始前に全教職員が出席する「全学会議」（エビデンス集（資料編）[資料 3-4-4]）が開催され、学長並びに事務局長からは年度運営方針が詳しく説明される。

平成 25（2013）年度からは年 1 回学園広報誌「商大」並びに別冊「教職員紹介冊子」を発行し、学園全体の情報共有化を図っている。

従って、法人及び大学の各管理運営機関並びに部門間のコミュニケーションは良く、円滑に意思決定がなされている。

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

1) 監事機能

寄附行為第5条第1項第2号（エビデンス集（資料編）[資料3-4-5]）で法人役員として監事2人を置く事、また寄附行為第7条第1項では「監事は、この法人の理事、職員又は評議員以外の者であって理事会において推薦された者のうちから、評議員会の承認を得て、理事長が選任する」とある。更に第7条第2項では監事の職務が次のとおり規定されている。

【監事の職務】

- 1 この法人の業務を監査すること
- 2 この法人の財産の状況を監査すること
- 3 この法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること
- 4 第1又は第2の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること
- 5 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること
- 6 この法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること
また、監事は平成28（2016）年度開催の理事会には90%以上出席し、監事の任務を十分に遂行している。

2) 評議員会

本法人の審議事項について諮問するために、寄附行為第18条により評議員会を規定している。評議員会は、この法人の職員（第22条第1項第1号）が6人、卒業生（第22条第1項第2号）が3人、学識経験者（第22条第1項第3号）が6人の計15人で構成されている。評議員会は理事長が招集、平成28（2016）年度は7回開催された。また、評議員会には、監事が原則2人同席している。

なお、評議員会の諮問事項は、寄附行為第20条により以下のように規定されている。

【諮問事項】

- 1 予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- 2 事業計画
- 3 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- 4 寄附行為の変更
- 5 合併
- 6 目的たる事業の成功の不能による解散
- 7 寄附金品の募集に関する事項
- 8 その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

評議員は、寄附行為第 22 条に規定する定数のとおり選任されており、評議員会に出席している。

3) その他

平成 27 (2015) 年度から理事長の指示を受けて定期及び臨時の「業務監査」と「会計監査」を実施する理事長直轄の「内部監査委員会」を新設した。

3-4-③リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

理事長は理事会及び評議員会を招集し、議長として会議を運営し、法人経営に関してのリーダーシップをとっている。

学長は大学協議会・教授会を統括し、大学経営のリーダーシップをとっている。

本学の各委員会・センター等を通じて諸施策が検討され、その検討結果は、協議会・教授会を通して評議員会・理事会に反映されていることにより、ボトムアップの環境が整備されている。

なお、検討結果が報告されているこれらの資料は、各会議終了後に議事録として纏められた後に情報ネットワーク「Web Campus II」上に掲載され、速やかに情報の共有化が図られている。

(3) 3-4 の改善・向上方策（将来計画）

今後は、理事長・学長を始め学校運営に携わる法人職員と本学の教職員がコミュニケーションを図れる環境をより一層整備する。

大学を取り巻く環境は厳しく、今後は増々多様化と独創性等の変革が求められることが想定される。理事長及び学長のリーダーシップは今以上に求められるが、同時にそのリーダーシップを補佐する必要性も高まっている。平成 26 (2014) 年度に副理事長職、平成 28 (2016) 年度には教育職の副学長職を新しく設けて、理事長、学長を補佐すると同時に各担当の業務を明確にすることにより、これまで以上に円滑な運営を行う事としている。

また、本学の各委員会及びセンター等において教職員が参画しているが、必ずしも各自が規程や法令や情報に習熟している訳ではない。今後の更なるボトムアップ促進のために、SD、FD 活動を活発に行う事に加えて平成 26 (2014) 年から設置された「IR 推進委員会」(エビデンス集(資料編)[資料 3-4-6])での情報収集・分析を通じた計画策定等により教職員の能力向上を一層高めていく。

3-5 業務執行体制の機能性

《3-5 の視点》

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

(1) 3-5 の自己判定

基準項目 3-5 を満たしている。

(2) 3-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

本学の事務組織及び職務の遂行については、「学校法人高崎商科大学事務組織規程」（エビデンス集（資料編）[資料 3-5-1]）及び「学校法人高崎商科大学勤務規程」（エビデンス集（資料編）[資料 3-5-2]）並びに「学校法人高崎商科大学事務職員人事考課規程」（エビデンス集（資料編）[資料 3-5-3]）にて規定されている。

本学事務局は教学課（学生支援・総務グループ、教育・学習支援グループ）、キャリアサポート室、広報・入試室、CPC 事務室により組織され、大学・大学院・短期大学部を一体化した事務局となっている。

また、本学の事務職員は、大学協議会、学部教授会、メディアセンター、学生生活・学習支援センター、コミュニティ・パートナーシップ・センター、経理研究所、大学院研究科委員会、自己点検・評価委員会、FD 推進委員会、教務委員会、学生委員会、就職委員会、入試・広報委員会、教育実習委員会、IR 推進委員会、大学教養教育検討委員会など大学・大学院・短期大学部の教学活動を担う各種会議体に構成員として参画し、教育職員と共に業務を遂行している。教職員間での情報共有や方針の周知、浸透については年間 2 回の全学会議を実施しており、共通した認識の下、教職協働の体制が構築されている。

そして教務委員会や就職委員会など大学と短期大学部の独自性が求められる委員会とは分離させ適切な分散と責任の明確化に配慮している。

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

本法人の管理部門は法人本部企画室並びに総務課が担っている。企画室では、学園全体の経営方針の企画・立案、学園振興に係る長期・短期計画、学園全体の IR、所管庁との交渉、プロジェクト計画・実施等学園全体の企画を担当している。総務課には庶務係と財務係がある。庶務係では諸規程の制定・改廃、理事会・評議員会庶務、教職員人事・給与・福利厚生、法人行事主催、法人文書の收受・回付、施設等の全般的な管理を担当している。財務係は、学費徴収、補助金受入れ、金銭出納、資産運用、財務計画、予算決算等を担当している。大学事務局とは教職員人事、学費聴取、教員研究費、規程制定・改定・改廃、予算・決算などで連携を図りながら円滑に業務を遂行している。事務局長、事務局次長は法人評議員を兼ね、理事会において大学事務組織の状況を踏まえて発言し、法人の運営に反映させている。

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

職員の教育は、OJT（On-the-Job Training）に依るところが多いが、職員の能力向上に繋がるよう、学内における教職員向けの SD 研修と共に、学外で行われる研修会や各種セミナーに積極的に参加できるよう、その機会を用意し SD（職能開発）に対する

意識を高めている。

学内における教職員向けのSD研修については、平成28(2016)年度に発足した「SD推進委員会」(エビデンス集(資料編)[資料3-5-4])が主体となり、研修を企画運営している。平成27(2015)年度は年間で10回、28(2016)年度も同数の研修を実施した。学内SD研修はそれぞれ目的別に企画されており、個人能力の向上、業務改善や業務知識共有、教職協働の3つの目的に沿って内容が決められている。年度の終わりにはアンケート調査も行い、集計結果を次年度の委員会に提供し、研修企画にあたっての材料としており、PDCAサイクルも適切に回している。

SD研修会については、様々な工夫も行っており、平成28(2016)年度はディスカッションの機会を多く設け、情報や認識の共有を図ることを推進した。また、本学職員を講師とした研修も有効ではあるが、当該年度は外部情報をしっかりと取り入れ、客観的な視点を意識させることを目的に、外部講師による研修を5回実施した。SD活動の活性化は部署が独自で行う勉強会も活発にしている。平成27(2015)年度は年間で6回の勉強会が行われたが、平成28(2016)年度は10回もの勉強会が行われるようになったのは大きな収穫と言える。

学外で行われる研修については、各部署内でその必要性について議論し、部署の長が事務局長もしくは事務局次長と相談し、参加を決めることとしている。部署によっても、また職員の年齢、勤続年数、役職によっても、必要とされる研修内容は異なるため、決まったメニューで行われる継続的な外部研修への参加は行っていない。外部研修に参加した際は、必ず出張報告書の提出を義務付けている。出張報告書は情報共有を目的として関係部署に回覧される仕組みとなっている。

人事評価及び育成制度については、「学校法人高崎商科大学事務職員人事考課規程」に基づき人事考課制度を導入しており、それに伴い全ての専任職員が年間の個人目標を立てることとしている。年間の目標を計画する際は、必ず課長もしくは室長の面談を経て行われ、その目標が適切であるかを確認されることになっている。年間の業務は常に目標を意識しながら行われ、9月から10月に中間面談が行われる。この中間面談では、目標に対する進捗の状況を確認することとなっており、進捗状況に対してその目標が適切であるか、上方もしくは下方修正は必要かについて面談を通して決めることとしている。年度の終わりには人事考課票により、評価が行われる。年度初めの年間個人目標の計画についての面談と併せ、前年度の評価についてのフィードバックが行われる。1年間を通した以上の人事活動が本学における組織的に行われている教育制度として実施されているものである。

※参考委資料 SD推進委員会活動報告書(エビデンス集(資料編)[資料3-5-5])

(3) 3-5の改善・向上方策(将来計画)

大学職員は、適切な教育環境を構築し、管理・支援する役割があるため、教育への理解、運営スキルの向上など、高い知識と能力が求められている。これに対応するためには学園全体としてSDへの取り組みが必要と思われる。SDへの取り組みは、業務を遺漏なくこなすだけでなく、業務全体の効率性やレベルアップを図り、優れた教育サ

ービスの提供を実現し、学生に提供する教育の質を担保し、さらに大学運営や教育環境の基盤を強化することにある。また、中長期的な経営の安定化への基盤に影響を与える。

本学の将来に向けた事務職員の資質・能力の向上方策としては、中期計画を明確に示すとともに、人事考課制度による目標管理とのつながりを持たせる。また、事務職員に対しては、SD推進委員会による学内SD研修を充実させ、将来的には職位や目的別の研修も企画、運営していく。啓発活動は受講者の満足度によって学習の効果が変化する。よって、SD推進委員会によるアンケート調査は今後も継続して行うものとし、職員が納得して学べる研修を企画していく。

現在、包括協定を締結している愛知東邦大学とは、定期的にSDに関する情報交換と人事交流研修を実施しているが、今後はより繋がりを密にし、効果の高い目的別の交流研修を提案していく。

3-6 財務基盤と収支

《3-6の視点》

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 3-6の自己判定

基準項目3-6を満たしている。

(2) 3-6の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

本学園では、平成27(2015)年度に「学校法人高崎商科大学中期計画（平成27年度～平成31年度）」（エビデンス集（資料編）[資料3-6-1]）を策定し、計画に基づく適切な財務運営を行っている。

中期計画においては、大学・短期大学部・高等学校及び幼稚園の設置学校ごとの教育・学生支援等計画だけでなく、財務計画のほか、経営、管理等に関する計画も策定されており、その中で財政基盤に関する目標として、「収支バランスを考慮し、安定した財政基盤の確立」「収入増加の方策への積極的な取組み」「経常的経費や事業経費の見直しによる支出抑制」を掲げている。特に支出面では、平成27(2015)年度から平成29(2017)年度までの3年間に亘る経費削減計画も決定がされ実行されている。

毎年度の予算編成においては、この中期計画と学園財政の収支見通し等を踏まえた予算編成方針により、各学校の事業計画に基づき提出される予算要求について、各事業の優先度や金額の妥当性等を法人本部において精査し、理事会を経て予算に反映している。

平成28(2016)年度は、事業計画に基づき、平成29(2017)年度の完成に向け大学・短期大学部の新校舎建設を実施している。なお、資金計画においては、学園運営の健全性に影響を及ぼすことのないよう留意した計画として、平成29(2017)年度には、日本私立学校振興・共済事業団の低利融資制度も利用する予定であり、財務運営を適切

なものにしている。

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

前述のとおり本学園では「中期計画」の中で、財政基盤に関する目標として、「収支バランスを考慮し、安定した財政基盤の確立」を掲げている。

貸借対照表における法人全体の平成 28(2016)年度の資産状況（エビデンス集（資料編）[資料 3-6-2]）は、資産総額 10,790,286 千円、負債総額 1,130,354 千円、正味財産 9,659,932 千円である。総負債及び純資産の合計（総資金）に占める純資産（自己資金）の割合である純資産（自己資金）構成比率は、89.5%であり大学法人の全国平均 87.5%（日本私立学校振興・共済事業団「平成 28（2016）年度版 今日の私学財政」の平成 27（2015）年度 大学法人〈医歯系法人を除く〉データ）よりも高く、これまでの数値からも財政は安定している状態である。

資産関係では、固定資産構成比率は平成 28(2016)年度末 77.9%で全国平均の 86.5%より低い、現金預金を中心とする流動資産構成比率は全国平均 13.5%に対し 22.1%と高くなっている。

負債関係では、負債総額は年々減少してきていたが、附属高校の校舎建築資金として日本私立学校振興・共済事業団より長期借入をした関係から増加し、これに伴い総負債比率についても若干増加したが、全国平均の 12.5%から比べれば低く、28 年度末では 10.5%と健全な財政状態を維持している。また、流動比率は、全国平均の 254.1%を大きく上回る 28 年度末 573.5%であり、内部留保資産比率は、全国平均 23.9%を若干下回る比率ではあるが、負債に備える資産の蓄積は十分にされている。

他の貸借対照表関係比率を見ても、各年度とも大学法人の全国平均と比較して良い評価となっていることから、安定した財務基盤が確立されていると言える。

収支バランスについて、法人全体の資金収支の状況については、毎年度安定した繰越支払資金を維持している。活動区分資金収支における教育活動の収支バランスを表す比率である教育活動資金収支差額比率についてもプラスの数値となっている。

また、消費収支及び事業活動収支においても帰属収支差額、基本金組入前当年度収支差額は、収入超過を継続してきている。日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標である帰属収支差額比率、経常収支差額比率は、ともにプラスであり、「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分」においては「A 区分」の正常状態を維持している。平成 28(2016)年度も「A3」の正常状態に位置しており、財政基盤は安定し、収支バランスは確保されている。（エビデンス集（資料編）[資料 3-6-3]）

一方、法人全体の支出について、最も大きな割合を占める人件費は、人件費比率が平成 25（2013）年度より年々下がってきていたが、27（2015）年度、28（2016）年度共に退職金が増加した関係から数値も上昇し、平成 28(2016)年度は 58.5%となっており、全国平均の 53.7%（「平成 28（2016）年度版 今日の私学財政」の 27（2015）年度 大学法人〈医歯系法人を除く〉データ）を上回る状況となっている。教育研究経費比率は、29.2%（同 33.2%）で、ほぼ 30%前後で推移しており、管理経費比率は、7.8%

（同 9.3%）とこれまでも良好な状態にある。なお、消費収支差額、当年度収支差額については、26（2014）年度、27（2015）年度は高校における校舎等耐震事業等の関

係から、28年度は大学・短大の新校舎建設事業等を実施している関係から基本金組入額が増加していることで支出超過となっている。

大学部門の財務状況についてみると、帰属収支差額、基本金組入前当年度収支差額は、共に収入超過を継続してきている。また、消費収支差額、当年度収支差額についても収入超過を継続してきていたが、平成28(2016)年度は、新校舎建設により基本金組入額が増加したことから、基本金組入後の当年度収支差額は支出超過となった。

平成28(2016)年度(エビデンス集(資料編)[資料3-6-4])の学生生徒等納付金比率は76.3%(全国平均77.6%〈日本私立学校振興・共済事業団「平成28(2016)年度版 今日私学財政」の平成27(2015)年度 大学部門〈系統別〉単一学部・社会科学系学部データ〉)で、これまで同系統大学の全国平均よりも若干高い状態で推移してきていたが、26(2014)年度からは全国平均よりも低い値となっている。また、補助金比率は20.2%(同13.4%)であり、26(2014)年度から上昇してきている。人件費比率は51.0%(同59.9%)、教育研究経費比率は37.1%(同40.6%)、管理経費比率4.1%(同14.2%)であり、教育研究費比率については全国平均を若干下回っているものの、各数値とも良好な状態で推移してきている。

経常収支差額比率は6.8%(同-15.1%)、事業活動収支差額比率(帰属収支比率)は4.2%(同-14.8%)となっており、大学部門の収入と支出のバランスは確保され良好な状態にある。

また、外部資金に関しては、本学では、大学の教育研究の活性化や外部資金の獲得のため、年度運営方針として科学研究費補助金を始めとする外部資金に一人1件申請することを掲げており、科学研究費について、平成25(2013)年度は、研究代表者3名、研究分担者として3名(内短大教員1名)が補助金を獲得している。平成26(2014)年度は、研究代表者2名、研究分担者2名(内短大教員1名)が、平成27(2015)年度は、研究代表者1名、研究分担者3名(内短大教員1名)が、平成28(2016)年度は、研究代表者2名、研究分担者5名(内短大教員1名)が獲得している。また、平成25(2013)年度から28(2016)年度まで大学教員1名が電気通信普及財団からの補助金を獲得している。

文部科学省等の補助金については、平成25(2013)年度に「地(知)の拠点整備事業」に採択され、平成25(2013)年度から平成29(2017)年度までの5年間における補助金を獲得している。これに加え27(2015)年度からは「地(知)の拠点大学による地方創生推進事業(COC+)」にも参加し補助金の交付を受けている。

平成26(2014)、27(2015)、28(2016)年度には、大学、短大共に「私立大学等改革総合支援事業(タイプ1)」に採択され、同時に「私立大学等教育研究活性化設備整備費補助金」も獲得している。平成27(2015)、28(2016)年度には、これらに加え「私立大学等経営強化集中支援事業補助金」にも採択されている。

また、高校においては、平成25(2013)、26(2014)年度に「私立高等学校等IT教育設備推進事業費補助金」を、平成27(2015)年度には校舎等耐震改修事業の関係で「私立学校施設整備費補助金」を受けている。

参考資料(エビデンス集(データ集))【表3-5, 3-6, 3-7, 3-8, 3-9, 3-10】

(3) 3-6の改善・向上方策（将来計画）

平成 28（2016）年度は、大学・短大で新校舎建設事業を実施していることにより、基本金組入後の当年度収支差額は法人全体として支出超過となっている。今後とも健全な経営を継続するためには、安定した財政基盤の維持が不可欠である。

そのためには、教育の継続的な見直し改善と同時に、財政面での各経費の適切かつ効果的な配分と本法人の主要な収入である学生生徒等納付金及び補助金収入を増加させることが必要であり、何よりも学生の安定的な確保が課題である。

各設置学校の中長期の事業計画と共に、法人全体の中長期計画に基づく財務計画により、施設設備の計画的な整備と教育環境の充実に向けて取組み、引き続き財政基盤の安定と収支バランスの確保された適切な財務運営を行っていく。

また、外部資金の導入についても、科学研究費補助金や文部科学省の補助金事業等に今後も積極的に応募していく。

3-7 会計

《3-7の視点》

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 3-7の自己判定

基準項目 3-7 を満たしている。

(2) 3-7の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-7-① 会計処理の適正な実施

法人及び大学の会計処理は、学校法人会計基準に基づき、「学校法人高崎商科大学経理規程及び経理規程施行細則」（エビデンス集（資料編）[資料 3-7-1]）に則り適正に処理されている。

本法人の予算制度は、先ず法人本部より前年度 10 月に予算編成方針を各設置学校及び各部署に対し、学園の財政状況と併せて示し周知する。その後 1 月中に各部署から提出された予算要求についてヒアリングを実施し、各部署の事業計画並びに各事業の優先度や金額の妥当性等、全体の収支バランスを考慮し調整を図った後、次年度の事業計画及び予算案として編成している。決定した予算は、各部署の予算要求担当者に対し説明し、併せて予算要求担当者から各課員に内容を周知させている。

予算執行は、経理規程に基づき円滑に行われている。日常的には、承認済の予算に基づき、物品購入依頼伝票を起票し、各部門の課長が承認の後、総務課に提出される。ただし、10 万円以上のものは稟議書により理事長決済としている。伝票は、会計システムに入力するとともに、締め日を 20 日として同課で集計され、当月末日を支払日としてインターネットバンキング等による振込み又は現金集金により処理している。これらの支払いの処理と会計の処理は、総務課内で段階的に複数人のチェックの後、法人本部長の最終承認を行っており、チェック機能の働く体制をとっている。

また予算は、3 月に本予算を編成し、評議員会の意見を聞いて理事会に諮り審議決

定しているほか、5月には各設置学校の在籍者数や前年度決算額の確定に伴う補正予算（1回目）を、2月には年度中のここまでの実績と3月までの見込みに基づき、補正予算（1回目）と乖離がある科目について補正予算（2回目）を編成し、評議員会の意見を聞いて理事会に諮り審議決定しており、決算と大きな差異が生じないようにしている。

会計年度終了後は、2か月以内に決算書類を作成し、公認会計士による監査及び監事による監査を受け、理事会にて審議決定した後、評議員会に報告し意見を求めている。なお、監事より監査報告書（エビデンス集（資料編）[資料 3-7-2]）が理事会及び評議員会に提出され、報告されている。

また、会計処理における不明な点は、文部科学省、群馬県、日本私立学校振興・共済事業団や公認会計士などに適宜質問し、適切な処理が行えるよう指導・助言を受けている。

会計システムにより、予算の執行状況も迅速に把握できるなど、円滑かつ適正な会計処理が実施されている。

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

本法人における監査は、公認会計士による監査と監事による監査とにより行われている。公認会計士による監査は、会計伝票、元帳、証憑書類、稟議書及び試算表による照合と物品購入等手続きの確認や業務手続の確認等により実施されており、期中における会計処理の状況監査と決算終了後に最終監査を受けている。

監事による監査は、理事会及び評議員会に毎回出席し、法人の業務、財産の状況及び各設置学校の管理運営の状況をチェックすると共に、理事会などで来学する際に状況を見て、法人財務担当者よりその都度財務状況を報告している。なお、毎年5月には期末の決算に係る監査を実施している。

また、決算における会計監査時や年度途中において、公認会計士と監事、法人本部長（副理事長兼務）及び法人財務担当者により状況報告や意見交換する機会を設けている。

以上のことから、会計監査の体制は整備され、厳正な監査が実施されている。

(3) 3-7の改善・向上方策（将来計画）

会計処理については、引き続き学校法人会計基準と法人の規程に則り、適正な処理を実施していく。平成27（2015）年から学校法人会計基準が改正されたことに伴い、その内容を理解した上で、会計システムの対応や規程の見直しなどを行い、円滑な移行ができるよう対応した。

会計監査の体制については、監査が適正に行われるよう公認会計士及び監事と連携を図りながら、引き続き適正な監査体制の維持及び厳正な実施に努めていくこととする。平成25（2013）年度までは公認会計士1名により監査が行われていたが、平成26（2014）年度からは2名の公認会計士と1名の監査従事者による厳正な会計監査が実施されており、監査の精度及び効率アップが図られている。

また、平成27（2015）年度には、「学校法人高崎商科大学内部監査委員会規程」（エ

ビデンス集（資料編）[資料3-7-3]）が整備され、理事長の下に組織される「内部監査委員会」により内部監査が実施されている。これにより監査体制は一層充実することとなった。

今後とも、会計処理の適正な実施と内部監査体制の充実に取り組んでいく。

[基準3の自己評価]

本学の寄附行為や学則・諸規程は教育基本法、学校教育法、私立学校法、大学設置基準等の法律に則り規定されている。また、教職員は法令を遵守し、環境保全・人権安全に配慮している。情報公開についても教育情報や財務情報は、ホームページ、パンフレット、学園誌等の媒体を使い積極的に公表しており、経営の規律と誠実性は保たれていると判断している。

理事会は理事長の強いリーダーシップのもとに中長期計画と将来を見据えた戦略的な意思決定を行い運営している。学長は各センター及び委員会からあげられた議案を大学協議会に諮り、教授会、評議員会、理事会などでの協議や審議を経て実効化している。これらのプロセスでは、組織間の円滑なコミュニケーションと相互チェックによるガバナンス機能が働いており、学長の適切なリーダーシップとボトムアップのバランスは保たれていると言える。

センター、委員会などの各種会議体には事務職員が構成員として必ず参画し、業務を執行している。また、教職員の目標管理制度のほか、事務職員のSD活動も自主的な勉強会を含め実施されており、職員の資質及び能力向上に努めている。

法人全体の資金収支状況は毎年安定した繰越支払資金を維持し、消費収支、事業活動収支においても帰属収支差額、基本金組入前当年度収支差額が過去10数年プラスを継続しており収支バランスは確保されている。また、資産関係では流動比率は全国平均を大きく上回る数値であり、内部留保資産比率は全国平均を若干下回ってはいるが、負債に備える資産は十分に蓄積され、安定した財務基盤は確立されている。

本学園の会計処理は学校法人会計基準に則り適正に処理されている。また、会計監査は公認会計士2名と監事2名との連携により行われ、監査の精度及び効率アップが図られており、内部監査と共に監査体制は整備され信頼度は更に高まっている。

以上のことから、基準3の基準を全て満たしていると評価する。

基準 4. 自己点検・評価

4-1 自己点検・評価の適切性

《4-1 の視点》

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

(1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

本学では、平成 13（2001）年の開学時に、「高崎商科大学自己点検・評価規程」（エビデンス集（資料編）[資料 4-1-1]）が制定された。これに基づき学長を委員長とする「自己点検・評価委員会」が設置された。毎年度の教育・研究・運営の自己点検を行い、平成 15（2003）年度から「自己点検・評価報告書」の発行を行ってきた。この時期の自己点検・評価活動は、教員個人の教育・研究活動や、各部局、各委員会活動についての個々の報告を基にした自己点検・評価が中心であり、教員や部局ごとの自主的・自律的な自己点検・評価ではあるものの、大学の使命・目的に即した、全学的または体系的なものといえる水準には達していなかった。

平成 14（2002）年の学校教育法の一部改正で、自己点検・評価の実施と結果の公表に係る規程が明示され、認証評価機関による認証制度が導入された。

これに伴い、本学でも平成 17（2005）年度より、自己点検・評価活動を大きく変更し、全学的かつ体系的な自己点検・評価の取り組みを目指した。例えば、教員および職員に係る領域では、「大学の使命・目的」と「教職員個人の自己評価・点検」の中間に「年度方針」を加えることで、両者を実効的に連動させることを試みている。具体的には、本学の使命・目的を果たすための具体的な施策や方針を、学長が年度当初に「運営方針」として教職員に提示する。これを受けて教職員は所属長との面談を通して年度始めに自らの個人目標を定め、年度半ばに中間面談を受け、年度終了後に自己評価を行う。所属長はその自己評価を基に人事考課を行う体制となっている。

なお、平成 27（2015）年度より専任の全教職員を対象とした「全学会議」を実施している。4月の初旬に実施されており、学長から大学全体の方針について説明がなされ、各部局の年間方針及び個人の年間目標に落とし込みを行うことが確認されている。

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

平成 17（2015）年度より、自己点検・評価委員会の体制を改め、大学協議会の構成員全員が自己点検・評価委員会を兼ねることとなった。大学協議会の構成員は、学長、副学長、学生部長、学部長、研究科長およびセンターや研究所の長から成り、各委員会の担当役職者も兼ねており、委員会やセンター、研究所が年度始めに制定する年間計画の策定や年度末の自己点検に直接携わっている。また教員組織の FD 推進委員会の主要な構成員や、職員組織の SD 企画立案担当者も含まれる。教員の人事考課における

一次評価者である学部長、職員の二次評価者である事務局長及び事務局次長の両者が自己点検・評価委員会の構成員となるため、組織運営の自己点検・評価と、教職員個人の自己点検・評価を、有機的に組み合わせて、全学的かつ体系的な視点からの自己点検・評価が可能となっている。

また、学長の諮問機関の側面と執行機関の側面を併せ持つ大学協議会と、施策の検証、評価を行う自己点検・評価委員会が同一構成員であり、日常的に全学的な見地から、個々の部局や委員会の施策について協議を定期的に行い、課題を共有している。そのため組織の階層を深めすぎることなく、教育・研究現場の当事者に近い視点と、全学的な視点とを併せもつ自己点検・評価が可能になっている。

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

「高崎商科大学自己点検・評価規程」に従い運用がなされている。

平成 27（2015）年度は自己点検・評価委員会は年間 9 回開催され、平成 28（2016）年度も同数の 9 回開催されている。

また、平成 15（2003）年以降、自己点検・評価報告書は、「自己点検・評価規程」の定めるところに則り、毎年度制作され理事長に報告するとともに、大学ホームページにて公開されている。（エビデンス集（資料編）[資料 4-1-2]）

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

大学全体としての目標と、個々人の目標をさらに連携させていくことが望まれる。教員の多様な研究、教育活動や、職員の企画立案や日常業務が、大学全体の使命や目標を達成することを意識して実行され、連携を生み出すための自己点検・評価活動としていくことが必要である。具体的には以下の方策の検討が必要と思われる。

- 1) 教員個人を対象とした人事考課の項目や書式は数度の改善を経てきたが、より「運営方針」を反映させる運用を行う。
- 2) 部局、委員会の自己点検・評価は、現状では部局長・委員長に委ねられている。より多くの構成員の参加を得て精度の高い自己点検評価を行うために、各センターや委員会で年度末には、PD に対する Check を行う機会を委員会の自己点検評価として設定し、次年度の Action を協議する。結果は、自己点検評価委員会に提出し、大学全体の PDCA サイクルに体系的に組み込むなどワークフローとしてのシステム化を検討する。

4-2 自己点検・評価の誠実性

《4-2 の視点》

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

(1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

教員、職員個々人の自己点検・評価は、学長あての「個人目標計画書」「個人目標達成自己評価書」「教員個人教育・研究活動計画書」および自己点検・評価委員会あての「教員個人教育・研究活動報告書」（エビデンス集（資料編）[資料 4-2-1]）の書類と、所属長との面談に応じてすすめられる。上記の計画書、報告書類の提出・利用・保管については、提出先である学長および自己点検・評価委員会、ならびに、一次評価者である学部長、事務局長、事務局次長によって厳正に行われている。また、これらの計画書、報告書類は、教員、職員の自己点検・評価として、具体的な数値を基に行うことが求められ、学期終了後に行われる学生による授業についてのアンケートなどを自己点検・評価の指標の一つとして利用する教員もみられる。

委員会やセンターなどの学内部局の組織的な活動の自己点検・評価は、自己点検・評価委員会あての「年間計画書」「自己点検・評価書」（エビデンス集（資料編）[資料 4-2-2]）の書類をもとに進められる。委員会やセンター及び研究所等の部局では、年度初回の委員会やセンター会議及び研究所会議で「年間計画書」年間計画が示され、年度最終回の委員会やセンター会議及び研究所会議で活動や組織運営の振り返りが行われ、「自己点検・評価書」に反映される。委員会やセンター会議及び研究所会議の開催は書面及び Web Campus II で行われ、議事録は事務局内で閲覧可能な形で保管され、Web Campus II で委員会の委員、センター員および研究所員ごとに限定公開されている。委員会やセンター会議及び研究所会議に書面にて提示された資料は、すべて開催会議ごとに、議事録とともに事務局内で閲覧可能な形で保管されている。委員会やセンター及び研究所における活動は再検証、再評価が可能な透明性を保っている。

自己点検・評価委員会では、個人、組織、個々の自己点検・評価を、あらためて全学的、また体系的な視点から行う。その際に、大学協議会にて委員が共有した情報を元に十分な協議が行われている。

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

4-2-①における、教職員個人、ならびに、委員会やセンター、研究所における自己点検評価、また、自己点検・評価委員会における全学的・体系的な自己点検・評価のそれぞれにおいて、それぞれの議事録や会議資料が確認される。また、全学的に統計処理された以下の資料が随時利用される。また、これらは教職員個人へは、所属長による年 2 回の面談におけるフィードバックにおいても利用される。

- 1) 学生への定期的なアンケート。a. 授業についての年 2 回の科目ごとのアンケート
b. 年に 1 回の学生満足度アンケート c. 2 年に 1 回の施設・設備についてのアンケート
- 2) 保護者会総会におけるアンケートや相談記録。年に 1 回開催される保護者会総会において参加者全員に行うアンケートおよび、同日に行われる個別相談の相談票

- 3) 成績等教務関連の資料。科目ごとの出席状況、年2回の学生による成績問い合わせ記録
- 4) 学生関連の資料。学生生活・学習支援センターにおける相談記録、年1回の学生生活と資格取得についてのアンケート
- 5) 進路関連の資料。毎月の就職内定状況記録。

また、平成26(2014)年度に設置されたIR推進委員会では、各部局を支援する立場から上記のデータの詳細かつ総合的な分析や解釈を行い、各部局への情報提供、提言を行ってきた。平成28(2016)年度のを以下に記す。

- 1) 中退率の現状と要因
- 2) 学習成果及び学習時間の分析・比較

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

4-2-②における資料は、関連する委員会やセンターおよび研究所において、委員会やセンター会議、研究所会議において共有され、まず委員やセンター員、研究所員の協議の対象となる。

また、授業関連など、教員個人にかかわる情報は、教員個人ごとに開示され、個々の自己評価の資料として利用される。

自己点検・評価委員会が毎年作成する「自己点検・評価報告書」は、大学ホームページを通して公開される。

(3) 4-2の改善・向上方策(将来計画)

教員は、人事考課と教育研究活動報告の2系統の自己点検・評価を行うシステムとなっている。教員のキャリア形成や組織人としての活動など「ひと」の側面の自己点検・評価と、教員が研究教育機関で担う「役割と成果」の側面の自己点検・評価それぞれの系統である。組織内専門職として研究・教育に携わる教員の多面的な自己点検・評価を行うためのものである。しかし、両方で重複する点もあり、役割や位置付けをより体系的に明確化するとともに教員への周知を徹底する必要がある。

学長による年度ごとの「運営方針」をもとに、教職員個々人や、委員会やセンターおよび研究所が計画を立て、自己評価を行い、全学的また、体系的な計画立案や自己点検・評価を担保することになっているが、「運営方針」の解釈や反映度でばらつきがみられた。平成27(2015)年度新たに開始した全学会議で、学長が「運営方針」を提示し、また、所属長による面談などを通して実質化を進めてきた。今後もさらなる徹底が求められる。

定型的な業務に伴うデータは各部局、委員会で管理し、それらデータの詳細かつ総合的な分析はIR推進委員会が行う分業が行われてきた。教務、FD、学生支援の分野のトピックで先行してきたが、今後の拡大の方向性及び自己点検・評価への体系的な活用の検討が求められる。

4-3 自己点検・評価の有効性

《4-3の視点》

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のためのPDCAサイクルの仕組みの確立と機能性

(1) 4-3の自己判定

基準項目4-3を満たしている。

(2) 4-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のためのPDCAサイクルの仕組みの確立と機能性

本学における自己点検・評価を含むPDCAは、期間ごとに以下の2つのサイクルがある

- 1) 中期計画(5年周期)
- 2) 年間計画(1年周期)

1)については、学長を議長とする中長期計画策定会議が中期計画(「中期ビジョン」)を策定する。これは大学の使命である建学の精神、教育理念と、具体的な戦略にあたる年間方針との間をつなぐものと位置付けられている。平成27(2015)年には中期計画(平成27年～31年度：5か年)(エビデンス集(資料編)[資料4-3-1])が策定された。同年度から、同ビジョンにそった施策を進め、学部学科設置準備室を組織し、平成29(2017)年度の新学科設置のための取り組みを担った。今後計画全体についても進捗状況のチェックと改善のためのアクションを行い、次期中長期計画の策定に反映させていく。

2)は、本学のPDCAサイクルの中心をなすものである。年度初めに学長より示された「運営方針」をもとに、教職員個々人や委員会やセンターおよび研究所は年間計画を立て、自己評価を行う。それらの個別の評価を踏まえ、全学的また、体系的な自己点検・評価を、自己点検・評価委員会が行う。自己点検・評価委員会は毎年度、「自己点検・評価報告書」を作成し、理事会に提出するとともに、本学ホームページを通して対外的に公開する。当該年度の自己点検・評価を踏まえて学長は次年度の「運営方針」を提示するサイクルとなっている。

また、2)を行う過程で、日常的な業務におけるPDCAサイクルが実施されている。委員会やセンターおよび研究所では、原則として月に1回開催される委員会や会議において、業務ごとに計画や結果の評価が協議される。また、教員や職員個々人についても、随時、必要に応じて所属長が助言を行うことがある。事務局では平成26(2014)年度より、業務の遂行にあたり「CA(チェック・アクション表)」(エビデンス集(資料編)[資料4-3-2])を導入した。これは日常的な業務の実施ごとに、チェックを行い早急に可能な範囲での改善を行うとともに、次のサイクルのプランに組み入れるためのものである。これらの日常的な取り組みで、年間のPDCAサイクルを、より実質的なものとして機能させている。

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

現在の形での中期計画は、平成 25（2013）年度より、新たに策定を始めたものであり、教職員への周知や理解が不十分な点も見られた。平成 27（2015）年度より新たに開始した全学会議や教授会、事務職員による部課長連絡会議等を通じ、これを徹底してきた。今後は、中期計画の進捗管理と年間サイクルの自己・点検評価との連携を強化するなど、更なる改善が求められる。

[基準 4 の自己評価]

本学の自己点検・評価は、以下の点において適切性、誠実性ならびに有効性の基準を満たしていると判断する。

- 1) 平成 13（2001）年の開学時に規程の整備と委員会の設置が行われ、平成 15（2003）年度より毎年度、自己点検・評価報告書が発刊されている。
- 2) 認証評価機関による認証制度の導入に伴い、平成 17（2005）年度に大規模な改善を行い、全学的かつ系統的な自己点検・評価体制を構築した。この体制に教職員の自己点検・評価も有機的に統合している。
- 3) 自己点検・評価活動は、教職員個人、委員会のレベルにおいても、また、センターなどの学内部局のレベルにおいても、エビデンスに基づいて行われ、さらに、自己点検・評価委員会が、あらためて全学的・体系的な視点から自己点検・評価を行っている。また IR 推進委員会にて学生関連のデータの分析を行い、他部局への提言を行っている。
- 4) 上記の根拠となる調査やデータの収集は適切に行われ、また自己点検評価の結果は、学内外へ大学ホームページを通して公開されている。
- 5) 大学全体の PDCA も中期、年間それぞれのサイクルで行われ、自己点検評価とも連携している。

IV. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 地域連携

A-1 大学が持っている知的・人的資源の地域への還元

《A-1 の視点》

A-1-① 大学施設の開放、公開講座、大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

(1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 大学施設の開放、公開講座、大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

本学では、大学における研究・教育成果を、さまざまな形で地域への還元を行っている。また学外での講座等そのものを学生への教育機会として活用している。継続的なものとして、本学主催の公開講座、自治体や企業と連携した講座等があり、またイベント的なシンポジウムやワークショップを沿線地域で開催している。以下にカテゴリーごとに特徴を述べる。

公開講座

本学において蓄積されている教育・研究の成果を広く地域社会に公開し、地域住民の学習ニーズに応えるとともに地域文化の向上、地域の活性化に資することを目的として実施している。本学の公開講座は、平成 26（2014）年度より国際・地域交流センターとネットビジネス研究所の事業を引き継いだ「コミュニティ・パートナーシップ・センター」（CPC）の事業の一環として実施され、幅広い年齢層を対象に門戸を開き、近隣地域を対象に広く社会に貢献している。

CPC の自主企画による平成 27（2015）年度の公開講座は平成 27（2015）年 5 月から平成 28（2016）年 2 月までに 22 講座を実施、本学学生を含む延べ 600 名が受講した。講座内容は本学教員による IT・観光・歴史・まちづくりなどのほか、地域研究の成果を活かした講座や地域の専門家による近隣地域の自然・環境・文化遺産・食などをテーマとした講座を増設し、地域学習の充実化を図っている。また、観音山丘陵ネットの会との連携で、環境分野の講座を企画・実施している。富岡製糸場総合研究センターとは「富岡学」を毎年継続的に開講することにより、本学の世界遺産に関する学習の機会を充実させている。本学での開催のほかに本学の学外活動拠点である富岡サテライトや山名拠点において体験型の講座等を実施した。

平成 28（2016）年度に開催した公開講座については、平成 28（2016）年 5 月から平成 28（2016）年 12 月までに 34 講座を実施、本学学生を含む 650 名を超える地域の方々が受講した。平成 28（2016）年度に開催した公開講座、地域との連携講座、

シンポジウム等については、平成 28（2016）年度公開講座及びシンポジウム等一覧」に、講座名、講師名、開催日、参加者数などを具体的に示している。

地域との連携講座

県または市町もしくは個々の公民館等で企画する講座等の講師として本学の教員を派遣する事業である。平成 27（2015）年度より県生涯学習センターと連携協力し、本学教員による観光まちづくりをテーマにした連続講座を開設した（前橋市で開催）。また、しのめ信用金庫との連携企画である創業スクール「赤れんが塾」へ本学から講師を派遣した。これは、平成 27（2015）年度より始まった本学の COC+事業における同金庫との包括的産学提携協定（平成 27（2015）年度）に基づいた取り組みの一環として位置付けている。

平成 28（2016）年度についても、県生涯学習センターと連携協力し、本学教員による連続講座を開設するとともに、しのめ信用金庫との連携企画、創業スクール「赤れんが塾」へ講師を派遣した。県生涯学習センターとの講座では「群馬県の視点で考える『持続可能な社会』」をテーマとして、4 回からなる連続講座を担当した。

シンポジウム

平成 26（2014）年度の下仁田町との包括的連携協定締結を記念して、平成 27（2015）年 1 月に「観光の未来を考える一日 in 下仁田」を開催した。午前中に「学生が案内する町歩きツアー」を開催し、午後には、学生によるそのツアー報告と地域研究発表が行われた。また平成 27（2015）年度には 11 月に「下仁田シンポジウム 2015」が 2 日間の日程で実施された。約 50 名の学生や教員が下仁田町に宿泊し、住民とともにフィールドワークやワークショップを開催し、地域の課題について意見交換を行った。そのような体験を踏まえ、シンポジウムでは学生が若者ならではの視点から下仁田町活性化への取り組みを提案し、地域住民を含め 100 名を超える参加者に感銘を与えることができた。

下仁田町でのシンポジウムは、文科省に採択された「地（知）の拠点整備事業」の計画に入っていないことや 2 年続いたことなどにより、平成 28（2016）年度は開催が見送られている。

地域創造フォーラム

「地域創造フォーラム」は、近隣地域の歴史や文化、地域課題に関する講演会やパネルディスカッションなどを平成 21（2009）年度より毎年実施している。平成 25（2013）年度の地域創造フォーラム（平成 26（2014）年 3 月）は、本学が文部科学省より採択を受けた大学 COC 事業「地と知から（価値）を創出する地域密着型大学を目指して」のスタートアップイベントとして位置付け、観光資源・振興に関する学生主体の事例発表や上信線沿線の観光まちづくりをテーマにしたシンポジウムを上毛新聞との共催で実施し、150 名の参加者に対して今後の COC 事業の展望を示した。

平成 26（2014）年度の地域創造フォーラムは、平成 27（2015）年 3 月、富岡市との共催で、「世界遺産は、地方創生への玉手箱となるのか」というテーマのもと富岡

市生涯学習センターで開催し、180名の来場者に富岡のまちづくりへの指標を提供した。

平成27(2014)年度の地域創造フォーラムは平成28(2016)年3月、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局参事官をお招きし、一般市民を対象に地方創生の必要性について講演の時間を設けた。その後の、富岡市、下仁田町、企業、金融機関、大学関係者による「地方創生における大学の果たす役割とはなにか」をテーマとしたパネルディスカッションにおいては、県内での地(知)の拠点大学による地方創生推進事業と人材育成の取り組みについて紹介がなされ、関係自治体・団体等が協力して、大学卒業者の「地元就職率の向上」と大学の研究・社会貢献を生かした「雇用の拡大・創出」の推進を図る必要性を示した。

平成28(2016)年度の地域創造フォーラムは平成29(2017)年3月に本学の大講義室にて開催した。フォーラムでは、最初に「本学教職員による本学COC事業説明」として、本学COCにおける地域連携や企業連携、国際交流を通じた「人づくり」(教育実践)と、その成果還元のあるあり方を報告し、今後のCOCプラスでの取り組みの方向性を示した。次に、高崎市商工観光部観光課の講師により、「高崎市の観光と政策～上野三碑と高崎自然歩道の環境整備～」と題して、「世界の記憶」認定が期待される上野三碑に関する高崎市観光課の政策などについてわかりやすい講演がなされた。引き続き、本学学生による2つの活動事例報告がなされ、ローカルな活動に取り組む竹上ゼミの報告として、情報系の学びの一環として、公開講座としての実践と上信線沿線各地の地域PR映像の作成という「点から線、線から面へ」のローカルな取り組みを通じた「人づくり」の成果と意義を確認した。また、ローカルからグローバルを志向したJICE国際交流事業に協力した学生たちの報告では、海外からの短期留学生との交流の中で、自分たちの地域を紹介する過程で感じたローカルな文化の意義とグローバルな視野の重要性を確認した。最後のプログラムとして、会場との対話として、事前に出席者からコメントをもらい、指摘された項目について、CPCメンバーと会場とで積極的に意見交換がなされた。

商大シネマ

夏期休暇中の大学の施設を活用した貢献活動のひとつとして周辺地域の子どもたちを対象とした映画上映会である。

平成22(2010)年度より毎年8月に実施しており、夏休みのお楽しみイベントとして定着している。毎回、100名以上の親子連れなどが開場となる大講義室をほぼ満席にしている。大学が提供する地域の子ども対象の文化活動のひとつとして実施している商大シネマは、大学に親しみ持ってもらおう絶好の機会となっており、地域の子どもたちや大人世代にも親しまれて回数を重ねている。

(3) A—1の改善・向上方策 (将来計画)

本学の研究・教育を地域社会に開放する公開講座については、本来の生涯学習が意図する「個人の自発的な意志で行う学習を生涯にわたって支援する環境づくり」をこれまで以上に推進し、地域社会のニーズに沿った満足度の高い講座の提供を目指す。

群馬県教育委員会との連携協力のもと、本学の講座をぐんま県民カレッジ（本部事務局は群馬県生涯学習センター）の講座として実施するだけでなく、より多くの本学教員による講座を本部で実施する主催講座として開講するなど、双方向型の連携を強化する。また、富岡サテライトや高崎の山名拠点においても広く学内外の専門家による地域の歴史や文化遺産をテーマにした地域関連講座や実技講座の開講を目指す。今後は、公民館や他大学等との公開講座などの情報交換を定期的に行いながら、受講生が満足する講座を企画することに努めるとともに、地域社会がかかえる課題を敏感に受け止め、本学の生涯学習に課せられて役割を模索しながら取り組みを進めていく。

参考資料 平成 28 年度・成果報告書
平成 27 年度・成果報告書
平成 26 年度・成果報告書
(エビデンス集（資料編）[資料 A-1-1])

A-2 地域社会との連携

《A-2 の視点》

A-2-①大学と地域社会との連携・協力関係の推進

(1) A-2 の自己判定

基準項目 A-2 を満たしている。

(2) A-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

平成 25（2013）年度文部科学省「地（知）の拠点整備事業」（COC 事業）「地と知から（価値）を創出する地域密着型大学を目指して」の採択は、それまでの活動を統合発展させるだけでなく、全学的に責任をもって推進する体制整備への重要な契機となった。平成 26（2014）年 4 月より主に連携自治体である高崎市・富岡市をはじめとする地域の行政、企業、商工会議所などとの連携協力関係を推進する窓口として「国際・地域交流センター」と「ネットビジネス研究所」を統合し、「コミュニティ・パートナーシップ・センター」（CPC）を設置した。

行政、企業とは既に「国際・地域交流センター」、「ネットビジネス研究所」などの部署と継続的な連携が推進されていたが、平成 26（2014）年度には高崎市、富岡市、下仁田町と本学との連携協定の締結以来、行政と大学の各窓口が明確になり、相互協力の体制が整った。また、商業・観光の活性化などに資するため、上信電鉄株式会社との連携協定の締結を契機に、産官学連携の教育・研究分野における推進や、人材育成・まちづくりなどにおける協働の取り組みを推進している。

さらに地域との連携・協力関係強化のため、平成 26（2014）年 7 月、富岡市の支援を受けて「富岡サテライト」を富岡市中心市街地に開設した。同所は、学生や教員の富岡市における教育・研究活動のベースキャンプとしてだけでなく、ミニ懇談会、地域住民との交流、他大学の教員との研修、地域活動団体への貸館などとしても活用されている。高崎市内の「山名拠点」は、平成 26（2014）年度に高崎市の空き家対策事業による財政支援を受け民家の改修を行い、平成 27（2015）年 7 月に正式稼働にこぎつけた。山名拠点では、ゼミ活動のほか、小規模の体験型公開講座、地域住民との学習・研修会などが開催されている。また、地域の会議や活動にも広く開放されている。

自治体などと大学の各窓口が明確になったことで、問い合わせに関する混乱が減少し、上信線沿線唯一の大学として、自治体や地域住民などから様々な協働要請が期待されているところである。

特に平成 26（2014）年 6 月の富岡製糸場の世界遺産登録後は、連携推進分野が一段と広範囲に及ぶこととなった。平成 27（2015）年度には元気フェスタや手づくり市への協力プロジェクトなどのまちなか活性化プロジェクトに加えて、世界遺産登録に関する市民意識調査及び観光客満足度調査やとみおか夏祭りの来場者調査などを富岡市や青年会議所との連携により実現させた。また、上信電鉄と本学の連携で実施していた工女おもてなしプロジェクトは、5 月からは富岡市も加わった産官学連携体制のもとで実施された。さらに、富岡市の要請によりまちづくり関係のワークショップへ学生が継続的に参加している。学生はイベントの企画段階から積極的に関わっており、

市からは若者の提案やアイデアに大きな期待が寄せられている。

高崎市との連携分野は、教育委員会との連携で取り組んでいる小中学校への学習支援ボランティアの派遣と「ふるさと学習」の対象校が3校から4校に増加した。また、今年度は、近隣の6公民館との連携事業プロジェクトが立ち上がり、任意の学生団体のメンバーを中心に各学公民館へ学生を派遣している。若者の参加により各公民館の企画事業が活性化したとの報告を受けている。下仁田町とは11月のワークショップとシンポジウムや地域の祭りへの参加を通して学生と地域住民とのつながりが広がった。

本学と企業との連携もCOC+事業の開始に伴い、一段と拡大している。平成27(2015)年度はテグレット技術開発・ワッフルコンピュータ(東京都)、しののめ信用金庫、高崎信用金庫との包括的産学提携協定を結んだ。テグレットとの連携は、情報通信技術と商学とを実践的に組み合わせた教育の実践とともに地域経済や地域社会の発展に寄与するのが狙いである。しののめ信用金庫とは、地域創業促進支援事業「赤れんが創業スクール」への講師派遣、本学のビジネスアイデアコンテストの共催などにおいて連携を深めている。また、上信電鉄や群馬ダイヤモンドペガサスと連携し、上信線沿線の少年野球チームを招待した交流イベントを成功させた。本学は今後も様々な分野での地域との連携が期待されている。

平成28(2016)年度の地域連携事業については、平成28(2016)年4月から平成29(2017)年2月までに34事業に対して連携活動を行い、延べ人数で600名を越える学生が参加した。平成28(2016)年度の地域連携事業については、「平成28(2016)年度地域連携事業一覧」に、事業名、連絡先、日程、参加学生などを具体的に示している。

(3) A—2 の改善・向上方策（将来計画）

「コミュニティ・パートナーシップ・センター」と行政、学校等教育関係機関、公民館などの社会教育機関、地域活動団体などとの継続的な連携に加えて、経済団体などとの情報交換や組織的な連携を推進していく。また、地域活動拠点を活用し、地域住民との交流・学習・協働活動を活発化させることにより、地域から頼られる大学としての発展を目指す。

【基準Aの自己評価】

本学は開学以来、「社会への貢献」を大学の重要な使命の一つとして位置付け、地域住民の一員として地域の総合的な発展に主体的に関わってきた。大学の保有する知的・物的資源を活用し、以下を初めとする様々な地域貢献活動の取り組みを行ってきており、地域に貢献する大学として発展してきている。

平成26(2014)年度から本学はコミュニティ・パートナーシップ・センターを地域連携の窓口として常設したことで、各種事業を企画・実施し、地域との連携活動を充実させた。コミュニティ・パートナーシップ・センターを中心とした組織的な地域連携体制を整備した結果、多数の学生が地域との連携活動や調査研究活動に取り組んでいる。

平成26(2014)年度、平成27(2015)年度に引き続き、平成28(2016)年度の地

域創造フォーラムも多くの参加を得た。

これらのことから、基準 A「社会との連携」の基準は、満たしていると判断する。

参考資料 平成 28 年度・成果報告書
平成 27 年度・成果報告書
平成 26 年度・成果報告書
(エビデンス集 (資料編) [資料 A-2-1])

基準 B. 海外活動

B-1 学生への海外体験、多文化交流機会の提供

《B-1 の視点》

B-1-① 多文化理解が可能な正課・課外プログラム、海外留学、異文化体験等の提供

(1) B-1 の自己判定

基準項目 B-1 を満たしている。

(2) B-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

B-1-① 多文化理解が可能な正課・課外プログラム、海外留学、異文化体験等の提供

本学は平成 13（2001）年に開学された比較的新しい、小規模の単科大学である。地域に根差した実学教育を主として取り組んできた経緯があり、インターンシップやフィールドワークは積極的に推進してきた。一方で、海外に関連する教育については、学生数等の規模もあり、多くのニーズを確認することができず、留学等の活動は他大学に対して遅れを見せていたのが実情である。

しかし、近年のグローバル化により、平成 26（2014）年度より本格的に推進を開始した。平成 26（2014）年の夏季から海外の教育機関調査を開始し、平成 27（2015）年 1 月には、オーストラリアの Sun Pacific College と海外提携を締結、平成 27（2015）年 2 月にはベトナムの日本語学校 Mina と、同年 3 月にはベトナムの私立フォンドン大学と、更に同年 12 月にはベトナムの国立貿易大学と大学間協定を締結した。特にベトナムの 3 教育機関との協定は、学生の交流、教職員同士の情報交換や共同研究等も盛り込まれており、今後の海外関連活動は大きく展開することとなる。海外活動をスムーズに実施するため、海外における教育活動に力を入れている民間企業である株式会社ソフトブリッジ・グローバルスタディーズと協定を締結（平成 26（2014）年 12 月）し、海外活動を行う上での協力体制を確立した。更に協定大学との交換留学等を見据え、平成 27（2015）年 4 月には「高崎商科大学交換留学規程」（エビデンス集（資料編）[資料 B-1-1]）も施行している。

これらの取り組みを経て、平成 28（2016）年度は以下の取り組みを実施することができ、学生に対して多文化理解が可能な課外プログラム及び異文化体験等を提供することが出来た。

① ベトナム ショートステイプログラム

平成 27（2015）年に引き続き、平成 28（2016）年 9 月に実施。参加者は 6 名。ベトナムのハノイに約 1 週間滞在し、協定締結先であるフォンドン大学の学生との交流、企業訪問、福祉施設訪問、日本語学校の講師との交流を実施。

② ブルネイ インターンシップ

平成 27（2015）年に引き続き、平成 28（2016）年 8 月から 9 月に実施し、参加者は 1 名（併設の短期大学生は 1 名参加）。ブルネイの大手旅行会社であるフレーミートラベルにて約 1 か月のインターンシップを実施。実習期間中は全て英語のプログラムであり、ツアーコンダクターの研修も含まれている。

③ ベトナム 交換留学生の受け入れ

平成 28（2016）年 9 月から平成 29（2017）年 8 月までの 1 年間、協定先である

フンドン大学より交換留学生2名を受け入れ。平成27(2015)年度にも同時期に2名の受け入れを行っており、平成28(2016)年度は2度目の受け入れとなる。

④ カナダ 短期キャリア研修

平成28(2016)年9月にJTBと提携し、3週間の短期キャリア研修を実施。参加者は3名。1週間ほどの語学研修の後、2週間程度のインターンシップをJTBカナダにて行うもの。

⑤ ベトナム インターンシップ

平成28(2016)年8月から9月に3週間のインターンシップを実施。参加者は1名。協定締結先であるフンドン大学にて日本語授業科目のアシスタントを務める内容のインターンシップ。

⑥ JICE 連携国際交流事業

JICEと連携し、来日した外国人大学生(社会人や高校生である場合もある)と文化交流等を本学を会場として行うもの。平成28(2016)年度は10月28日に68名を、12月16日に23名を、そして1月20日に22名の外国人学生を受け入れ、国際交流を実施した。

上記の内、②のブルネイ及び⑤のベトナムにおけるインターンシップについては、単位認定の制度も設けているため、正課に近い形での提供と言える。

平成27(2015)年度より実施している、これらの海外プログラムは好評を得ており、既に多くの学生の知るところとなっている。

さらに平成29(2017)年1月には新たにインドのプネーにおいて海外ボランティアプログラムの調査および現地大学との協定締結について調査を行った。また、平成29(2017)年3月には、同様の調査でカンボジアのシェムリアップに教職員を派遣している。

(3) B-1の改善・向上方策(将来計画)

学生の参加を促すことを優先したため、比較的費用面で安価なアジア地域での活動が多くなった。多文化理解への取り組みに偏りを出さないためにも、次年度以降は欧米やオセアニアへのインターンシップについて調査及び検討を行う。また平成27(2015)年度及び平成28(2016)年度より開始した上記取り組みは継続し、定着させることが必要であり、毎年実施することによって参加学生が増加することも期待される。

近年海外においてテロなどの事件が多発している。学生が安全に異文化体験活動等を行えるフィールドを確保することは今後の課題であり、急務と言える。平成28(2016)年度については、海外事業の説明会等において外務省の海外情報を参加者自身が確認すること等を強くアナウンスした。平成29(2017)年度は安全面を優先的に考慮した学びのフィールドを調査し、将来に繋がるインターンシップ等のプログラムの可能性を探る。平成29(2017)年度は、平成28(2016)年度に調査を行ったインド及びカンボジアの現地大学との交渉を進め、協定締結を目指す。独自調査による開拓のみではなく、JICEや旅行会社等に対する情報収集等も積極的に行い対象国を拡大す

る。さらに本学の「危機管理基本マニュアル」の充実も図り、保護者も安心できる支援体制の構築を図っていく。

また、学生の費用負担も考慮し、申請可能な補助金や支援制度についても情報を収集する。

[基準 B の自己評価]

本学は開学以来、地域に根差した実学教育を主として取り組んできた経緯があり、留学や異文化交流等の海外に関連する教育については、遅れを見せていた。商学部という枠組みを重視する体質から、語学教育の推進や国際化に対しては多くの力を割かなかつたと言える。このような歴史の中で、平成 26 (2014) 年度に海外大学と協定を締結し、平成 27 (2015) 年度には海外プログラムを実施したことは大きな成果と言える。

更に、平成 28 (2016) 年度には新たにベトナムでのインターンシップ、JICE と連携した国際交流事業、そして JTB と連携した短期研修を実施することができた。中期計画に掲げる国際化の推進については着実に実行出来ており、参加学生が僅かではあるが、本学のグローバル教育も大きく進展したと考えている。今後も引き続き海外活動の機会提供を行い、学生に対して幅広い学修環境の提供を行える様、調査及び検討を継続する。

参考資料 (エビデンス集 (資料編) [資料 B-1-2])

V. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【表 F-1】	大学名・所在地等	
【表 F-2】	設置学部・学科・大学院研究科等／開設予定の学部・学科・大学院研究科等	
【表 F-3】	学部・研究科構成	
【表 F-4】	学部・学科の学生定員及び在籍学生数	
【表 F-5】	大学院研究科の学生定員及び在籍学生数	
【表 F-6】	全学の教員組織（学部等）	
	全学の教員組織（大学院等）	
【表 F-7】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-8】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別の志願者数、合格者数、入学者数の推移（過去 5 年間）	
【表 2-2】	学部、学科別の在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-3】	大学院研究科の入学者数の内訳（過去 3 年間）	
【表 2-4】	学部、学科別の退学者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-5】	授業科目の概要	
【表 2-6】	成績評価基準	
【表 2-7】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 2-8】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 2-9】	就職相談室等の利用状況	
【表 2-10】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-11】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-12】	学生相談室、医務室等の利用状況	
【表 2-13】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-14】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-15】	専任教員の学部、研究科ごとの年齢別の構成	
【表 2-16】	学部の専任教員の1週当たりの担当授業時間数（最高、最低、平均授業時間数）	
【表 2-17】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 2-18】	校地、校舎等の面積	
【表 2-19】	教員研究室の概要	
【表 2-20】	講義室、演習室、学生自習室等の概要	
【表 2-21】	附属施設の概要（図書館除く）	該当なし
【表 2-22】	その他の施設の概要	
【表 2-23】	図書、資料の所蔵数	
【表 2-24】	学生閲覧室等	
【表 2-25】	情報センター等の状況	
【表 2-26】	学生寮等の状況	
【表 3-1】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 3-2】	大学の運営及び質保証に関する法令等の遵守状況	
【表 3-3】	教育研究活動等の情報の公表状況	
【表 3-4】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 3-5】	消費収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 3-6】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 3-7】	消費収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 3-8】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 3-9】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 3-10】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	

高崎商科大学

【表 3-11】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	
----------	-----------------------------------	--

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	学校法人 高崎商科大学寄附行為	
【資料 F-2】	①高崎商科大学大学案内（2018）	
	②高崎商科大学大学院大学案内	
【資料 F-3】	①高崎商科大学学則	
	②高崎商科大学大学院学則	
【資料 F-4】	①2018 年度 入学試験要項（推薦入試・一般入試・センター試験利用入試・AO 入試） （高崎商科大学・高崎商科大学短期大学部）	
	②2018 年度 入学試験要項（特別入試・3 年次編入） （高崎商科大学・高崎商科大学短期大学部）	
	③2018 年度 入学試験要項 （高崎商科大学大学院）	
【資料 F-5】	①2017 年度 学生便覧（高崎商科大学）	
	②2017 年度 学修の手引き（高崎商科大学大学院）	
【資料 F-6】	平成 29 年度事業計画	
【資料 F-7】	平成 28 年度事業報告	
【資料 F-8】	①アクセスマップ http://www.tuc.ac.jp/access/index.html	
	②キャンパスマップ http://www.tuc.ac.jp/campus/map.html	
【資料 F-9】	①法人の規程一覧（規程集目次）	
	②高崎商科大学規程一覧（規程集目次）	
【資料 F-10】	①学校法人 高崎商科大学役員名簿	
	②学校法人 高崎商科大学評議員名簿	
	③理事会・評議員会の開催状況	
【資料 F-11】	①決算等の計算書類（過去 5 年間）	
	②監事監査報告書（過去 5 年間）	
【資料 F-12】	2017 年度 シラバス（高崎商科大学）	

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の明確性		
【資料 1-1-1】	高崎商科大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-1-2】	高崎商科大学建学の精神（学生便覧（2017）3 ページ）	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-1-3】	高崎商科大学教育理念（学生便覧（2017）3 ページ）	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-1-4】	高崎商科大学 3 つのポリシー（学生便覧（2017）3～4 ページ）	【資料 F-5】と同じ
1-2. 使命・目的及び教育目的の適切性		
【資料 1-2-1】	授業科目一覧表（学生便覧（2017）18～25 ページ）	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-2-2】	高崎商科大学の COC 事業	

高崎商科大学

【資料 1-2-3】	高崎商科大学経理研究所 (2018)	
【資料 1-2-4】	高崎商科大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-2-5】	中期計画 (平成 27 年～31 年度 : 5 か年)	
【資料 1-2-6】	カリキュラム検討会議答申	
1-3. 使命・目的及び教育目的の有効性		
【資料 1-3-1】	全学会議資料	
【資料 1-3-2】	高崎商科大学建学の精神、教育理念 (大学案内 (2017) 6, 34 ページ)	【資料 F-2】と同じ
【資料 1-3-3】	高崎商科大学建学の精神、教育理念 (保護者のためのガイドブック (2017)))	
【資料 1-3-4】	高崎商科大学ホームページによる情報の公表 http://www.tuc.ac.jp/uv/disclosure.html (本学の教育ポリシー)	
【資料 1-3-5】	高崎商科大学学生生活・学習支援センター規程	
【資料 1-3-6】	高崎商科大学メディアセンター規程	
【資料 1-3-7】	高崎商科大学コミュニティ・パートナーシップ・センター規程	
【資料 1-3-8】	高崎商科大学経理研究所規程	

基準 2. 学修と教授

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	アドミッションポリシー(2018 年度入学試験要項(1 ページ))	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-2】	アドミッションポリシー (大学案内 (2018) 34 ページ)	【資料 F-2】と同じ
【資料 2-1-3】	アドミッションポリシー (学生便覧 (2017) 3～4 ページ)	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-1-4】	アドミッションポリシー (SHODAI キャンパスガイド (2017) 2 ページ)	
【資料 2-1-5】	アドミッションポリシー (学修の手引き・高崎商科大学大学院 (2017 年度))	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-1-6】	入試関連業務実施のガイドライン	
2-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 2-2-1】	高崎商科大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 2-2-2】	カリキュラムポリシー (学生便覧 (2017) 4 ページ)	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-2-3】	中期計画 (平成 27～31 年度 : 5 か年)	【資料 1-2-5】と同じ
【資料 2-2-4】	高崎商科大学大学院学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 2-2-5】	カリキュラムマップ ●経営学科 ①経営コース ②情報コース ③観光まちづくりコース ●会計学科 ①会計コース ②金融コース	
【資料 2-2-6】	科目ナンバリング (シラバス)	【資料 F-12】と同じ
【資料 2-2-7】	初年次教育の取り組み (学生便覧 (2017) 6 ページ)	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-2-8】	高崎商科大学アクティブ・ラーニングについて	
2-3. 学修及び授業の支援		
【資料 2-3-1】	高崎商科大学大学院ティーチング・アシスタント規程	
【資料 2-3-2】	高崎商科大学チューター規程	
【資料 2-3-3】	TA 及びチューター実績表 (過去 3 年)	

高崎商科大学

【資料 2-3-4】	入学前教育資料	
【資料 2-3-5】	自己発展シート「未来創造プラン」	
【資料 2-3-6】	オフィスアワー一覧	
【資料 2-3-7】	学生生活・学習支援センターのご案内	
【資料 2-3-8】	①資格の杜 ②学びの杜	
【資料 2-3-9】	教育支援ネットワークシステム (Web Campus II 操作説明書 [学生用・教員用])	
【資料 2-3-10】	高崎商科大学大学院長期履修学生規程	
【資料 2-3-11】	高崎商科大学大学院学則	【資料 F-3】と同じ
2-4. 単位認定、卒業・修了認定等		
【資料 2-4-1】	高崎商科大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 2-4-2】	学部における卒業要件単位数 (学生便覧 (2017) 10~11 ページにも記載)	
【資料 2-4-3】	高崎商科大学履修規程	
【資料 2-4-4】	教務マニュアル	
【資料 2-4-5】	学生からの問い合わせ制度	
【資料 2-4-6】	高崎商科大学大学院学則	【資料 F-3】と同じ
2-5. キャリアガイダンス		
【資料 2-5-1】	平成 28 年度卒業生進路状況表	
【資料 2-5-2】	FD 研修会 (キャリア教育) 講師用	
【資料 2-5-3】	平成 28 年度就活支援講座シラバス	
【資料 2-5-4】	業界研究セミナー開催要項	
【資料 2-5-5】	5 大学協定書	
【資料 2-5-6】	3 短大協定書	
【資料 2-5-7】	春季学内合同企業説明会案内資料	
【資料 2-5-8】	企業向けパンフレット「商大リンク」	
【資料 2-5-9】	企業からの卒業生評価資料	
【資料 2-5-10】	卒業後 3 年アンケート集計結果	
2-6. 教育目的の達成状況の評価とフィードバック		
【資料 2-6-1】	①授業についてのアンケート ②授業自由記入アンケート	
【資料 2-6-2】	学生生活満足度アンケート	
【資料 2-6-3】	開放授業参観報告書	
2-7. 学生サービス		
【資料 2-7-1】	学生生活・学習支援センター規程	【資料 1-3-5】と同じ
【資料 2-7-2】	高崎商科大学学生委員会細則	
【資料 2-7-3】	グローバル (大学案内 (2018) 13 ページ)	【資料 F-2】と同じ
【資料 2-7-4】	学生生活満足度アンケート	【資料 2-6-2】と同じ
2-8. 教員の配置・職能開発等		
【資料 2-8-1】	高崎商科大学教育職員任用規程	
【資料 2-8-2】	高崎商科大学特別任用教育職員規程	
【資料 2-8-3】	高崎商科大学兼任教育職員規程	
【資料 2-8-4】	高崎商科大学海外研修旅費規程・高崎商科大学海外旅費規程に関する内規	
【資料 2-8-5】	海外研修制度実績表	
【資料 2-8-6】	高崎商科大学ファカルティ・ディベロップメント規程	
【資料 2-8-7】	FD 活動資料	
【資料 2-8-8】	①授業についてのアンケート ②授業自由記入アンケート	【資料 2-6-1】と同じ

高崎商科大学

【資料 2-8-9】	教員個人教育・研究活動計画書、教育個人研究活動報告書	
【資料 2-8-10】	高崎商科大学教養教育検討委員会細則	
【資料 2-8-11】	学校法人 高崎商科大学教育職員人事考課規程	
2-9. 教育環境の整備		
【資料 2-9-1】	講義室、演習室の概要	
【資料 2-9-2】	情報機器、授業用の機器一覧表	
【資料 2-9-3】	選書ツアー資料 (2017)	
【資料 2-9-4】	図書館ニュース パイディア (No. 18)	
【資料 2-9-5】	図書館利用案内 (2017)	
【資料 2-9-6】	授業別履修者数確認表 (2017)	
【資料 2-9-7】	危機管理基本マニュアル	

基準 3. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 3-1-1】	学校法人 高崎商科大学寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 3-1-2】	高崎商科大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 3-1-3】	①学校法人 高崎商科大学文書取扱規程 ②学校法人 高崎商科大学文書保存規程 ③学校法人 高崎商科大学公印取扱規程	
【資料 3-1-4】	学校法人 高崎商科大学勤務規程	
【資料 3-1-5】	学校法人 高崎商科大学ハラスメントの防止に関する規程	
【資料 3-1-6】	ハラスメント防止と相談員制度 (学生便覧 30 ページ)	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-1-7】	学校法人 高崎商科大学個人情報の保護に関する規程	
【資料 3-1-8】	①プライバシーポリシー ②学生個人情報の利用目的 (学生便覧 96 ページ)	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-1-9】	学校法人 高崎商科大学公益通報者の保護に関する規程	
【資料 3-1-10】	高崎商科大学ホームページによる情報の公表 http://www.tuc.ac.jp/houjin/finance.html (本学の財務情報)	
【資料 3-1-11】	財務情報の公開 (学園広報誌「商大」9～10 ページ)	
【資料 3-1-12】	財務情報の公開 (学内報「Green Campus」10～11 ページ)	
3-2. 理事会の機能		
【資料 3-2-1】	学校法人 高崎商科大学寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 3-2-2】	学校法人 高崎商科大学事務組織規程	
【資料 3-2-3】	学校法人 高崎商科大学内部監査委員会規程	
【資料 3-2-4】	学校法人 高崎商科大学理事会規則	
【資料 3-2-5】	理事会・評議員会の開催状況	【資料 F-10】と同じ
3-3. 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ		
【資料 3-3-1】	平成 29 年度高崎商科大学運営方針	
【資料 3-3-2】	高崎商科大学協議会規程	
【資料 3-3-3】	高崎商科大学教授会規程	
3-4. コミュニケーションとガバナンス		
【資料 3-4-1】	高崎商科大学協議会規程	【資料 3-3-2】と同じ
【資料 3-4-2】	法人企画調整会議 (学校法人 高崎商科大学事務組織規程第 24 条)	【資料 3-2-2】と同じ
【資料 3-4-3】	①学校法人 高崎商科大学教育職員人事考課規程 ②学校法人 高崎商科大学事務職員人事考課規程	

高崎商科大学

【資料 3-4-4】	全学会議資料	【資料 1-3-1】と同じ
【資料 3-4-5】	学校法人 高崎商科大学寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 3-4-6】	インスティテューショナル・リサーチ推進委員会細則	
3-5. 業務執行体制の機能性		
【資料 3-5-1】	学校法人 高崎商科大学事務組織規程	【資料 3-2-2】と同じ
【資料 3-5-2】	学校法人 高崎商科大学勤務規程	【資料 3-1-4】と同じ
【資料 3-5-3】	学校法人 高崎商科大学事務職員人事考課規程	【資料 3-4-3】の②と同じ
【資料 3-5-4】	スタッフ・ディベロップメント規程	
【資料 3-5-5】	SD 推進委員会活動報告書	
3-6. 財務基盤と収支		
【資料 3-6-1】	中期計画（平成 27～31 年度：5 か年）	【資料 1-2-5】と同じ
【資料 3-6-2】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【資料 3-6-3】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【資料 3-6-4】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
3-7. 会計		
【資料 3-7-1】	学校法人 高崎商科大学経理規程及び経理規程施行細則	
【資料 3-7-2】	監事監査報告書	【資料 F-11】と同じ
【資料 3-7-3】	学校法人 高崎商科大学内部監査委員会規程	【資料 3-2-3】と同じ

基準 4. 自己点検・評価

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 自己点検・評価の適切性		
【資料 4-1-1】	高崎商科大学自己点検・評価規程	
【資料 4-1-2】	高崎商科大学ホームページによる情報の公表 平成 25 年度 高崎商科大学自己評価報告書 平成 26 年度 高崎商科大学自己評価報告書 平成 27 年度 高崎商科大学自己評価報告書 平成 28 年度 高崎商科大学自己評価報告書 http://www.tuc.ac.jp/uv/disclosure.html	
4-2. 自己点検・評価の誠実性		
【資料 4-2-1】	①個人目標計画書 ②個人目標達成自己評価書 ③教員個人研究・研究活動計画書 ④教員個人研究・研究活動報告書	③・④は【資料 2-8-9】と同じ
【資料 4-2-2】	①委員会、部局年間計画書 ②委員会、部局の自己点検・評価書	
4-3. 自己点検・評価の有効性		
【資料 4-3-1】	中期計画（平成 27 年～31 年度：5 か年）	【資料 1-2-5】と同じ
【資料 4-3-2】	CA（チェック・アクション）表	

基準 A. 地域連携

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 大学が持っている知的・人的資源の地域への還元		
【資料 A-1-1】	文部科学省「地（知）の拠点整備事業」 ①平成 28 年度・成果報告書 ②平成 27 年度・成果報告書	

高崎商科大学

	③平成 26 年度・成果報告書	
A-2. 地域社会との連携		
【資料 A-2-1】	文部科学省「地（知）の拠点整備事業」 ①平成 28 年度・成果報告書 ②平成 27 年度・成果報告書 ③平成 26 年度・成果報告書	【資料 A-1-1】と同じ

基準 B. 海外活動

B-1. 学生への海外体験、多文化交流機会の提供		
【資料 B-1-1】	高崎商科大学交換留学規程	
【資料 B-1-2】	グローバル（大学案内（2018）13 ページ）	【資料 F-2】と同じ